

目 次

論 文

国際会計基準への言語論的接近

..... 全 在 紋 (3)

トヨタ危機についての一考察

—中国人研究者から見た危機原因の評価と教訓—

..... 朱 麗 娜 (27)
徐 宝 妹

中国における災害対応救済と福祉事業の歴史的研究

..... 孟 冬 (61)

市场营销学研究方法论的纷争与新动向

..... 王 衍 宇 (85)

コーポレート・ガバナンス論の諸問題

—日本における議論の再検討—

..... 黒 川 秀 子 (97)

国際会計基準への言語論的接近

全 在 紋*

I は じ め に

会計は「企業の言語」と言われる。会計に限らず、日本語や英語など、各国（または各地域）における日常言語にも明らかであるが、およそ人間の言語（language）はどれも、基本的には語彙（ごいvocabulary）と文法（grammar）からできている。

日常言語における語彙（ボキャブラリー）とは、日本語の場合、「父」「母」「学校」「家」などなど、日本語の単語全体を意味する。また、文法とは、「単語を組み立てて文章（sentence）を作る規則の集まり」のことである。「語順」などが代表的な例である。たとえば、“I am a boy”という英語の語順は、“私は（I）少年（boy）です（am）”という日本語の語順とは、明らかに違っている。それでも、英語にも日本語にも、それぞれ独自の語順が存在する、という点では共通している。

近時、企業活動の国際化が大きくクローズアップされている。経済のグローバリゼーション（世界化）によるものである。こうした変化は、会計にも大きな影響を与えている。上に述べたように、言語の2大構成要素は、語彙（単語の集まり）と文法（語順など）である。企業の言語（会計）においては、勘定（科目・金額）の集合は語彙に相当する。簿記の諸類型（単式ないし複式）は、文法に相当する。

中小零細企業の会計処理においては、今も単式簿記による場合が多い。他方、多国籍企業（大企業）における会計文法は、おおむね「複式簿記」で共通している。しかしながら、それら多国籍企業の会計における語彙の体系、とりわけ勘定の集合については、当該企業が本籍とする国家間相互において大きな相違が存在している。勘定分類（収益費用観または資産負債観）や

* 本学経営学部教授

キーワード： 国際会計基準、概念フレームワーク、ソーシャル、フーコー、会計的言説

勘定金額の評価額（大小）に大きな差異が存在するからである。

国家間相互において会計（企業の言語）における語彙や文法が相違したままでは、国家を異にする企業間での、財務諸表（財政状態や経営成績）の精確な比較は不可能となる。日常言語に引き寄せて言えば、日本語しか知らない人びとと、英語しか知らない人びととの間では、相互に真つ当なコミュニケーションは困難である。それと同じである。こうした障害を克服するために、会計における世界共通語として、国際会計基準（International Accounting Standards [IAS] and/or International Financial Accounting Standards [IFRS]）の制定が構想された。

本稿は、ソシュール（Ferdinand de Saussure）やフーコー（Michel Foucault）らの所説を援用して、国際会計基準の言語論的意義について考究するものである¹⁾。

II 意味実体論と意味関係論

言葉（ないし言語，広義には「記号」）とは何か。言語学界における定説では、「言語とは意味を持つもの」である。裏返して言えば、「意味を持たないものは言語でない」ということになる。言語といえは、われわれは通常、音声や文字を思い浮かべる。もちろん、それらも言語には違いないが、ガッツ・ポーズやウインクなど、意思表示となる人間の仕草（行為）もまた、言語に含まれる。意味を持つからである。言語（記号）となりうるものの範囲は、広範かつ多様である。

言語とは意味を持つものである。言語学界において、この点の認識について、異論は見あたらない。《意味》と切り離された、単なる音声や文字だけでは、言語と見られない。そうした音声・文字の交換（遣り取り）だけでは、対人間でコミュニケーション（意思疎通）が図れないからである。すなわち、人間と人間の間で、《意味》の交換（遣り取り）があつて、はじめてコミュニケーションが成立する²⁾。すなわち、言語（記号）とは、音声・文字・ポーズ・ウインクなどといったモノ（事物・現象）それ自体ではなくて、「意味の交換」というコトないし過程（プロセス）である³⁾。これが言語学界における定説の趣旨である。

1) 本稿は、『国際会計研究』（韓国国際会計学会・学会誌，第22集，2012年11月）に掲載された拙稿「国際会計基準（IFRS）に潜む新自由主義：会計言語論的接近」（韓国語）を大幅に加筆し，日本語論文として公刊するものである。

2) この場合，「人間と人間の間」というのは，「自己と他者の間」だけに限定されない。〈独り言〉すなわち「自己（自分）と自己（もう一人の自分）との間」も含まれる。いずれも，両者の間で「意味の交換」が成立しているからである。独り言の場合，自分の行動の動機・決意・心理をもう一人の自分に対して表現し，「意味の交換」を果たしていることになる。

3) 川出由巳，『生物記号論—主体性の生物学』，京都大学学術出版会，2006年，72頁。

言語とは、意味を持つものである。では、そのさい言われている「意味」とは何か？ つまり、「意味の意味」とは何か、ということである。この点になると、諸説が乱立している。当該諸説を二大別すると、言語（言葉）の意味とは、一つは、事物・現象といった実体に対する「名前」であるとする見方である。「意味実体論」と呼びえよう。もう一つは、言葉の意味とは、体系内で共存する他のすべての言葉との「関係」であるとする見方である。こちらは「意味関係論」と呼びえよう。

両説のうち、古今東西、意味実体論が我われの「常識」となっている。たとえば、「机」とか「desk」とかという言葉は、『書物を読んだり、物を書いたりするための台』という事物に対する「名前」である。あるいは、「風」とか「wind」とかという言葉は、『空気の移動』という現象に対する「名前」である、とする見方である。意味実体論によれば、事物（または現象）と、それらの表現をなす名前（言葉）とは、「一対一で対応」（one-to-one correspondence）すると見られる。意味実体論においては、言葉と実在（実体＝事物・現象）とは対応し、直接的な関係をもつと見られている。

ただし、意味実体論に立つ言語観は、人びとのアバウトな〈思い込み〉にすぎない。少し注意して考えれば、言葉とその意味（実体）とは、かならずしも「一対一で対応」するものではない。このことは幼児の言語習得プロセスなど顧みれば、直ちに判明する。最初に『犬^{イヌ}』を見て、それは「犬^{イヌ}」だと教えられた子どもは、今度は狸や狐を見て、それらも誇らしげに「犬^{イヌ}」だと言いはることがある。これに対し大人が「いや、あれは犬じゃない、あれは狸（狐）だよ」と教えてやることにより、子供たちは犬と狸（狐）との区別を学んでいく。つまり、言葉の意味とは、実体（事物・現象）にあらず、それら実体に対する概念（特徴・特性）であることを学んでいく⁴⁾。意味実体論の破綻は、ここに明白であろう。問題はむしろ、そのさい生起するところの〈概念〉の由来である。

日本の子どもたちは、『蝶^{チョウ}』を見たら「きれい」と追い駆ける。『蛾^ガ』を見たら「気持ち悪い」と追い払う。しかし、フランスの子どもたちには、そうした反応の違いは生じない。彼・彼女らには『蝶^{チョウ}』と『蛾^ガ』の区別ができない。「蝶^{チョウ}」も「蛾^ガ」も、フランス語では、「papillon」一語で括られているからである。また、日本人は、『犬^{イヌ}』と『狸^{タヌキ}』を区別する。しかし、フランス人には『犬^{イヌ}』と『狸^{タヌキ}』の区別もできない。「犬^{イヌ}」も「狸^{タヌキ}」も、フランス語では「chien」一語で括られているからである。

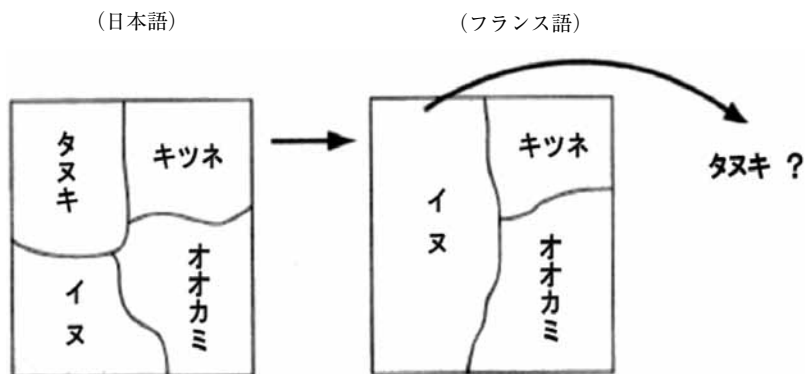
以上の事例とは逆に、とくに時制（tense）の形式などは、日本語よりもフランス語の方が精細である。フランス人は瞬間的な過去形（複合過去形）と習慣的な過去形（半過去形）とを区別するが、日本人にとって過去形は一種類だけである。また、フランス語ほか欧米語では現

4) ヴィヴィアン・パー（田中一彦訳）、『社会的構築主義への招待』、川島書店、1997年、57頁。

在形と未来形は峻別されるが、日本語において両者は混成している。たとえば、「見える」という日本語動詞の時制表現は、現在形（「いま富士山が見える」）も未来形（「霧が晴れたら富士山が見える」）も、同じである⁵⁾。単語にせよ時制にせよ、いずれも、意味実体論ではよく説明できない事例である。

日本語とフランス語との、日常言語の意味関係に対する比較図（図1：四つ足動物の関係図）を見られたい。日本語にいう「タヌキ」にあたる言葉がなくなれば、日仏語間で、「イヌ」のみならず「キツネ」や「オオカミ」という語の意味（面積）も、連動して変化する⁶⁾。このところを能く読みとっていただきたい。日常言語において、意味関係論の核心をなす一例である。意味関係論においては、言葉と実体とは対応しないと見られ、それゆえ両者の直接的な結び付きは断絶されることとなる。代わって、言葉の意味は、同じラング（言語体系）内で共存する他のすべての言葉と「網目」をなす関係において定まる、という言語観になる。

図1 四つ足動物の関係図



「蝶」と「蛾」,「犬」と「狸」, 時制の精粗その他に対する日本語とフランス語の相違, これらが示唆する内容は、重要である。世界各国の人びとが一堂に会したとする。同じ時刻に、同じ場所で、同じ事物を見聞きしていても、日本語、フランス語、英語などなど、見聞きしている人びとの言語（母語）により、見聞きされる認識内容がそれぞれすべて違って来る。われ

5) 町田健,『日本語の時制とアスペクト』, アルク, 1989年, 14頁, 17頁。

6) 丸山圭三郎,『ソシュールの思想』, 岩波書店, 1981年, 96~97頁。

なお、本稿では、本旨を損なうことのない範囲で、丸山が例示している四つ足動物の名称を一部変更している。

われは普段、そのことにまったく気づいていない！ そうした深刻な内容が含意されているからである。こうして、20世紀において、哲学の中心的な研究テーマは変化した。それまでの「世界とは何か」から、「言語とは何か」へと転回（turn）した⁷⁾。

言語（言葉）には、主要な2つの機能がある。①コミュニケーション機能と、②外界認識規定機能である。言語がコミュニケーション機能を有することは、一般的にもよく認知されている。しかし、言語の外界認識規定機能については、ほとんど顧みられていない。意味実体論でも意味関係論でも、言語にコミュニケーション機能があることについては、共によく承知されている。しかし、言語の外界認識規定機能は、意味関係論に特有の機能観である。言葉とその意味（実体）とは一対一で対応するとみる意味実体論では、想定されていない機能である。

ちなみに、言葉の関係の意味は、どのようにして定まるのか。後期ウィトゲンシュタインによれば、対話者間での「使用」により決まるとされる。すなわち、対話者間においては、言葉の意味が言葉の使用を決定するのではなく、逆に言葉の使用が言葉の意味を決定するのだという。たとえば、トランプにおけるジョーカー（記号＝言葉）の意味は、それを使用して遊ぶ各種ゲームのルール（体系＝複数カード間の関係）によって異なる。こうした後期ウィトゲンシュタインの言語観が、意味関係論に立脚していることは、明らかである。

ウィトゲンシュタインによれば、コミュニケーションは、対話者間で互いに伝達し合いたい言葉の意味の「遣り取り」を通じて成立している。日常われわれが興じるゲームには、ルールというものが存在する。常に存在している。しかし、トランプにせよ野球にせよ、それらゲームのルールには、もともと根拠（意味としての実体）などいっさい存在しない。根拠もなしに、もっぱら便宜的（人為的）なルールの使用により、コミュニケーション（言葉の意味の遣り取り）が成立している。この点を踏まえて、ウィトゲンシュタインはコミュニケーションを「言語ゲーム」と呼んだ⁸⁾。

それはともかく、日常言語における「^{イヌ}犬」や「^{タヌキ}狸」といった四つ足動物の識別に対する意味関係は、会計言語にも、そのまま投影されている。下掲における会計言語の意味関係に対する比較図（図2：試算表借方項目の関係図）を見られたい。四つ足動物における「タヌキ」は、試算表借方項目における「繰延資産」に重なる。図3（会計言語の意味関係論比較）にあるとおり、いまだ収益費用観を引きずる日本の会計基準には、「繰延資産」が存在する。しかし、資産負債観の濃厚な国際会計基準（IFRS）や米国会計基準（FAS）に、繰延資産は存在しない。

7) 竹田青嗣、『竹田教授の哲学講義21講』、みやび出版、2011年、285頁。

この展開を「言語論的転回」（linguistic turn）という。グスタフ・ベルクマンが名づけた。リチャード・ローティ（富田恭彦・戸田剛文共訳）、『文化政治としての哲学』、岩波書店、2011年、186頁。

8) 白取春彦、『図解「哲学」は図で考えると面白い』、青春出版社、2004年、78頁。

図2 試算表借方項目の関係図

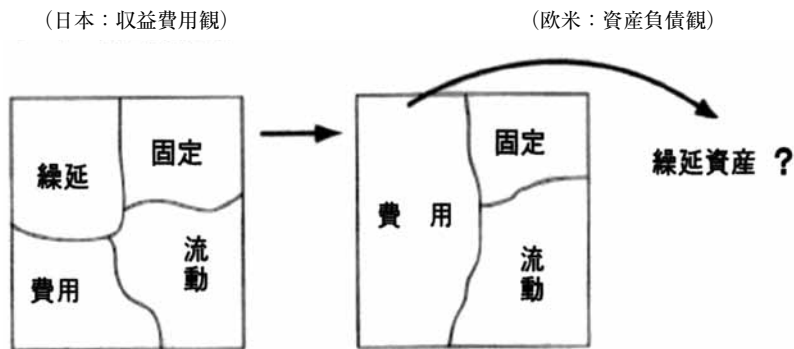


図3 会計言語の意味関係論比較

繰 延 資 産	収 益 費 用 観	資 産 負 債 観
	あ り (日 本)	な し (IFRS, FAS)

「繰延資産」(図1では「タヌキ」という会計言語が追放される(消失する)としても、当該支払対価はそのままシンプルに「費用」(図1では「イヌ」)の拡大とはならない。たとえば、創立費や開業費といった開業準備支出については、日本では営業外費用あるいは繰延資産として計上されるが、欧米では創立費は費用あるいは無形資産として計上される。資産負債観において、収益費用観にいう「繰延資産」という言葉がなくなれば、「費用」や「無形資産(固定資産の一部)」という用語の意味(面積)も、連動して変化する。ここのところを能く読みとっていただきたい。会計言語において、意味関係論の核心をなす一例である。

実体(事物・現象)が先在し、言葉はそれら実体を後から写像(命名)しているだけなのか。あるいは、言葉が先に創作され、実体はそれら言葉により後から築像⁹⁾(創造)されるのか。前者が意味実体論の言語観であり、後者が意味関係論の言語観である。

心理学者・梅津八三が、今から60年も前に意味関係論の正当性を裏付ける研究(実験結果)を公表している。先天性盲人が成人して後に、外科手術を受け開眼したとする。梅津によれば、

9)「写像」と対概念をなす「築像」という術語は、次稿に負っている。

永野則雄,「会計事実の構築」,『経営志林』,第26巻第1号,1989年4月,119頁。

なお、言語は社会的存在であるので、「築像」とは言え、個々人において各自勝手な意味付与が可能というわけではない。

永野則雄,「会計的認識におけるアーテキュレーションの問題(2)」,『経営志林』,第27巻第2号,1990年7月,80頁。

そのさい開眼者に最初に見える外界はただ眩しいだけ、個別の事物・現象は何も識別しえないという。外界の事物・現象に対する明暗・色調・形状・遠近などの認識は、分化の工作（言葉の学習）をまって初めて可能になるという¹⁰⁾。梅津の研究は、ソシユール言語学と同様、「言葉（言語）なくして認識なし」ということを教えている。

Ⅲ 制度としての国際会計基準

国際会計基準の制度的模索は、1975年に始まる。会計制度の長い歴史にてらせば、きわめて新しい制度である。げんざい国際会計基準は、ロンドンに本部をおく国際会計基準審議会（IASB）が中心となって、策定されつつある。2011年11月現在、国際連合加盟国192ヶ国のうち120ヶ国以上において採用されているという。国際会計基準の制定は、会計における世界共通語策定の試みと見なしえよう。

世界共通語と言え、日常言語の次元においては、ザメンホフ（L. Zamenhof）のエスペラント語提唱（1887年）が想起される。彼は、言語の違いによる異民族間での不幸な衝突を悲しんだ。平和な共存の実現を願った。そのためには、世界共通語の開発が必須であると考えた。しかし、その崇高なビジョンにもかかわらず、現在もエスペラント語の普及はあまり進んでいない。提唱以来125年を経て、いまだ世界人口のわずか0.03%程度にすぎないという推計もある。国際会計基準の普及も容易でないことが、早くもどこか暗示されているかのようである。

意味実体論は古今東西の「常識」であるが、それに対抗する意味関係論は、スイスの言語学者・ソシユール以来の知見である。いまだ、100年ほどの歴史にすぎない。

ソシユールのあと、20世紀後半に台頭した思想は「ポストモダン」と呼ばれる。ポストモダンの中で、とりわけ人気の高い哲学者にミシェル・フーコーがいる。彼には、「20世紀最大の思想家の一人」との評もある¹¹⁾。ちなみに、ポストモダンに属する思想家たちの言語観ないし着眼は、基本的にはソシユールに由来している¹²⁾。じっさい、フーコーも自身の著述の中で、「パロール（発話行為）」や「ランゲージュ（言語活動）」といった用語を、ソシユールの定義に従って使っている¹³⁾。わざわざその点に言及する文献も見られる¹⁴⁾。

10) 梅津八三、「先天性盲人の開眼手術後における視覚体験」、『児童心理と精神衛生』、第2巻第4号、1952年2月、1～9頁。

11) 渡辺守章、「言説の軌跡—日本におけるミシェル・フーコー」、蓮實重彦・渡辺守章編、『ミシェル・フーコーの世紀』所収、筑摩書房、1993年、17頁。

12) 中村雄二郎、「哲学の言葉と言葉の哲学」、『思想』、第572号、1972年2月、154頁。

13) ミシェル・フーコー（渡辺一民・佐々木明共訳）、『言葉と物』、新潮社、1974年、92頁、306頁、315頁。

14) L.ピンスワンガー／フーコー（荻野恒一・中村昇・小須田健共訳）、『夢と実存』、みすず書房、1992年、14頁。

フーコーの著作は、世界中で読まれた。現在も熱心に読まれている。フーコーの思想に影響された研究が、さまざまな分野で発表されてきた。教育学、心理学、精神医学、犯罪学、刑事学の領域で、さらには社会学や政治学の方面でも、多くの著述がものされた。さらに、フーコーの考えは、性的マイノリティの権利運動をはじめ、社会運動や政治運動にも広がっていった¹⁵⁾。

フーコーによると、新しい知のシステム（科学ないし学問）には、必ず権力（power）の移行（shift）が伴うとされた。「知と権力は一体」だというのである。フーコーは、この世に普遍的で中立的な真理（知識）などは存在せず、真理は常に時代と社会における権力に相対的であると強調している。じっさい、16世紀以降、宇宙についての〈真理〉は天動説から地動説へと転換した。その結果、キリスト教会の権威は落ちた。そうした事例などは、フーコーの主張を裏付けている。

人間が得た新しい知識は、社会における新たな制度（institution）として結実する。フーコーは、そうした新制度には、常にこれまでとは異なる権力の移行があると言うのである。その言が正しければ、知識としての国際会計基準の誕生にも、これまでとは異なる権力への移行が伴うことは、十分に考えられよう。

国際財務報告基準財団（IFRS Foundation）は、会計基準設定主体としての国際会計基準審議会（IASB）をその監督下に収めている。国際財務報告基準財団は定款（Constitution）を保持している。当該定款の第2条において、同財団の目的が披瀝されている。その目的とは、「公益のために、明確に関連づけられた諸原則に基づき、高品質で、理解しやすく、しかも強制力ある世界的に認められた財務報告基準の単一セットを開発すること」とされている。

もし、そのような高品質で強制力ある単一セットの会計基準を開発しえたとすれば、当該会計基準に基づいて作成された財務諸表は、企業の財政状態・経営成績を正しく写像する、という主旨であろう。そして、企業の財政状態・経営成績に対し正確な写像を実現する会計基準があるとすれば、そうした会計基準は我われ会計人にとって、会計における〈真理〉としての知識を保証するものということになろう。企業の正しい財政状態・経営成績といったものが実体として先在し、それを写像する財務諸表（企業の言語）がありうるとする言語観は、意味実体論を基礎にしている。

国際財務報告基準財団における目的の中でも言及されているとおり、国際会計基準が「強制力」を有するとすれば、当該基準は「制度」として機能することとなる。制度とは、社会における諸規範が複合化し体系化したものである¹⁶⁾。すなわち、制度は「規範」である。さらに、その規範は「言語」として機能する。

15) 重田園江、『ミシェル・フーコー』、筑摩書房、2011年、122頁。

16) 下中直人編、『世界大百科事典』（改訂新版）、第15巻、「せいど 制度 institution」、平凡社、2007年、381頁。

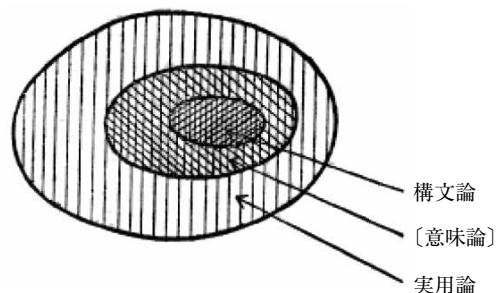
青柳は、つとに語っている。「規範は言語である。一見して奇異な、この命題を理解するには、およそ規範のない状態を想像してみるのが早道である。成文規範にせよ、不文規範にせよ、規範というものが存在しなければ、われわれは他人の行動を予測することができない。規範があれば、自分がある行動をとれば、相手がどう反応するか、かなりの程度まで推測が可能である。無法地帯では何が起こるのか見当がつかない。要するに、規範は人びとが相互に行動を予測する手づる、ひいては、相互に意思をはかる手立てである。いいかえれば、規範は意思疎通の手段であって、言語機能の一つであるコミュニケーションの役割を演ずる。」¹⁷⁾ 制度は規範であり、規範は言語である。そして、その言語は「意味の交換」すなわち「意思疎通」を実現する。それゆえ、制度（規範）に結実する「知」、それと一体をなすフーコーの「権力」論は、言語論的分析の対象となりえよう。

意味関係論は、意味実体論に対抗する言語観である。図1および図2に見られるとおり、日本語もフランス語も、収益費用観も資産負債観も、それぞれに固有のバイアス（偏見）を内含している。言語の成り立ちが、もともと自然にあらず、人為（コンベンション）の所産だからである。自然法則（物理法則）ではなく、社会規範を源泉とするものだからである。ただ、そのバイアスは、我われ人間にとり普段は意識されない。人間にとって、自身の使用言語による認識は、いつも〈真〉だと思い込まれてしまっている。この点が強調されていることで、ソーシャルとフーコー、両者の言語観は共通している。

モリス（C. W. Morris）の記号論（狭義には言語論）によれば、記号の研究には3分野ありとされる。記号および記号のあいだの関係をあつかう構文論（syntactics）、記号およびその指示物（世界または「経験」——現実のまたは想像上の）への関係をあつかう意味論（semantics）、記号およびその使用者との関係をあつかう語用論（pragmatics）である¹⁸⁾。

3分野の関係について、チェリーは図4のような模式図を提示して解説している¹⁹⁾。「実用論」とあるのは、モリス訳書にいう「語用論」と同義である。言語論であるので、ソーシャル説もフーコー説も共に「意味論」に言及している。ただ、この模式図を用いて両説におけるアングルの違いを整理するならば、ソーシャルはランゲ

図4 記号論3分野の模式



17) 青柳文司、「法と会計の言語性について」、『會計』第89巻第3号、1966年3月、30頁。

18) チャールズ・モリス（内田種臣・小林昭世訳）、『記号理論の基礎』、勁草書房、1988年、12～3頁。

19) A.J.エイヤーほか（市井三郎ほか訳）、『コミュニケーション』、みすず書房、1957年、80頁。

(言語体系)に焦点を定め「単語」を基本に「構文論」を展開している。これに対し、フーコーは権力に焦点を定め「言説」を基本に「語用論」を展開している²⁰⁾。

フーコーのいう「言説」(discours)とは、「言表」(énoncé)の総体である²¹⁾。その言表は、「文」(及びその意味としての「命題」)を含むところの、個々の「発話行為」(スピーチ)を言うと言われる²²⁾。さまざまな言表のうちで、相互に何らかの秩序を形成し合っている言表の集合が、「言説」である。「言説」や「言表」が会計事象とどのようにかわるかは、後述される。

ソシュールのいう「ラングの体系」(言語の構造)は、フーコーのいう「言説の編成規則」に照応している。編成規則 (les règles de formation) をもった言説は、それ自体は真でもなければ偽でもない。しかし、フーコーによると、言説は権力と通じ合って「真理としての効果」をもつことがあり、それによって絶対的な強制力を持つにいたるとされる。フーコーにおいて、「真理は権力の一形式である」と言明される所以である²³⁾。

ソシュールと同様、フーコーの言語観もまた、意味関係論に立脚している。それゆえ、フーコーにおいても、言説を構成する言表(記号)に先立つ現存(実体)はない、と断言される²⁴⁾。さらに、フーコーは「私が企てている分析には、^{レ・モー}＜言葉＞は^{レ・シヨーズ}く物>そのものと同様に断固として不在である。……『言説』は、予想されるような、純粹で単純な、物と^{レ・シヨーズ}言葉との交錯ではないことを示したい」[ルビは原典のママ]²⁵⁾、あるいは「言語は、^{ランガージュ}知覚される物の側ではなく、活動する主体の側に『根をもつ』」²⁶⁾、とも述べている。明らかに、言葉(記号)と実在(実体)との対応は否定されている。

フーコーのいう「^{レ・モー}言葉」は本節冒頭のパラグラフにいう「言語」と同意であり、基本的には語彙と文法を2大構成要素とする。言語における語彙が写像でなく、築像であることは、上掲の図1・図2からも明らかであろう。さらに、日本語と英語の語順の違いからも明らかなように、フーコーは、言語の文法的配置もまた、「言表されているもののアプリオリ」であること

20) ダニエル・ドゥフェール(中野知律訳)、「言葉とイマージュ」、蓮實重彦・渡辺守章編、『ミシェル・フーコーの世紀』所収、筑摩書房、1993年、229頁。

小山亘、『近代言語イデオロギー論』、三元社、2011年、79頁、510頁。

21) 中村雄二郎、「言語表現とは何か—フーコー『言語表現の秩序』にふれて」、『文芸』、第11巻第2号、1972年2月、195頁～196頁。

22) 田中智志、『教育思想のフーコー』、勁草書房、2009年、127頁。

23) ミシェル・フーコー(桑田禮彰訳)、「権力について」、桑田禮彰ほか編、『ミシェル・フーコー 1926—1984』所収、新評論、1984年、34頁。

24) フーコー(渡辺・佐々木共訳)、前掲『言葉と物』、91頁。

25) ミシェル・フーコー(中村雄二郎訳)、『知の考古学』(改訳版新装)、河出書房新社、1995年、76頁。

26) フーコー(渡辺・佐々木共訳)、前掲『言葉と物』、310頁。

を力説し、言語の実体写像性を否認している²⁷⁾。

そればかりか、ドレイファスとラビノウも指摘しているとおり、フーコーは「言説の編制は諸言表が言及している諸対象によって差異化されるのではなくて、その言説の編制こそが諸言表がそれについて語っている対象を生みだすということを見てとっていた」[傍点は原典のママ]²⁸⁾のである。

フーコーによれば、相互に何らかの秩序を形成している言表（言葉）を交わす中で、人間は自身の知覚・思考・行動において、いつの間にか無意識のうちに言説（権力）によるコントロールを取り込んでしまっているとされる。言表の総体としての言説、そして言表を構成する記号に先立つ実体はないこと（記号と実体との対応の否定）、さらにはある言表の意味は同じ言説内の他の諸言表との「網目」（réseau）の関係の中で決まってくる²⁹⁾とするコンテキスト、我われはここにフーコーの意味関係論を看取するのである。

IV 言表・言説・エピステーメー

フーコーによれば、事物や現象の在り様に対する認識（真理）は、時代や社会（文化圏）に即して可変的である。彼が言うには、真理は常に唯一不変というわけではなく、その時代、その社会における〈知の枠組み〉すなわちエピステーメー（épistémè）によって異なるとされる³⁰⁾。フーコーのいう「エピステーメー」は、クーン（Thomas Kuhn）の「パラダイム」と通底している。両者は対象とする研究領域が違っていただけである。フーコーは人文科学の分野で、これに比しクーンは自然科学の分野で³¹⁾、それぞれ知の枠組みを考究した。

フーコーによれば、外界に対する人間の基本的な認識は、エピステーメーによって規定され

27) フーコー（渡辺・佐々木共訳）、前掲『言葉と物』、318頁。

28) ヒューバード・L・ドレイファス&ポール・ラビノウ（井上克人訳）、「第3章・言説的実践の理論に向けて」、山田頼洋・鷲田誠一ほか共訳、『ミシェル・フーコー 構造主義と解釈学を超えて』所収、筑摩書房、1996年、100頁。

なお、引用文中に言う「編制」は、3つ上のパラグラフにおける「編成」と同じである。フランス語の「formation」を日本語に訳出する際の違いである。

29) フーコー（渡辺・佐々木共訳）、前掲『言葉と物』、91頁。

フーコーは「すべての表象は記号（シーニュ）としてたがいに結ばれ、全体として巨大な網目のようなものを形成している」と言う。フーコーがここで述べている「網目」は、本稿の図1・図2に現れているような「網目」である。ソシュールの連合関係論とびたり重なっている。

全在紋、前掲『会計言語論の基礎』、48～52頁、80頁。

30) 加賀野井秀一、『知の教科書 ソシュール』、講談社、2004年、150頁。

31) ポール・ストラザン（浅見昇吾訳）、『90分でわかるフーコー』、青山出版社、2002年、64頁。

るとする。それは「実際の経験に先立つアприオリな見方」を意味している。エピステーメーは、さまざまな学問の基礎にあって、学問そのものを可能にする条件であり、しかも学問自体には不透明な前提となっているものを指す。「不透明な前提」とは、この場合、学者（研究者）自身にも自覚されていない前提という意味である。すなわち、「無意識（深層意識下³²⁾）の前提」である。

エピステーメー（アприオリな前提）を発掘する学問、フーコーはそれを「考古学」（archéologie）と呼んだ。ついでながら、「考古学」という語の意味は、一般とフーコーとは異なっている。ダーウィンの「進化論」に典型的であるが、考古学は一般に、歴史を〈連続〉的な進歩（進化）の過程と見て著述されることが多い。しかし、考古学に対するフーコーの構想は、そうした著述とはまったく異なっている。彼のいう「考古学」において探究される〈知の枠組み〉は、時代や社会によって相互に《断絶》されている。歴史は、連続的な進歩（進化）の過程とは見られていない。

フーコーは考古学に対する自らの構想に基づき、エピステーメーを整序した。その結果、中世以降の人類史においては、大別して3つのエピステーメーが識別されうるとしている。人間というものの認識において、鍵（カギ）をなす概念の特性を併記して示せば、次のようである³³⁾。

- ①中世とルネッサンス（17世紀半ば以前）のエピステーメー： 概念の類似性
- ②古典主義時代（17世紀半ば以降）のエピステーメー： 概念の同一性と相違性
- ③近代（19世紀以降）のエピステーメー： 両義（客体かつ主体）としての人間概念

前述のとおり、フーコーの創見は、「〈知〉は〈権力〉と一体である」というものである。〈知〉の枠組み（システム）そのものが、学問ないし科学の中身を決定する。その知のシステムには、それぞれのシステムに特有の言語観が内含されている。そもそも、それぞれの学問や科学において表明される「真理」は、口承であれ筆跡であれ、常に〈言語〉により表現される必要がある。その際、真理の表現に貢献する言語は、いつも何らかの言語観に立脚している。そして、その言語観は、時代ごとに変移するので、相互に異なっている。

「言葉（言語）なくして認識なし」とする意味関係論をベースにすれば、どの〈言語〉にも、すでにバイアスが内在している。すると、「真理」はいつもバイアスのかかった言語により表現されていることとなる。バイアスのかかった言語により表現される真理は、当然、バイアス

32) 「深層意識下」の含意するところについては、次著を参照のこと。

丸山圭三郎、『欲動』、弘文堂、1889年、147～148頁。

33) 中山元、『フーコー入門』、筑摩書房、1996年、76～110頁、106頁。

のかかった内容とならざるを得ない。このように見るならば、フーコーの語用論的展開に拠らずとも、意味論的にも既に、この世に普遍的で中立的な真理（知識）など存在しない道理である。

既述のとおり、エピステーメーは、時代や社会の間で相互に断絶している。本稿では、とくに知における「言語表現の視座」すなわち「言語観」の側面から、上記3つのエピステーメーにおける種差を要約しておきたい。

フーコーによれば、中世とルネッサンスにおけるエピステーメーは「類似」であった。彼においては、この時代に言葉（記号）の「意味を求めるとは、たがいに類似したものとは何かをあかすみに出すこと」であった³⁴⁾。言わば「意味類似論」であった。フーコーのいう「類似」概念には、「類比」が含まれている。たとえば「星と天空の関係は、草と大地の関係、生物と地球の関係になぞらえることができる」³⁵⁾という。言語表現としての「類比」は、言語学という「メタファー（隠喩）」に他ならない。すなわち、「写像観」とも「築像観」とも異なる「比喩観」が、当時の言語観であったということになる。

ここで言う「星と天空の関係」と「草と大地の関係」、あるいは「星と天空の関係」と「生物と地球の関係」を、それぞれ「異質な2つのカテゴリー」と呼べば、メタファーは、異質な2つのカテゴリー間における何らかの類似性を梃子（てこ）（拠り所）とした文彩である。しかも、数あるレトリック（修辞）の中で、もっとも目立つ派手な文彩である³⁶⁾。

レトリックは、長らく「むやみに言葉を飾りたてる修辭的な手段」と考えられる傾向があった。しかし、その後における言語研究の深化により、昨今メタファーは「日常生活の伝達をより効果的にし、新しい創造的な世界を造りあげていくための、認識と発見の手段としての役割もになっている」³⁷⁾ことが分かった。

この意味で、中世とルネッサンスにおける言語観は、現代言語学の定見からもすでに大きな效能を有していたことが知れる。フーコーは、中世とルネッサンスの時代において急所をなす言語観として、「意味の類似性」を剔抉した。そのツボを押さえた炯眼は、さすがと思われるのである。

フーコーによれば、古典主義時代のエピステーメーは、「透明な言語」を前提としていたという³⁸⁾。外界の実体（事物・現象）に上手く名前を与えることができれば、完全に透明な言語体系の実現が可能になるとする見方である。存在論的には、きわめて唯名論（nominalism）

34) フーコー、前掲『言葉と物』、54頁。

35) 中山、前掲『フーコー入門』、78頁。

36) 野内良三、『レトリックと認識』、日本放送出版協会、2000年、18頁、57頁。

37) 山梨正明・岩田純一、『比喩と理解』、東京大学出版会、1988年、1頁。

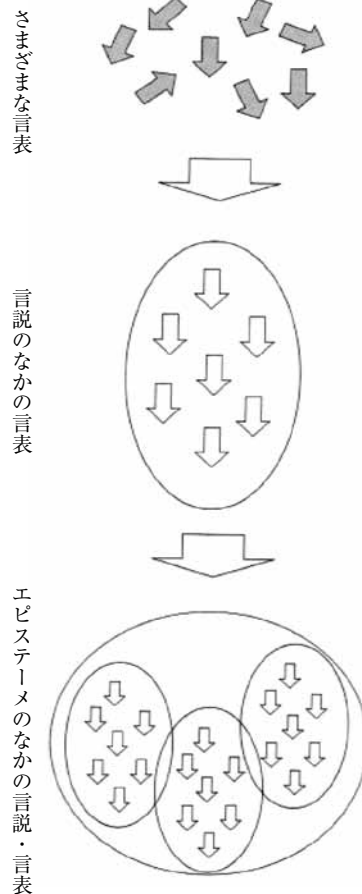
38) フーコー、前掲『言葉と物』、87頁、330頁。

的な言語観であったと言えよう³⁹⁾。言葉を実体（事物・現象）に対する〈名前〉とみる「言語名称目録観」であり⁴⁰⁾、本稿にいう意味実体論そのものであることは疑いを入れない。

古典主義時代の言語観が「透明な言語」であれば、それと対比される近代の言語観は「不透明な言語」ということになるだろう。いな、いっそう正確には、古典主義時代の「透明な言語」という呼称は、近代における「不透明な言語」を際立たせるための〈伏線〉だったとも見える。不透明な言語のもとでは、実体（事物・現象）と言語の直接的な対応は否定される。換言すれば、言語は実体から切り離された実在ということになる⁴¹⁾。そして、実体が言語を規定するのではなく、言語の方こそが実体を能動的に規定すると見られる⁴²⁾。このとき、言語は実体を写像するのではなく⁴³⁾、築像するという見方につながるであろう。

実体を築像する言語は、人間の創作であるので、当初から恣意的である。しかし、恣意的でも、社会的実在として出来あがった言語は、社会（無数多数者）の受容を得ずに、個人が自分勝手に作り変えられるものでもない。かくして、言語は必然的に人間（個々人）の発話行為（スピーチ）を規制し⁴⁴⁾、もって人間の思考を規定することとなる。そして、人間を一定のバイアス思考（使用言語に内在する偏見）へと誘導する。このことは、母語

図5 言表・言説・エピステマー



39) フーコー、上掲書、317頁。

40) フェルディナン・ド・ソシュール（小林英夫訳）、『一般言語学講義』、岩波書店、1972年、95頁。

41) 手塚博、『ミッシェル・フーコー：批判的実証主義と主体性の哲学』、東信堂、2011年、36頁、40頁～43頁。

42) 小田中直樹、『『言語論的転回』以後の歴史学』、岩波講座 哲学11『歴史／物語の哲学』所収、岩波書店、2009年、128頁。

43) 野家啓一、「歴史を書くという行為」、岩波講座 哲学11『歴史／物語の哲学』所収、岩波書店、2009年、5頁～6頁。

44) 丸山圭三郎、『言葉とは何か』、夏目書房、1994年、123頁～124頁。

が違えば、蝶と蛾に対する反応の違いが日仏間の子供たちの間に存在する（図1参照）ことから、明らかであろう。言語のこうした機能から見れば、近代のエピステーメーにおける言語観は、意味関係論に立脚していると言えよう。

田中の解説によれば、「エピステーメーは、同じ領域ないし近い領域のなかの言説が寄り集まって生みだす、[言説より；執筆者注]一ランク上のレベルにある規則の総体・編成である」とされる。そして、彼は言表（énoncé）と言説（discours）とエピステーメーの関係について、図5（言表・言説・エピステーメー）のように絵解きしている⁴⁵⁾。

言語の位階から整理しておけば、言表は「対象言語」、言説は言表の「メタ言語」、エピステーメーは言表の「メタメタ言語」（あるいは言説の「メタ言語」）と位置付けられるであろう。

V 権力奉仕装置としての会計制度

フーコーが言うには、古典主義時代以前の権力は絶対的で、権力は特定の人物により「所有」されるものであった。権力者はその〈正体〉が明らかであった。ところが、近代社会では、権力は制度的で「行使」されるものに転じた。権力の所在は、人物ではなく制度に転換された。そのため、権力者は正体不明の〈匿名〉となってしまった⁴⁶⁾。

古典主義時代は、権力への抵抗者に対しては、〈四つ裂き〉のような「身体刑」が課せられた。人間（被支配者）は拷問・毀損の対象であった。権力の源泉は〈暴力〉であるところから、フーコーにより「死の権力」と命名された。他方、近代社会では、権力への抵抗者に対しては、〈監禁〉といった「自由刑」が課せられることとなった。人間（被支配者）は規律・訓練（discipline）の対象となった。権力の源泉は〈制度〉すなわち〈言語〉となり⁴⁷⁾、直接的な殺傷（暴力）ではなくなった。これから、近代の権力はフーコーにより「生の権力」と命名された。

近代社会における権力構造の比喩として、フーコーは図6のようなパノプティコン（Panopticon）を引例した⁴⁸⁾。パノプティコン（一望監視施設）とは、18世紀末にベンサム（J. Bentham）によって考案された建築学的形象である。ドーナツ型の監獄に収容された囚人たちには、各自の収容房の内側からは、中央に高くそびえる監視塔の中は見えない。しかし、監視されているかもしれないという思いだけで、常に緊張する。その結果、囚人は自分で自分

45) 田中智志、前掲『教育思想のフーコー』、129頁～130頁。

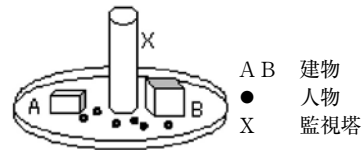
46) ミシェル・フーコー（田村俊訳）、『監獄の誕生』、新潮社、1977年、181頁。

47) フーコーは近代理性を〈制度としての言語〉から見直したことは、次稿でも論及されている。

中村雄二郎、「日本の思想風土とM・フーコー」、蓮實重彦・渡辺守章編、『ミシェル・フーコーの世紀』所収、35頁。

48) フーコー（田村訳）、上掲書、挿入図版、26頁。

図6 パノプティコン（一望監視施設）



を監視してしまうようになる。考案された一望監視施設に関する知のシステムは、権力とまさに一体であることが示唆されている。

フーコーによれば、近代社会における権力構造として、監獄の一望監視施設は象徴的なイメージにすぎない。それは近代社会の仕組み（制度）として、監獄のみならず、学校・企業・軍隊・病院その他組織にも、あまねく浸透しているとする。つまり、監獄だけが監獄なのではない。学校も企業も軍隊も病院その他も、近代社会の組織はすべて『監獄』だと見られているのである。

彼によれば、近代人は「巨大な監獄」の中で、錯綜しつつ「網の目」をなす諸権力の一望監視下にある、とされる。人々はいつも諸権力からの「視線の脅威」に怯え、自分で自分を管理するようになっている。権力の命ずる行動、との意識すらなく、いつしか自らのイニシアティブで諸権力の意に叶うような行動をとっている。これが近代社会における『人間』の実相だと言うのである⁴⁹⁾。

支配コストの点で、近代の権力者にとって、被支配者に対し自分で自分を管理させながら統治できることの効用は、計りしれないほど大きい。権力者は監視しなくても、すなわち不在でも、支配の実効を上げられるからである。近代以前の、たとえば奴隷制の時代には、権力者は被支配者の身体を占有しなければならなかった。権力者は被支配者を常に監視する必要がある。監視の目を少しでもゆるめると、被支配者は権力者を失望させた。この時点で、近代において規律・訓練がもたらした支配における実効の大きさは、「端麗」でさえある。フーコーはそう述べている⁵⁰⁾。

49) フーコー（田村訳），上掲書，202頁～211頁，227頁。

50) フーコー（田村訳），上掲書，143頁。

近代の規律権力（生の権力）は、人間（被支配者）を殺すよりも生かしておいて収奪することの方を選好する。フーコーによれば、「このような〈生 - 権力〉は、疑う余地もなく、資本主義の発達に不可欠の要因であった」⁵¹⁾とされる。そして、「このような権力は、殺戮者としてのその輝きにおいて姿を見せるよりは、資格を定め、測定し、評価し、上下関係に配分する作業をしなければならぬ」⁵²⁾と言う。

「資格」、「測定」、「評価」、「配分」といった、我われ会計人にはたいへん馴染みの深い用語が多用されている。会計とは、まさに、それら用語により意味される作業が、すこぶる体系的（組織的）になされる分野に他ならない。会計制度が資本主義権力（規律権力）に奉仕する役割の決定的な大きさが、うかがわれる。

ちなみに、「資格」に関説して、フーコーは次のようにも述べている。すなわち、「試験」は「規格化の視線であり、資格付与と分類と処罰とを可能にする監視である。ある可視性をとおして個人々が差異をつけられ、また制裁を加えられるのだが、試験はそうした可視性を個人々にたいして設定するのである。それゆえ、規律・訓練のすべての装置のなかでは試験が高度に儀式化されるわけである。権力の儀式と実験の形式とが、また力の誇示と真実の確立とが、試験のなかに集まって結びつく」⁵³⁾。

引用文中の「規格」とは、規律（＝強制的な規範）化がなされる際の物差しとなるルール（尺度・基準）をいう⁵⁴⁾。フーコーは、上述したウィトゲンシュタインの「言語＝ゲーム」観を踏襲している。フーコーのいう「規律」も、ウィトゲンシュタインのいう「ゲーム」も、その正当性の根拠は、共に規範をなすルール（規則）の社会的使用という状況あつてのものである。両者とも「言語ゲーム」に支えられている。すなわち、「言語ゲーム」におけるルール（規則）が人間（被支配者）にとってプラティック（実践的）な行為となると、ウィトゲンシュタインの「ルール」（規則）は、フーコーのいう「規格」に重なるということになる⁵⁵⁾。

ホスキンのマクベもフーコーに相乗りして、「近代的な専門職は、同時に、その専門的な知の枠組みを定義し、まず点数評価を行うペーパーテストのシステムを確立することで、資格授与を通じた専門職への参入障壁を構築している」と言明している⁵⁶⁾。近代の権力装置の中で、公認会計士試験や税理士試験といった国家試験（資格）の担っている〈特権的〉な役割が、余

51) ミシェル・フーコー（渡辺守章訳）、『性の歴史 I 知への意志』、新潮社、1986年、178頁。

52) フーコー（渡辺訳）、上掲書、182頁。

53) フーコー、前掲『監獄の誕生』、188頁。

54) 重田、前掲『ミシェル・フーコー』、109頁～111頁、197頁。

55) 柳内隆、「権力ゲームと言語ゲーム」、『月刊情況』、第三期第3巻第8号、2002年10月、129～132頁。

56) K. ホスキンのマクベ、「近代的な会計権力の起源」、アンソニー・ホップウッド&ピーター・ミラー編、『社会・組織を構築する会計』所収、中央経済社、2003年、115頁。

すところなく指摘されている。

フーコーは、古典主義時代の権力を「法的権力」（あるいは「法的・主権的権力」）と呼び、近代の権力を「規律権力」と呼んでいる。ただし、その際、「法の時代」から「規律の時代」といった単線的な歴史は、想定されていない。すなわち、法的権力は近代にも存在し、規律権力は古典主義時代においても存在していた。双方の権力とも、古典主義時代から近代にかけて併存していた。

ただ、古典主義時代は「法的権力」が〈主〉で、「規律権力」は〈従〉であった。それが近代においては、「規律権力」が〈主〉で、「法的権力」は〈従〉となった。古典主義時代と近代とで、「主調（重心）の移動」があったとする議論である。じっさい、「規律」の系譜は17世紀まで遡ることができる。法的権力は「国家の基本的枠組み」を構成するのに今も役立っている。しかし、フーコーによれば、近代においては「規律の機構が法制度を植民地化」⁵⁷⁾したのだという。

要するに、規律権力は法的権力が近代にも存続したことでむしろ可能になった、とする見方である。近代においては、規律権力が法的権力よりも〈一般化〉したというわけである。米谷はフーコーのいう権力の真意を理解するためには、法的権力（古典権力）と規律権力（近代権力）とは〈複層的〉な関係にあるという認識が肝要と強調している⁵⁸⁾。

この時点で、フーコー言語論におけるキーワード（言表・言説・エピステーメー）と、ソーシャル言語論におけるキーワード（連辞関係・連合関係）、それらを会計言語に読み替えてみよう。もって、両者言語論の会計的係わりについて見ておこう。

発話行為としての「言表」は、会計においては取引に対する具体的な『仕訳』や『区分表示』などに相当するであろう。「言説」とは、フーコーによれば、相互に何らかの秩序を形成している諸言表の総体（集合）であった。財務会計における近年の言説例としては、『収益費用観』や『資産負債観』、ないしは『単式簿記』や『複式簿記』などが該当すると言えよう。

これまで、英国のホップウッド（Anthony G. Hopwood）らを中心に、我われよりも前に、フーコーの思想を援用し会計現象の解明につとめた先行的な議論はあった。しかし、序説抽象的なレベルにとどまった。個別具体的なレベルでの言及は見られなかった。すなわち、言語論的に、学術用語としての言表・言説・エピステーメーが、会計用語としての仕訳・概念フレームワーク・帳簿システムなどどのように符合するのか、そうした点の指摘はなかった。フーコーとソーシャルを接合し、本稿で独自にそれを試みよう。次のようである。

57) フーコー、前掲『監獄の誕生』、231頁。

58) 米谷園江、「近代権力の複層性—ミシェル・フーコー『監獄の誕生』の歴史像—」、『関連社会科学』、第5号、1996年3月、19頁～25頁。

ミシェル・フーコー（高桑和巳訳）、『安全・領土・人口』、筑摩書房、2007年、10頁～12頁。

ソシユールのいう「連合関係」すなわち語彙の体系に照応する会計概念としては、たとえば『概念フレームワーク』が該当するであろう。それは集合概念として、「収益費用観」や「資産負債観」といった個別概念を外延とする。また、ソシユールのいう「連辞関係」すなわち文法の体系に照応する会計概念は、『帳簿システム』であろう。それは集合概念として、「単式簿記」や「複式簿記」といった個別概念を外延とする。

複式簿記は、財産変動の結果のみならず、その原因をも記録する。収益・費用といった名目勘定が体系内において編成されているのは、そのためである。連辞関係面について言えば、収益費用観も資産負債観も、基本的には複式簿記を共通の前提にしている。単式簿記も複式簿記も、会計という言語の連辞関係における言説であることには変わりがない。

会計言語の連辞関係（帳簿システム）とは別に、収益費用観や資産負債観も相互に別箇の会計的言説である。というのは、秩序形成されている諸言表（仕訳や区分表示）がそれぞれ相違しているためである。上に引例したところであるが、創立費や開業費は、収益費用観では繰延資産として仕訳することが可能であった。しかし、資産負債観の下では、繰延資産と仕訳することは不可であった。費用にするか、無形資産（固定資産の一部）にするかしか、認められていない。

山地の情報公開論によれば、特定の視角から業績評価される「会計計算構造をある学説から主張・正当化することは、他の代替的企業活動や経済活動を表象する学説を消し去る働きを持っており、そうした会計的主張は、フーコー的意味において『言説』（discourse）となる。ここでは、会計によって情報を生産して公開するという制度的行為と会計学説が補完的役割を担うことになる」⁵⁹⁾とされる。

国際会計基準において概念フレームワークをなす資産負債観が、日本の会計基準において概念フレームワークをなす収益費用観を凌駕して世界的基準になったとすれば、どうか。山地の言うとおり、確かに会計学説（会計的言説）としての資産負債観は、「他の代替的企業活動や経済活動を表象する」会計学説（会計的言説）としての収益費用観を「消し去る働き」を随伴することであろう。

また、損益計算書における区分表示について言えば、収益費用観では営業損益に営業外損益を加減して「経常損益」を独立区分表示する必要がある。収益費用観において、「特別損益」を切り離して「経常損益」を独立区分表示する訳は、いわゆる「当期業績主義損益」を明示するためであった。他方、資産負債観では、収益費用観において独立区分表示される「経常損益」は、「特別損益」とともに「営業損益」に含めて区分表示されることになっている。資産負債観においては、「包括主義損益」の開示が、最終目標と見られているためである。「資産」や「費

59) 山地秀俊、「情報公開論の諸相」、『会計検査研究』、第26号、会計検査院、2002年9月、225頁。

用」という会計用語の意味が、概念フレームワークにおける会計的言説ごとに、別々に編成されていることが知れる。

については、収益費用観に立つ日本の損益計算書では、損益は5区分で開示される。売上総損益・営業損益・経常損益・税引前当期純損益・当期純損益である。他方、資産負債観に立つ国際財務報告基準における包括利益計算書では、開示要求される損益は、非継続事業の損益・非支配持分に帰属する損益および包括損益・包括損益の3区分である⁶⁰⁾。

たとえば、日常言語という虹(rainbow)はいったい何色か？日本人やフランス人には7色に見える虹が、英語圏の人びとには6色にしか見えないという。インド人には5色、ショナ語を用いるザンビア人には3色、バッサ語を用いるリベリア人には2色だそうである。言語の規範性(人為性)において、会計言語(開示損益数は5区分か3区分か)と、日常言語(虹の色数は7色か6色その他か)とは、それぞれ意味関係論的性格において共通していることは明らかである。

長い会計の歴史の中で、今のところは単式簿記から複式簿記への重心移動が進行中のように見える。斯学における通説では、これは単式簿記よりも複式簿記の方が合理的であることによる重心移動と見られている。すなわち、ダーウィニズムの意味で、「進化している」からだという解釈であろう。しかし、斯学におけるこの通説は、フーコーの主張とは相容れない。彼に言わせれば、権力の交替があったためだということになる。

複式簿記を文法とする収益費用観も、あるいは複式簿記を文法とする資産負債観も、財産変動の結果および原因の双方において、経営活動の実態を写像している、ないしは写像しなければならないと思考しているのであれば、それは「透明な言語」を深層意識下のエピステーメとする発想であろう。斯学の通説における深層意識下の前提は、フーコーの指摘にいう、古典主義時代のエピステーメのまま、ということになる。

ちなみに、権力の複層性と同様、知のシステム(エピステーメ)も時代を超えて複層的であろう。すなわち、学問における言語の不透明観(近代のエピステーメ)と、透明観(古典主義時代のエピステーメ)との関係も、複層的であろう。加えて、両者言語観は錯綜的であろう。

近代の哲学や言語学においては、既に言語の不透明観が主であり透明観は従である。これに対し、現代会計学の通説は、いまだ哲学・言語学の領域では従である言語の透明観が主のまま、と見られるのである。ただし、もしこうした錯綜を見て、現代の会計学は近代の哲学や言語学に比べて後塵を拝しているととるのはどうか。それも、ダーウィニズムの進化論的発想であろう。フーコーの考え方とは、相違するであろう。

60) 長谷川茂男編、『IFRSの開示ガイドブック』、中央経済社、2010年、39頁。

VI む す び

以上の小考につき、我われなりの結論を要約して示せば、次のとおりである。

- (1) フーコーは、語用論的展開に依拠しつつ、この世に普遍的で中立的な真理は存在しないと主張した。しかし、意味関係論をベースにすれば、真理は常にバイアスのかかった言語により表現されている。バイアスのかかった言語により表現される真理は、当然、バイアスのかかった内容とならざるを得ない。それゆえ、語用論的展開に拠らずとも、意味論的にも既に普遍的で中立的な真理は存在しない道理である。
- (2) 本論において解示されたとおり、四つ足動物（タヌキ・イヌ・キツネ・オオカミ）を表現する日常言語において、日本語とフランス語との間にある意味の相異は、試算表借方項目（繰延資産・費用・固定資産・流動資産）を表現する会計言語において、収益費用観と資産負債観との間にある意味の相異と、オーバーラップしている。言語現象としては、日常言語も会計言語も、意味実体論より意味関係論に即応している。
- (3) フーコー言語論におけるキーワードを会計言語に読み替えれば、発話行為としての「言表」は、取引に対する具体的な『仕訳』や『区分表示』となって表れるスピーチ，ということになる。「言説」とは、フーコーによれば、相互に何らかの秩序を形成している言表の総体（集合）であった。会計における近年の言説例としては、『収益費用観』や『資産負債観』，ないしは『単式簿記』や『複式簿記』などが該当すると言えよう。
- (4) ソシユールのいう「連合関係」すなわち語彙の体系に照応する会計概念は、いわゆる『概念フレームワーク』が該当するであろう。それは集合概念として、「収益費用観」や「資産負債観」といった個別概念を外延とする。また、ソシユールのいう「連辞関係」すなわち文法の体系に照応する会計概念は、『帳簿システム』であろう。それは集合概念として、「単式簿記」や「複式簿記」といった個別概念を外延とする。
- (5) 収益費用観や資産負債観は、相互に別箇の会計的言説である。というのは、秩序化されて表現される諸言表（仕訳や区分表示）がそれぞれ相違しているためである。たとえば、仕訳については、創立費や開業費は、費用か「繰延資産」か、あるいは費用か「無形資産」か、の相違である。また、区分表示については、営業外損益は「経常損益」区分で表示するのか、「営業損益」区分に含めて表示するのか、の相違である。

(未完)

(2012年11月30日受理)

Linguistic Approaches to International Accounting Standards (IFRS)

CHUN Jae Moon

The conclusions reached in this paper can be summarized as follows:

(1) Foucault insisted that absolute and neutral truth do not exist in the world from a pragmatics angle. However, according to the theory of meaning as relation, truth is always expressed by language with a bias. Naturally, truth expressed by language with a bias surely must contain content that is biased. Therefore, from a semantics angle, we insist that truth does not already exist, even if not grounded in pragmatics.

(2) As shown in Table 2, the differences in meaning that exist between Japanese and French in ordinary language to express four-legged animals (raccoon, dog, fox, wolf) overlap the differences in meaning that exist between the revenue and expense view and the asset and liability view in accounting language to express the four debit items of trial balance (deferred assets, expenses, fixed assets, current assets). As language phenomena, both ordinary language and accounting language cope more with the theory of meaning as relation than the theory of meaning as substance.

(3) If we replace key words in Foucault's language theory with accounting words, then *énoncés* as locutionary acts corresponds to speeches represented as concrete journalizations of business transactions or as classified expressions of income statements. According to Foucault, *discours* is the entirety (set) of *énoncés* that mutually forms some kind of order. Recent examples of *discours* in accounting are the revenue and expense view or the asset and liability view, and single-entry bookkeeping or double-entry bookkeeping, etc.

(4) The accounting concept that corresponds to Saussure's paradigmatic relation, i.e. system of vocabulary, seems to be the so-called "conceptual framework." This is a collective concept, comprising singular concepts such as the revenue and expense view and the asset and liability view as extensions. Furthermore, the accounting concept that corresponds to Saussure's syntagmatic relation, i.e. system of grammar, seems to be the so-called "system

of book-keeping.” This is a collective concept, comprising singular concepts such as single-entry book-keeping and double-entry book-keeping as extensions.

(5) The revenue and expense view and the asset and liability view are mutually different accounting *discours*. This is because *énoncés* (journalizations and classified expressions) that have become ordered and expressed are mutually different. For example, as for journalizations, organization expense and business commencement expense may become either expense or deferred asset, otherwise expense or intangible fixed asset. Furthermore, as for classified expressions, non-operating results are located in the ordinary results section or operating results section.

トヨタ危機についての一考察

——中国人研究者から見た危機原因の評価と教訓——

朱 麗 娜*
徐 宝 妹**

目 次

- 1 はじめに
 - 1.1 トヨタの歴史
 - 1.2 1990年代の荒波の中でのトヨタの選択
 - 1.3 トヨタ成功の要因
 - 1.3.1 トヨタ綱領の堅持
 - 1.3.2 顧客重視と品質改善
 - 1.3.3 トヨタ独特の生産方式
- 2 絶好調に潜む深刻な危機
 - 2.1 世界一販売台数の裏で進んだりコールの増加
 - 2.2 品質問題の欧米へ拡大
 - 2.3 リコール問題による巨額損失
- 3 危機に陥った要因
 - 3.1 危機意識の欠如
 - 3.2 過度なコストダウン
 - 3.2.1 コストダウンの手法
 - 3.2.2 「CCC21」計画
 - 3.2.3 コストダウンの影響
 - 3.3 市場拡大に専念

* 上海外国語大学大学院修了

** 上海外国語大学国際交流学院教授

キーワード：リコール、拡張、コストダウン、危機管理、政治的手腕

- 3.3.1 1995年以降における海外拠点の急増
- 3.3.2 部品サプライヤーの変化
- 3.3.3 現場主義の強みの喪失
- 3.3.4 製品開発時間の短縮
- 3.4 顧客重視から利益重視へ
- 4 リスク・マネジメントと政治的手腕の欠如
 - 4.1 危機管理の原則
 - 4.2 問われるべきトヨタのリスク・マネジメント
 - 4.2.1 遅れた対応
 - 4.2.2 責任の否定
 - 4.2.3 誠意のない説明会
 - 4.3 日本的危機管理
 - 4.3.1 恥文化
 - 4.3.2 階層制度
 - 4.4 政府支持の欠如
 - 4.4.1 バックアップのあるアメリカ企業
 - 4.4.2 日本政府の無力
- 5 終わりに

1 はじめに

経済が発展することによって、車はもう欠かせない存在になったと思う。車といえば、トヨタ自動車は世界で高い評価を受けている。トヨタなら、卓越した品質というイメージを思い浮かべる。トヨタは企業として成功しているのは、広く知られている。

トヨタは創業して以来、70年以上に渡って、トヨタの経営方式を守りながら、米国の自動車大手3社（ビックスリー）¹⁾を追いやって、日本自動車産業のトップメーカーとして世界でもビクプレーヤの地位を確固した。

しかし、絶好調に進んでいたトヨタは闇に陥った。2009年のリコール問題で、トヨタは大きな危機に陥った。今まで、人々の頭の中で、トヨタは品質を代表し、トヨタの自動車なら、品質には問題ないというイメージが強い。品質を誇っているトヨタはアメリカの市場でも大きな

1) GM, フォード, クライスラー

割合を占めている。1960年代、70年代に、アメリカの国産自動車産業は顧客離れという深刻な事態に陥った。トヨタなどの日本車は品質を誇りながら、アメリカ市場に進出した。そして、何十年間の努力で、アメリカでも、世界でも、トヨタはいい成績を取った。世界中に認められ、注目を浴びていた。世界最強トヨタといっても過言ではない。そんな強いトヨタは2009年のリコール問題で深刻な危機に陥るとは誰も予想しなかった。

トヨタの中にはいったい何が起こったのか。その背後に根本的な原因を探さなければならない。真の原因が見つからないと、顧客はトヨタに不信感を抱いて、トヨタから離れる恐れがある。今度のリコール問題が発生した原因を簡単にいえば、急速な市場拡大、利益への追求でトヨタの伝統を失ってしまったのだ。トヨタは世界トップの王座を得るために、自分の卓越した品格をおろそかにした。

そして、どうして今度、トヨタのリコール問題の影響はそんなに大きいのか。それはトヨタの危機管理に関係していると思う。深刻な事態に対処するため、トヨタにレベルの高い危機管理能力が求められていた。企業の製品不良に関する危機管理では、迅速かつ適切な対応がもっとも重要である。対応如何によって企業のイメージが向上し、損失を最小限に控えることができる。しかし、ほとんどの日本企業のリスク・マネジメントが弱くて、世界強者のトヨタでも例外ではない。トヨタの下手な危機管理で、トヨタのイメージが下降し、損失がいっそう大きくなった。

そして、危機が発生するとき、政治的手腕も大きな役割を發揮する。日本政府は長年、アメリカの思い通りに動いているから、決断力が低い。政府が軟弱で、日本企業の利益もちゃんと守れない。もし、政府の支持があれば、危機の影響を最小限に控えることが可能になる。

本論はトヨタのリコール問題をめぐって、危機を招いたトヨタ内部の要因を分析し、トヨタ危機管理の適切でないことと政治的手腕の欠如などについて話を進めたい。また、中国の民营企业はこれから経済発展の主力だと思うが、これらの民营企业は世界トップクラスの企業になるため、今度のトヨタ危機からいろいろなことを学ばなければならない。

1.1 トヨタの歴史

トヨタは今まで何十年の努力を続けて、小さい織機製造所から世界トップの自動車メーカーに上昇した。

トヨタ自動車は、1933年（昭和8年）に豊田自動織機製作所（現：豊田自動織機）内に自動車部として発足し、1937年に豊田自動織機製作所から分離独立させ、新会社「トヨタ自動車工業株式会社」として設立された。翌38年に挙母工場（現：トヨタ本社工場）を完成させ、本格的に生産を開始した。

1941年12月、太平洋戦争が勃発した。1945年8月、戦争が終わるまでの四年間に、日本の工

業生産の設備はほとんど破壊され、トヨタの工場も大きな被害をこうむった。

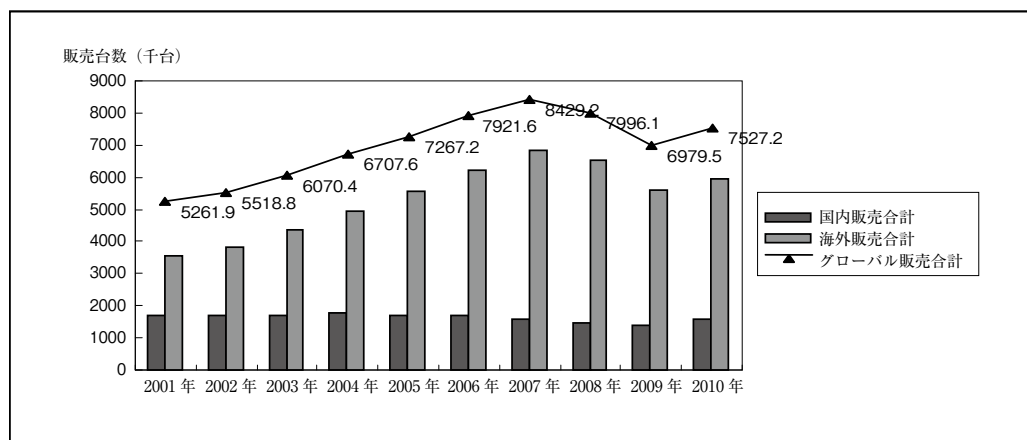
1962年、戦争の闇から回復したトヨタはヨーロッパ市場に進出した。同年、トヨタ自動車の生産台数は初めて百万台を突破した。

1965年、トヨタはデミング賞²⁾を獲得した。日本政府も1965年に輸入車の関税を廃止した。それから、トヨタ自動車は品質と価格両方で外国の自動車と本当の戦いを始めた。

1973年と1979年の石油危機をきっかけに、トヨタはエコカーを開発した。エコカーの登場はトヨタに新しい契機を持ってきた。アメリカ車に比べて燃費効率の圧倒的に高いトヨタ車は、瞬く間に人気車となり、トヨタは日増しに強大になった。石油危機はトヨタにとって追い風になったのである。

今、トヨタは海外で大きな市場シェアを占めている。生産拠点も世界中にゆきわたった。図1は近年のトヨタ車販売台数の変化を示している。特に、2000年以降、トヨタの海外での販売台数は急増した。2008年、トヨタは842.9万台を達成し、GMを超え、世界一位の王座を獲得した。トヨタは創業して以来、70年以上に渡って、トヨタの経営方式を守りながら、米国の自動車大手3社（ビッグスリー）を追いやって、日本自動車産業のトップメーカーとして世界でもビッグプレイヤーの地位を確立した。

図1 トヨタ販売台数の推移



出所: トヨタホームページ トヨタの地域別販売台数の推移より筆者作成

2) デミング賞 (Deming Prize) は、TQM (総合品質管理) の進歩に功績のあった民間の団体および個人に授与されている賞。日本科学技術連盟により運営されるデミング賞委員会が選考を行っている。アメリカの品質管理の専門家である W・エドワーズ・デミングからの寄付を契機として設立された。

1.2 1990年代の荒波の中でのトヨタの選択

1990年代、バブル崩壊後、日本企業は変化と革新を始めた。ほとんどの日本企業（ソニー、日産など）は米国の経営方式を導入した。しかし、トヨタは引き続き日本的経営方式を採用し続けた。ほとんどの企業がなかなか苦境から脱出できないなか、トヨタだけはバブル崩壊後のリストラ戦争からいち早く抜け出し、大幅な赤字経営で苦しむ企業の多い自動車業界にあって、「独り勝ち」と評されるに至った。日本経済の“失われた10年”はトヨタ高度発展の10年である。

この時代において、日本企業の採用した経営方式は、イノベーションと合理化では共通していたが、仔細に見れば各社毎にことになっていた。以下で、当時のソニーや日産の採用した経営方式とトヨタのそれとの違いについて、簡単に触れたうえで、トヨタがなぜ成功したのかを分析していくことにする。

1993年、ソニーは経営方式の改革を始めた。アメリカの経営方式をモデルとして、徹底的な変身をに舵を切った。2003年、出井伸之は基礎から改革計画を始めた。その計画はグローバルなリストラ、職員の13%削減であった。そして、生産現場を海外移転し、合資会社を設立した。日本の伝統的経営方式を捨て、アメリカ的経営方式を導入した。しかしながら、ソニーの改善はなかなか見えてこなかった。いま、ソニーの状況は大変厳しい。テレビ市場で、昔はソニーと比べ物にならなかった韓国のサムソンは、いまソニーの市場を奪っている。音楽の市場でも、ソニーはアップルの後ろに落ちた。ソニーはいろいろな挑戦の前に、大幅なリストラをし始めた。2009年1月、ソニーは14年ぶりの営業赤字を発表した。2600億円の経営赤字であった。

他方、日産自動車は、1999年、当時日本第二位の自動車メーカーであったが、深刻な債務危機に陥った。危機から抜け出すため、ルノーの傘下に入った。そして、ルノーとお互いに資本提携を行い、ルノーが日産自動車株を44.4%持ち、日産自動車が15%のルノー株を所有するという形で株を持ち合った。ルノーが日産自動車に経営陣を送り込み、親会社となったルノーは日産の経営再建に着手した。ルノーは実際の指導権を手に入れた。

日産がルノーの傘下に収められた後、ルノーはカルロス・ゴーンを最高経営責任者として日産自動車に送り込んだ。その後、「日産リバイバルプラン」計画を発表した。その計画をもとに、東京都武蔵村山市にある村山工場や京都府宇治市の日産車体京都工場などの余剰生産拠点を閉鎖し、余剰資産も売却し、そして余剰人員も削減した。それは信頼関係をベースにする労資関係や系列関係をやめ、ドライにリストラする方式であった。こうして、日産は危機の前に、日本的経営方式を捨てた。そして、ルノーに吞まれ、今まで誇った日本企業の特徴も失った。

1990年代、このようにして、多くの日系企業は日本的経営方式からアメリカ的経営方式に変わった。その中で、トヨタは勇気を持って、日本的経営方式を採用し続けた。終身雇用、サプライヤーとの連携などはトヨタ成功の柱になった。長期的で、安定的な経営方式はトヨタの主旨である。人を中心とするのもトヨタ経営の神髄である。このようなトヨタ流とその強さはア

メリカメーカーの注目を呼び、カンパシシステム、ジャストインタイムシステム、デザインイン、(事業会社、機能会社)の)中間組織などとして、逆にアメリカに大きなインパクトをあたえたのであった。

2008年、トヨタ車の販売台数は842.9万台を達成し、GMを超え、世界一位の座を獲得した。トヨタは創業して以来、70年以上に渡って、トヨタの経営方式を守りながら、米国の自動車大手3社(ピックスリー)を追いやって、日本ではもちろん、世界でもピックプレーヤの地位を確保した。

1.3 トヨタ成功の要因

トヨタを成功させるには、いろいろな要因があると考えられる。それらの要因を検討してみよう。

1.3.1 トヨタ綱領の堅持

トヨタ自動車の源流は豊田佐吉が創立した織機会社にさかのぼる。豊田佐吉は、1867年(慶応3年)に現在の静岡県湖西市に生まれた。彼は一生を織機の発明に捧げた。仕事をしていた間に、『苦難に屈せず、初志を貫徹する』、『国家、社会に貢献する』、『労働は人間の義務なり』は彼の信念であった。佐吉は織機の発明で富を蓄積し、それが後に豊田喜一郎が自動車産業に進出するときの資源となる。

1930年に豊田佐吉は逝去したが、その5年後、娘婿の豊田利三郎と長男の豊田喜一郎らの手によって、豊田綱領が成文化された。

『トヨタ綱領』は豊田佐吉の遺志を体し、今日までトヨタの基本精神として継続されている。以下は豊田綱領の内容である。

- 一. 上下一致、至誠業務に服し、産業報国の実を挙げべし
- 一. 研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし
- 一. 華美を戒め、質実剛健たるべし
- 一. 温情友愛の精神を発揮し、家庭的美風を作興すべし
- 一. 神仏を尊崇し、報恩感謝の生活を為すべし

その綱領の指導で、トヨタは正しい方向へ向かって発展してきた。それは豊田佐吉がトヨタに残した貴重な財産である。

ここには禁欲的労働と職務遂行精神、合理主義があり、禁欲によって資本蓄積がおこなわれるようになっている点で、M. ヴェーバー『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』の説くところにも一種通じるところがある。豊田佐吉は、そのような精神の体现者であったと言えるであろう。したがって、豊田綱領を徹底的に貫くことはトヨタを成功させる要因の一つであったと見なすことができよう。

1.3.2 顧客重視と品質改善

顧客重視と品質改善はトヨタの伝統といえる。トヨタが今までに顧客の信頼を得たのはトヨタ車の優れた品質によるところが大きい。「顧客の要望を調査・研究し、製品に反映せよ」、「製品だけでなく、生産システムの監査を通じて製品を改良せよ」、これらは豊田喜一郎がよく言った言葉である。

喜一郎は豊田織機時代の昭和10年11月に、最初の製品であるG1トラックを発表し、数十台を市場に発売した。しかし故障が次々と発生し、新聞でも『豊田車、また故障』という見出しが踊った。販売を全面的に任せていた神谷正太郎が「いくら金をかかってもいいから、故障はサービスでカバーしてくれ」といって次々と対応していった。このようにして次第に豊田車の故障は減っていったのだが、喜一郎はこのような経験から、社内の営業試験だけで問題を出し切ることは難しいと考えていた。そこで喜一郎は「顧客の要望を調査、研究し、製品に反映せよ」と語って、自動車がユーザーの手に渡り使用された結果についても、常に調査し、絶えずユーザーの要望に沿うように自動車の改良を続けた。そして、その実施組織として、社内の特権的に品質問題を監査し、改善を指示する「監査改良室」や「監査改良委員会」をつくり、活動させた³⁾。

もう一つの例は戦前のことであるが、ある法人ユーザーが、「トヨタはどういう姿勢で車を販売するのか」と販売部に押しかけてきたとき、販売部の責任者であった神谷はとっさに次のように答えたという。「とにかくお客様を第一に考えます。メーカーは後回しです」と。苦しい紛れに答えた言い逃れだったが、法人ユーザーは納得して帰ったという。その後、この言葉は『一にユーザー、二にディーラー、三にメーカー』という言葉となってトヨタのキャッチフレーズになった。この言葉は、「一に顧客志向マーケティング、二に販売志向マーケティング、三に生産志向マーケティング」という現代のマーケティング原則に匹敵する考え方であり、きわめて先進的な考え方であった⁴⁾。顧客重視と製品改善でトヨタは世の中に信頼され、世界に認められた。

1.3.3 トヨタ独特の生産方式

トヨタを成功させるもう一つの要因はトヨタの独特な生産方式である。トヨタ自動車の生産ノウハウを起源とする製品の生産手法である。効率的な手法として、業界や国を超えて認知が進んでいる。トヨタ生産方式、いわゆるTPS (Toyota Production System) とは、トヨタにおけるものの考え方、見方である。このTPSのコンセプトは無駄を徹底的に排除することである。生産を全体的に考え、製品生産の合理性とコストダウンを追い求める。すべての社員が常に無

3) 影山喜一『トヨタシステムの研究』、産能大学出版部、平成5年 p18。

4) 同上書 p23。

駄を意識し、改善を続けるというトヨタの漸進的なイノベーションの礎となっている。TPSは主にジャスト・イン・タイム生産方式とカンバン方式両方含んでいる。

(1) ジャスト・イン・タイム生産方式

JIT (just in time) というのはお客さんのニーズに応じて、必要なものを生産する。そして、必要なものを、必要な時に、必要な量だけ生産する。これはトヨタ独特な生産システムである。この生産システムの活用でものを作りすぎる無駄を排除し、在庫を最小限に控え、コストも削減された。さらに、合理的にものを生産し、効率を高めるのである。

(2) カンバン方式

カンバン方式はトヨタ生産現場における管理方法である。カンバン方式は、カンバンと呼ばれる札の上に生産の情報（部品名、数量など）を書いてあり、この札で作業の指示を伝える方法である。情報の載っている札を工程間で回し、生産を管理する。カンバンは生産指示、引き取り指示、輸送指示を下し、現場で生産をコントロールする。カンバンは見える道具として、各部門はカンバン通りに作業し、お互いに協力しながら生産を調整する。ものの生産部門、供給部門とマーケティング部門は密着し、力を合わせ、合理的に、そして効率よく輸出と輸入物流を手配する。市場の需要を満たし、生産プロセス全体の定刻性、同時性と在庫最小限を実現し、JITをサポートする。すなわち、ゼロ在庫が実現できる。それらのことによって、企業の利益を守ることができる。

ジャスト・イン・タイム方式とカンバン方式はトヨタの成長に大きな役割を發揮した。もちろん、トヨタの成功には自動化、標準作業などの働きも忘れることはできない。それらの生産方式がお互いに協力し、トヨタは今まで勢いよく発展してきた。トヨタの生産方式も成功企業のモデルとして、多くの企業がトヨタ方式を学んでいる。

2 絶好調に潜む深刻な危機

2008年、トヨタは長年の夢を実現した。2008年、販売台数は842.9万台を達成し、アメリカのピックアップ車を追いついて、世界トップの王座を手に入れた。

しかし、競争が激しい市場においては、好況は永遠に続くわけではない。勝者の座を守るため、少しの油断でも許されない。一瞬にして、機会は危機に変わることも少なくない。

今まで、絶好調に発展していたトヨタも、深刻な危機を招くこととなった。創業して以来、ずっと卓越した品質を誇ってきたトヨタ車にたいして、次から次へとリコール問題が起こるようになったのである。

2.1 世界一販売台数の裏で進んだリコールの増加

日本国土交通省が発表した主要メーカーのリコール台数ランキングによると、2001年度から2005年度にかけて、トヨタの合計リコール台数は529万台であった。なんとトヨタは日本の自動車業界でリコール台数の一番多いメーカーとなっていた。さらに、2009年末から2010年2月にかけてトヨタ自動車の一連の品質問題（フロアマット、アクセルペダル、プリウスのブレーキ）が起こった。それらの問題は世界で大騒ぎを起こし、トヨタ車の品質問題は一層目立つことになった。ずっと高品質を誇ってきたトヨタ車は苦戦を始めた。

表1は日本国土交通省が公表した日本国内の年度・メーカー別のリコール届出件数及び対象台数〔国産車、主要メーカー〕である。

表1 年度・メーカー別のリコール届出件数及び対象台数〔国産車、主要メーカー〕

製作者 (順不同)	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数	件数	対象台数
トヨタ自動車	6	809,394	7	1,168,734	5	563,132	14	2,121,187
日産自動車	11	607,554	7	566,271	14	625,738	11	947,306
三菱自動車工業	12	290,122	8	295,672	3	83,412	10	254,066
三菱ふそうトラック・バス	28	68,240	25	216,679	19	184,575	19	43,472
マツダ	7	323,528	6	241,292	3	93,476	3	64,602
本田技研工業	10	392,486	8	801,714	3	5,817	9	1,048,443
いすゞ自動車	19	184,996	27	531,975	21	91,270	23	295,443
富士重工業	6	44,438	3	227,686	2	7,814	4	129,282
ダイハツ工業	4	433,033	6	300,488	7	462,389	11	1,769,774
スズキ	6	468,654	5	478,075	11	725,947	13	407,368
日野自動車工業	13	13,402	17	82,996	9	56,612	14	6,919
日産ディーゼル	9	23,341	16	33,150	11	23,689	9	9,984
ヤマハ発動機	5	77,952	2	54,284	1	7,386	3	34,806
川崎重工業	5	2,317	2	967	4	2,198	0	0

出所：『自動車のリコール・不具合情報』 国土交通省自動車局審査・リコール課

表1は平成19年（2007年）から平成22年（2010年）まで、日本の各自動車大手メーカーのリコール対象台数を示している。平成19年（2007年）と平成20年（2010年）に、トヨタ自動車のリコール対象台数はそれぞれ809,394台と1,168,734台であった。ほかの自動車メーカーと比べると、リコール台数はかなり多かった。平成21年のリコール台数は563,132台で、以前よりちょっと減らしたが、平成22年にまた2,121,187台まで増加し、トヨタをリコール王と呼んでも過言ではないくらいになった。

今度のリコール事件で、トヨタ車の品質問題が暴露された。今まで品質を誇ったトヨタ車は信頼危機に陥り、トヨタの品質神話も破綻の窮境に迫られた。一方、北米、ヨーロッパ、日本

市場がだんだん縮小し、販売台数がますます減少した。市場が大変厳しい。最強トヨタ、世界ナンバーワンのエクセレント・カンパニーであるトヨタが、深刻な危機に陥った。トヨタの中で、いったい何が起こったのか。どうすれば、早く窮境から脱出できるのか。それが、トヨタの大きな課題となった。

2.2 品質問題の欧米へ拡大

トヨタでは、トヨタらしくない品質問題は次から次へと出てくるようになった。たとえば以下のようなものである。

- ① 2007年3月に米国の顧客よりトヨタ・タンドラの「アクセルペダルの戻りが悪い」という苦情が出てきた。
- ② ヨーロッパでも2008年末頃から顧客より「アクセルペダルが戻りにくい」というクレームがあった。
- ③ 2009年8月にはカリフォルニア州サンディエゴで同社のレクサス・ES350が、フロアマットを二重に敷いたことにより暴走し、4人が死亡する事故が発生した。この事故についてトヨタは自社の責任を否定しながら、2009年11月25日には米国国内で販売した車種の乗用車計約426万台を対象にペダルの無償交換などのリコールを発表した⁵⁾。
- ④ 2010年1月21日には、フロアマットとは関係なくアクセルペダルが元の位置に戻りにくい不具合発生の可能性があると、アメリカ国内で販売した「カローラ」や「カムリ」、「RAV4」、「セコイア」、「タンドラ」など計8車種約230万台についてリコールを実施すると発表した。
- ⑤ 2010年1月27日には、前年11月25日に行われたリコールの対象車に、ポンティアック・ヴァイブ（ヴォルツの同型車）を含む5車種109万台の追加リコールを発表した。
- ⑥ ヨーロッパ市場において2010年1月29日に8車種最高180万台のリコールを発表した。そして、RAV4については同年1月28日に中国においてもリコールを発表した。
- ⑦ 2010年2月12日、「タコマ」のプロペラシャフトに亀裂が入り暴走する恐れがある事が製造過程で判明し、北米でアメリカでの8,000台を初めとした約1万台のリコールを発表した。

トヨタ自動車はフロアマット、アクセルペダル、プリウスのブレーキなど複数の部品の品質問題で、2009年末から2010年の二月にかけてトヨタは一千万台近くのをリコールした。世界で車リコール史上のギネスブックを更新したとも言える。

5) トヨタ：米で230万台リコール 信頼揺らぐ 米紙厳しく報道 毎日jp。

2.3 リコール問題による巨額損失

2010年1月の下旬から、アクセルペダルなどの問題で、トヨタは相次いでアメリカ、カナダ、ヨーロッパと中国から合計445万台の問題車をリコールした。2009年11月にアメリカ市場でローラとカムリなど合計420万台をリコールした。両者加えて、トヨタのリコール台数は800万台以上に達した。2010年にトヨタはグローバル市場で車を698万台販売したが、リコール台数は販売台数より多かったのだ。

計算によると、一台の問題車をリコールすると、約25ドル（約157円）から30ドル（約188円）ぐらいの修理費用がかかる（人件費は含んでいない）。リコールした車を800万台に計算すると、トヨタは今度修理費用だけで約2億ドル（約12.5億円）から2.4億ドル（約15億円）もかかることになる。

3 危機に陥った要因

リコール問題で、経済の面でも企業イメージの面でも、トヨタは大きな損害を被った。今までで速いスピードで成長してきた、品質を誇っていたトヨタはどうして深刻なリコール問題に陥ったのか。その背後にいろいろな原因があると思う。リコール危機の原因を探るのはこれからトヨタの存亡にかかわっている。問題の真因を発見し、適切な対策を考えるのはトヨタ将来の発展に非常に大切だと思う。

3.1 危機意識の欠如

今まで、トヨタは順調に発展してきた。2008年にGMを追い越え、日本ではもちろん、世界でも一位に上昇した。トヨタ自動車は卓越した品質を持ち、世界中の消費者に認められた。しかし、トヨタの成長はあまりにも順調すぎて、リスクに対する意識は低かった。

2008年に、サブプライム危機が起こった。サブプライム危機の前に、トヨタは将来の見込みにとっても楽観的だった。トヨタはとても強い会社だから、どんな危機があっても、十分対応できると思う人が多かった。危機意識は欠如していた。

表2は米国市場での新車販売シェアとランキングである。この表から見れば、2007年11月、米国の新車販売市場で日本車とトヨタの割合はそれぞれ37.3%と16.7%であったが、2008年1月には37.8%と16.5%に変わった。日本車のシェアは上昇したが、トヨタ車のシェアは逆に下降した。そして、2008年2月になると、トヨタ車のシェアがさらに下降し、15.5%まで下がった。これらの数字はサブプライム危機の影響がすでにトヨタに及んだことを示した。

しかし、トヨタの管理層は相変わらず楽観的だった。名古屋でも東京でも、担当役員の口からは、「サブプライムのみで大きな影響にはなりません。一時的に落ち込んではいませんが、心

配ありません。」「長期的には北米も伸びます。先を据えて生産能力を増強したい。」「新興市場が伸びて北米も高水準。」⁶⁾ こんな楽観的なセリフばかりだった。

表2 米国新車販売シェア

時間	2007年11月の市場 シェア (%)	2008年1月の市場 シェア (%)	2008年2月の市場 シェア (%)
ゼネラルモーターズ	22.0	23.9	22.7
フォード	14.3	14.2	15.7
クライスラー	13.7	13.2	12.8
ビッグスリー計	49.9	51.2	51.3
日本車	37.3	37.8	37.4
ヨーロッパ車	8.1	6.9	6.8
韓国車	4.8	4.1	4.5
輸入車計	50.1	48.8	48.7
メーカー別ランキング (国外支社販売分含む)			
ゼネラルモーターズ	22.2	24.1	22.9
トヨタ	16.7	16.5	15.5
フォード	15.4	15.3	16.7
クライスラー	13.7	13.2	12.8
ホンダ	9.5	9.4	9.8
日産	6.8	7.3	7.3

出所：米国新車販売&ランキングより作成

UBS証券のシニアアナリスト・吉田達生は、トヨタの墜落をこう表現している。「米国市場での販売急減、金融危機という大地震で、トヨタも含め、日本の自動車メーカーは当然、津波が来ることは覚悟しました。ただ他社は、2m、3mの高さの津波でも危ないからと、早めに避難しようとした。ところがトヨタは成長に向けてアクセルを力強く踏み込み、たとえば5mの防波堤を持っていたのです。市場調査力も万全、商品力にも問題なし、販売力も盤石だからこそ、成長を遂げてきました。どこよりもトヨタ自身が大丈夫だ、乗り切れると思っていたフシがあります。しかし、実際に08年9月のリーマン・ショック以降、日本にやってきた波は予想を超えて高さ10mだった。なまじ体力に自信があっただけに、対応が遅れた。そのため、他のメーカーよりも減産規模が拡大してしまったと言っていると思います。」⁷⁾

トヨタが今度のリコール問題で、深刻な危機まで発展した要因の一つは危機意識の欠如である。経営陣の問題だけではなく、トヨタで「大企業病」も蔓延し始めた。好業績が長く続いた結果、赤字になっても、社員には危機感が浸透していない。トヨタは強いから大丈夫だ。トヨ

6) 林克明 渡辺正裕 『トヨタの闇』 ビジネス社 2007年11月14日。

7) 井上久男 伊藤博敏 『トヨタ・ショック』 講談社 2009年2月20日。

タなら、絶対問題ない。そう思う人が多かったので、深刻な危機にまで発展してしまった。

3.2 過度なコストダウン

世界最大の自動車メーカートヨタは2009年、2010年のリコール問題で、大きな被害を被った。リコール台数は2010年の販売台数を超えただけでなく、今まで高品質を誇ったトヨタのイメージにも大きな影響を与えた。

こうなった原因のひとつに、以下に述べるような過度なコストダウンがあった。具体的には、次のような事である。

3.2.1 コストダウンの手法

(1) 部品点数の削減

トヨタはコストダウンを実現するために、部品数をできるだけ削減した。報道によると、ある部品サプライヤーはトヨタ車のクラクションを生産している。このクラクションは28個零細部品から構成されていた。前社長の渡辺捷昭は零細部品がもっと圧縮できると思って、最後は22個まで減少した。その考え方の指導で、トヨタ車に使われる鋼製の部品数は600種類以上から500種類まで削減した。コストダウンを実現するために、渡辺捷昭は「乾いたタオルを絞って水を得る」ということを提出した。

一つ典型的な例は、コストを削減するため、渡辺捷昭はドアロックの品種を35種類から3種類まで減少した。部品の過度な削減で、2008年にドアロックおよびスライドドアコントロールリレーの問題で、4種類の車両、合計3000台以上の問題車をリコールした。

ある機能を実現するために、そういう部品が必要だという発想段階から、それを具体的な形に設計し、試作し、試験を行い、時にはその試験方法から考え、その内容を反映して量産のための方策を組み立て、生産効率とコストに知恵を絞り、そこでようやく量産に結びつく。どの部品でも、それぞれの欠かせない機能を持っている。コストを削減するために、勝手に部品数を減少するのは無責任である。

(2) 部品の共通化

そして、コストを最大限に削減するため、多くの部品を共用した。しかし、ある部品に欠陥が出た際には問題は拡大してしまう。もし、共用部品に問題が出たら、一つの車種だけでなく、多くの車種に広がっていく。例えば、2009年に窓拭器の作動装置に内蔵されている間欠作動用リレー回路が不適切なため、間欠作動を繰り返した場合に、接点が過度に摩耗して、摩耗粉がリレー下部に堆積したり接点が脱落したりすることがあったため、全車両、窓拭器の作動装置を対策品と交換した⁸⁾。小さな窓拭器の不良で、問題は約60種類の車両に及び、リコール台数

8) トヨタホームページ リコール情報。

は合計2万台以上にも達した。

それぞれの部品は特定の機能を実現するために作られたものである。車の品質を維持するため、一定の部品が必要である。今まで、ある機能を実現する部品について品質とコストのバランスをとれるため、先達たちが知恵と労力を注いできた。そのおかげで、日本の自動車産業トヨタは世界に一目置かれる存在になったのだ。しかし、過度なコスト削減で、品質に影響が及んだ。

（3）サプライヤーに部品価格削減の要求

今まで部品サプライヤーの努力もトヨタを成功させる一つの要因だと思う。利益がちゃんと守られたから、部品サプライヤーもトヨタのために一生懸命品質の高い部品を作った。

しかし、トヨタが部品メーカーに「コストダウン」を要求した。もっと正確に言えば「トヨタに納入する部品価格の低減」が求められた。コストダウンの負担は実際部品メーカーに転嫁された。

トヨタ側はまず「納入価格5割カット」を目標として提示した。それに対し、部品メーカーは具体的な方策を考えなければならない。設計から素材、工程まで洗い直し、削れるところは徹底的に削り、利益もほんのわずかにし、ようやく3割削減できれば相当なものだ。しかも「同じ製品」を作り続ける場合は、数が増えるほど減価償却が進むと、納入価格を毎年下げることが求められる。しかし、これは決して簡単なことではない。

（4）新規仕入先の発掘

先世紀の90年代から2010年4月まで海外で新拠点を設立し、その中に部品サプライヤーは17社あった。トヨタはコストを削減するため、サプライヤーを選択する標準も変えた。安い部品が提供できるかどうか重要な基準になった。したがって、サプライヤーの数は以前よりずいぶん増えたが、部品の品質は逆に下がったのである。

（5）新製品にも徹底的な価格削減

新しい技術アイテムを開発し、それを量産化するのも、サプライヤーの「OWNリスク」になった。しかし、触れてみるだけで違いが分かるような新技術・新規部品でも、トヨタの開発側はまずコストを聞き、「今までの部品と最低でも同額か、むしろ安くならなければ採用できない」⁹⁾と検討以前に諦めてしまうという話も耳にしていた。トヨタの部品メーカーへの減価要求は重すぎるものであった。

3.2.2 「CCC21」計画

トヨタはコストを削減するために、2000年に「CCC21」（コンストラクション・オブ・コスト・コンペティティブネス21）というプロジェクトを打ち出した。簡単に言えば、「CCC21」は原

9) 林克明 渡辺正裕 『トヨタの闇』 ビジネス社 2007年11月14日。

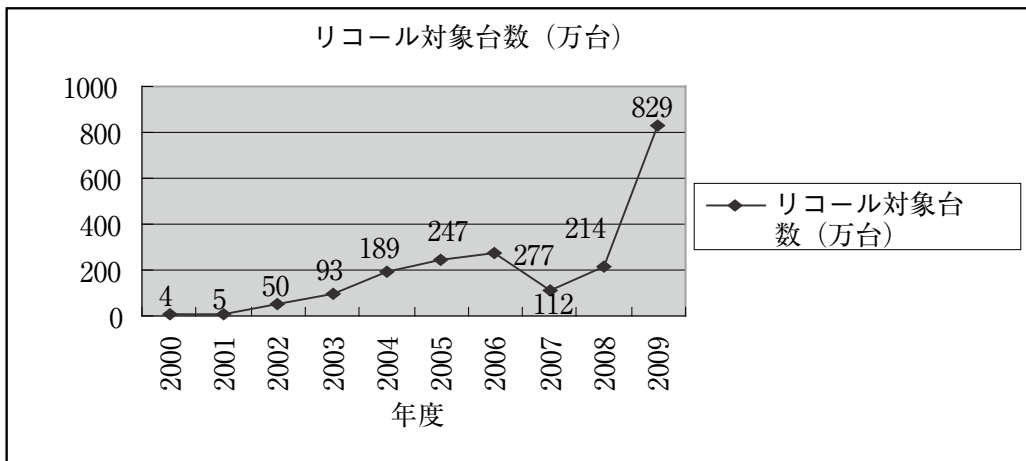
価低減活動である。

CCC21は、内製品も含む総原価の低減活動であり、特に購入部品については購入総額の90%以上を占める約170品目について、調達コストを大幅に削減しようとする計画である。この活動のキーワードは、トヨタの「技術部門」、「生産技術/生産部門」、「調達部門」、「サプライヤー」が四位一体となって活動を推進し、サイマルテニアス・エンジニアリング（SE）である。具体的には、部品メーカーや素材メーカーとトヨタが、製品の設計段階から連携し、部品の共通化や製造方法の抜本的な見直しを図るもので、「設計・技術」「生産」「調達」「固定費」の4つのフェーズから改革が進められている¹⁰⁾。

CCC21は三年計画として2000年からスタートした。その目標は3年間で主要部品のコストを約30%削減することである。2000年から強力な原価低減活動を推進し、その活動は開始から3年間で1兆円ぐらゐの削減を実現した。

しかし、CCC21計画による下請け企業への無理な要求や品質管理の手薄化によって、2000年から以後、トヨタ自動車のリコール台数は大幅に増加することとなった。

図2 2000年—2009年トヨタのリコール対象台数



出所：トヨタホームページ 2000年—2009年トヨタリコール台数より作成

図2が示しているように、2000年にトヨタのリコール台数は4万台しかなかったが、それ以降リコール台数は急速に上昇した。2009年に入ってから、リコール台数は829万台まで増加した。

3.2.3 コストダウンの影響

（1）品質の劣化

10) http://www.toyota.co.jp/jp/ir/reports/annual_reports/02/accelerating/strengthening2.html

過度なコストダウンはトヨタ車の品質に影響を与えた。トヨタの過重な「コストダウン」という要求に対し、部品メーカーは素材や加工法、工程を見直し、工場内の電力や熱源の利用効率を高め、それこそ「爪に火を灯す」ようにしてコストを切り詰める。その結果、クルマに組み込んだ状態では一見変わりなく機能し、作動するけれども、「機械」としての造りは粗くなっていく。例えば素材の組成や、その加工や熱処理などの「必要十分」な内容を見極めようといろいろやってみる。それに基づいて「無駄」を省く。ようするに、部品メーカーはいろいろな対応手段を考え出していたのである。

そこでできたものは、確かにこれまでと同じようには動いてはいる。しかし機械製品としての「品質」は低下している。素材や機械加工、表面処理などが粗雑になったり、必要と判断された部分以外はできるだけ手を省いた物になった。その変化は、同じような製品を作っている人々が見ればすぐに分かる。

アメリカの市場調査会社JDパワー（J. D. Power and Associates）の新車品質調査によると、トヨタ自動車は2006年、2007年から、新車の品質が落ち始めた。それは、「初期品質（不具合の多寡）」「初期顧客満足度」といったランキングで、トヨタおよび日本車のポジションがトップから滑り落ちるケースが目に見えるようになった時期でもある。2007年6月に掲載されたJDパワーの品質評価によると、フォードはトヨタを超え、一位に上昇した。2003年から2008年にかけて、日本国内でトヨタのリコール台数は五年前より倍以上に増加した¹¹⁾。この種の市場調査はある局面を示すものでしかないのだが、それでも傾向として日本車の製造品質は停滞から後退に向かう流れが表れていた。

（2）サプライヤーへの損害

2000年代に入って世界の自動車メーカーが利益率改善に走りながらなかなか実現できない中、トヨタが圧倒的な純利益を上げていた。しかし、これは部品メーカーの利益を犠牲にして得たものである。トヨタの利益が上がる一方で、サプライヤーたちはどれほど苦勞したことであろうか。

日本に関しては、主要部品メーカーでさえ、ここまでの過重な部品価格の切り詰めと、ものづくりプロセスの「下請け丸投げ」化によって、企業体力の低下が進んできていた。同時に、トヨタに対するシンパシー（共感）とロイヤルティー（忠誠心）の低下も進んできていた。

過度なコストダウンで、トヨタは品質まで損なった。コストダウンは悪いことではないが、コストを削減するとともに、品質も重視しなければならない。部品メーカーとの付き合いがうまく進まないなら、部品の品質問題が出ることは容易に推測できることである。しかし、GMとの激しい競争の中で、トヨタの理念はいつの間にか、品質至上主義から原価低減を主導になってしまった。

11) 米JDパワーの新車の品質調査 2008年。

トヨタの首脳陣は自分の利潤だけでなく、部品メーカーの立場も考えなければならないはずであった。品質を確保するため、長年の付き合いで形成されたサプライヤーとのお互いに支えあう関係を守らねば、それまで強みとされていたものが、逆に弱味に転化せざるを得なくなるのである。

3.3 市場拡大に専念

トヨタの強みは小型で、低燃費の車を作る能力が傑出していることであった。現在50歳代のアメリカの消費者はトヨタ車の性能を評価している。それは70年代に、アメリカのメーカーが欠陥車ばかり作中、トヨタをはじめとする日本メーカーが、安全でアフターサービスのよい車を作り、アメリカの消費者の信頼を得たからである。しかし、市場拡大への専念で、品質へのこだわりが弱くなってしまった。

3.3.1 1995年以降における海外拠点の急増

先世紀の90年代半ばから、グローバル戦略のもとで、トヨタは拡張を始めた。表3はトヨタ

表3 海外生産工場の一覧表

2000年前 (1959年-1999年)		2000年後 (2000年-2010年)	
国家/地区	工場数	国家/地区	工場数
カナダ	2	アメリカ	5
アメリカ	4	メキシコ	1
ブラジル	1	チェコ	1
ベネズエラ	1	フランス	1
ポルトガル	1	ポーランド	2
トルコ	1	ロシア	1
イギリス	1	中国	9
ケニヤ	1	インド	2
南アフリカ	1	インドネシア	1
中国	2	マレーシア	1
インドネシア	1		
マレーシア	1		
パキスタン	1		
フィリピン	2		
タイ	3		
ベトナム	1		
オーストラリア	1		
アルゼンチン	1		
バングラデシュ	1		
合 計	27	合 計	24

出所：トヨタホームページ「海外生産工場の一覧表」より作成

海外生産工場の一覧表である。この表からトヨタ海外生産工場の変化とトヨタの拡張スピードがわかる。

表3から見ればわかるが、2000年以降、新しい海外工場が24カ所設立された。1959年から1999年までの40年間では27カ所の工場が設立されたのであるが（平均で年間0.68カ所のスピード）、それに対し、2000年から2010年までの10年間の間には新工場が24カ所も建設された（平均で年間2.4軒のスピードで拡張）。拡張スピードは3.5倍以上速くなった。トヨタの拡張スピードが加速したことがわかる。

急速な拡張で、1990年にトヨタは海外の14カ国に20工場を保有した。2010年までにそれは26カ国に51工場まで増えた。17年の間に、3倍近く増加したことになる。

（1）新興国に集中する海外拠点

そして、より多くの海外市場を占めるため、トヨタは海外工場を建設した時、工場の場所もよく考慮した。図3は2010年まで海外生産拠点の分布図である。この図から、トヨタの戦略が読み取れる。生産拠点はアメリカ、東南アジア、イギリスに集中している。これらの地域で車市場の将来性は大きい。したがって、それらの地域で新拠点を増設するというわけである。

図3 2010年までの海外生産拠点



出所：トヨタホームページ 海外生産拠点より

また、表3を繰り返してみると、先世紀の1995年から増設した生産拠点はほとんど中国、インド、マレーシアなどの発展途上国に集中している。これらの国は、ここ数年、経済の発展は

世界の注目を浴びている。経済の発展で、自動車への需要も当然増える。これらの市場をターゲットとするのはトヨタの成長に欠かせない戦略である。これらの国で生産拠点を設立し、現地生産でより高い利潤とより大きい市場が獲得できる。そして、収益性の高いアメリカ市場は戦略の重点として強調され、数多くの新拠点もアメリカで設立された。

2004年にトヨタはアメリカ市場で車を200万台売った。2008年に262万台も達成し、16%のマーケットシェアを獲得した。2006年にトヨタの利潤は1.37億万円を達成し、2000年より3.4倍も上昇した。トヨタは日本ではもちろん、世界自動車メーカーの中でも一番利潤の高い企業になった。巨大な利潤の前に、トヨタは自分の品格を忘れてしまった。いつの間にか、トヨタは「品質重視」「顧客至上」から「市場拡大」に専念してしまった。

（２）海外拠点へ指導の変化

以前、海外の子会社を指導するため、トヨタは日本から専門家を海外へ派遣し、現場で直接に仕事を指導していた。しかし、海外への拡張が急速すぎて、人手は足りなくなった。現場での指導はとても重要なものである。直接の指導を通じて、専門的な知識だけではなく、仕事に対する態度も品質へのこだわりも海外の従業員たちに伝えられる。日本人の品質への執念は世界でも有名である。まじめで、真剣に細かいところまで力を注いでいる。そして、会社を自分の家とし、会社のためなら、いくら苦勞してもかまわない。会社に身も心もささげている。そう思っている日本人であるからこそ、日本は戦後大きな発展を獲得し、世界強国になったといえるだろう。それらの品格ゆえに、日本製品は世界で高く評されている。日本で作られたものなら、品質には問題ないとみんながそう思っている。

しかし、最近の10年間で、トヨタの拡張のスピードは速すぎた。2000年から今まで、トヨタの生産量は倍になった。海外での生産拠点は3倍ぐらいに増加した。専門家たちを数多くの海外生産拠点に回して、以前のように現場で仕事を指導するのは難しくなった。急速な拡張したいが、トヨタ車に品質問題をもたらす原因を生むことになった。人材の育成と海外従業員のトレーニングはあまり重要でないポストに降格された。こうして、日本の専門家の仕事ぶり、品質への執念、価値観、真剣さ、会社に奉献する思いなどは伝わらなくなった。

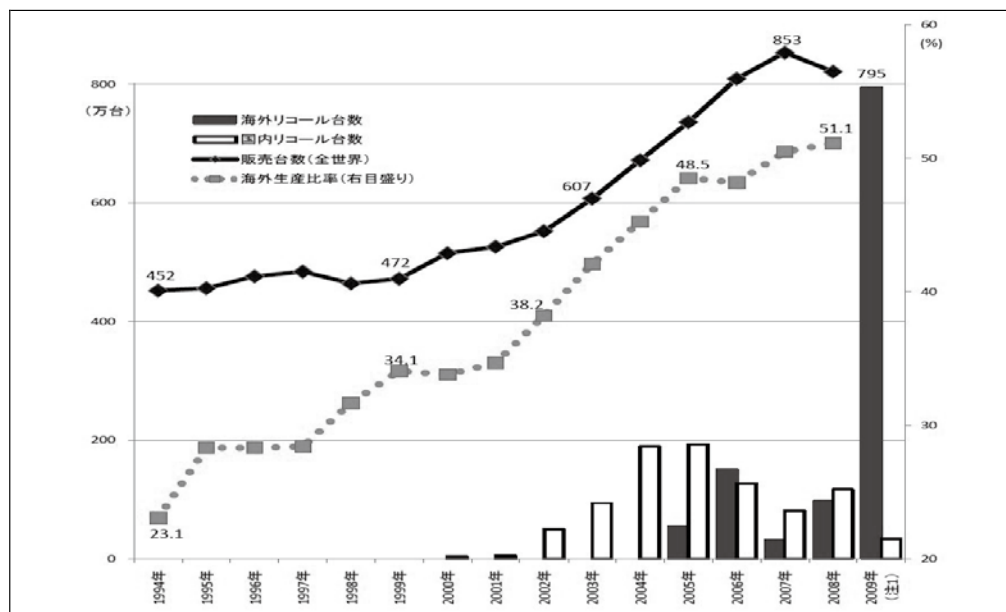
（３）海外生産率の上昇に伴うリコールの増加

トヨタは世界市場を拡大するため、世界各地で数多くの生産拠点を設立した。そして、コストを削減するため、多くの部品を現地で生産し始めた。海外での生産率は先世紀の90年代半ばから大幅に上昇した。海外拠点の急増で、生産への指導、品質管理などは大変難しくなったのだ。仕事の量はあまりにも多く、従業員は回らなくなる状態で、品質管理、生産指導に影響を与えた。

図4が示したように、海外生産率の上昇に伴い、リコール台数も激しく増加した。特に、1999年から2009年までの10年間に、トヨタの海外生産比率は34.1%から51.1%まで上昇した。

それと同時に、国外リコール台数はほぼゼロから795万台まで上昇した。海外生産率の上昇とともに、リコール台数も大幅に増加した。

図4 国内外のリコール状況



出所：2010年2月9日 衆議院予算委員会配布資料 日本共産党 吉井英勝

3.3.2 部品サプライヤーの変化

(1) トヨタの品質を保証した部品サプライヤー

トヨタグループの部品サプライヤーにはアイシン精機¹²⁾ やデンソー¹³⁾ の様に、高い技術力が評価されている。品質を確保するため、トヨタは長期的に固定のサプライヤーから部品を購入した。部品サプライヤーとの連携で、トヨタ車の品質が守られ、世界中の顧客に認められた。

表4はトヨタの国内工場である。部品サプライヤーとの連携作業はトヨタの強みである。長年のつき合い、お互いに苦しい時期を共にしてきた家族のような関係、そうした意識が慣習となっていて残っている。お互いをものづくりのプロフェッショナルとしてリスペクトした対等の関係を維持することが、今の、そしてこれからの共存共栄につながる。

しかし、この部品サプライヤーとトヨタの関係が、急速な拡張との関係で、微妙に変わってきたのである。

(2) 急速な拡張による部品サプライヤーの変化

12) (アイシン精機, 英: Aisin Seiki Co., Ltd.) は大手自動車部品メーカー。トヨタ自動車系列だが、現在では海外メーカー、さらには日産自動車をはじめとする国内他社にも部品を供給している。

13) (英: Denso Corporation) は、愛知県刈谷市を本拠とする、自動車部品メーカーである。

市場を拡大するため、もっと多くの自動車を生産しなければならない。もちろん、もっと多くの部品も必要だ。今までの部品サプライヤーだけでは、部品へのニーズを満たすことができない。

1990年代後半から急拡大する生産に対し、サプライヤーは供給能力が追いつかないから悲鳴を上げ始めた。グローバル戦略をうまく展開するため、もっと多くの部品サプライヤーを探さなければならない。もっと多くの部品を作らなければならない。表3と表4を比べてみると、表4の国内部品サプライヤーはほとんど1990年代前に設立された会社で、トヨタとこれらの部品サプライヤーは長年の付き合いで、もう兄弟のような関係になった。お互いの協力、連携で、トヨタの強い競争力を創造した。これらの部品サプライヤーはトヨタの強力な後ろだてとも言

表4 トヨタの国内工場

工場名	操業開始時間	主要製品
トヨタ自動車九州会社	1992	ES, IS, HS, RX, SAI, Harrier, Highlander, エンジン, 混合動力システム用部品
トヨタ自動車北海道会社	1992	自動変速機, 自動無級変速機, 分動器とアルミ車輪などの部品
トヨタ自動車東北会社	1998	電子制御制動器, 制御掲揚システム, 加速器, 距離変更機
トヨタ車体会社	1945	LX, Prius, Estima, Alphard, Vellfire, Noah, Voxy, Land Cruiser, Hiace, Coaster
関東自動車工業会社	1946	SC, Century, Crown, Comfort, Corolla, Belta, Blade, Auris, ist, Ractis, Isis
Central自動車会社	1950	Corolla, Raum, Yaris
岐阜車体工業会社	1940	Hiace, Hiace Himedic
大発工業会社	1907	Porte, bB, Passo, Probox, Succeed, Sienta, Rush
日野自動車工業会社	1942	Land Cruiser, FJ Cruiser, Dyna, Toyoace
トヨタ自動織機会社	1926	MARK X Zio, Vitz, RAV 4
総会社工場	1938	鍛造部品, 混合動力システム用の部品
元町工場	1959	Crown, Mark X, Estima
高岡工場	1966	Corolla, iQ
堤工場	1970	Camry, Premio, Allion, Prius, Scion tC
田原工場	1979	LS, GS, IS, GX, Wish, Land Cruiser, Vanguard, 4-Runner, RAV 4, エンジン
上郷工場	1965	エンジン
下山工場	1975	エンジン, タービンの増圧器, VVT, 触媒コンバーター
三好工場	1968	駆動部品, 冷間鍛造, 粉末冶金部品, エンジン部品
明知工場	1973	駆動部品
農浦工場	1978	駆動部品
貞宝工場	1986	機械設備, 樹脂金型, 鑄造鑄型, 鍛造造型
広瀬工場	1989	電子制御装置, IC など野研究開発と生産

出所：トヨタホームページの国内工場より作成

えるだろう。

それに対し、表3のほうは半分以上が1990年代以降に設立された会社である。トヨタは迅速に世界市場を獲得するため、数多くの海外拠点を設立し、数多くの新しいサプライヤーと連携した。しかし、新しいサプライヤーはトヨタグループの部品サプライヤーのように品質を保証することができない。

3.3.3 現場主義の強みの喪失

現場主義もトヨタを成功させる一つの要因である。現場主義は三現主義「現地、現物、現実」というキーワードによって定義づけられている。徹底した現場主義は、トヨタが世界トップの王座を獲得した強みのひとつであった。

(1) 現場へ行く田舎精神

トヨタ綱領の「華美を戒め、質実高見剛健たるべし」を簡単な言葉で解釈すると：ムダを排除し、真に効果的な部分に精力を集中し、筋肉質の企業体質をつくらなければならないということである。トヨタマンは人任せではなく、現場主義に基づいて、自ら行動する人間である。トヨタの石田退三元社長は「田舎者の精神は、トヨタの最高の美点であり、かつ誇るべきトヨタ精神の美点である。」「その田舎者の性格や習癖は、ひたすらに直進する、骨惜しみしない、苦勞をいとわぬ... 人一倍の勉強心もある... 田舎モンのええところ」¹⁴⁾と語った。その田舎精神はトヨタを成功させる一つの要因であった。

(2) 現場主義の貢献

トヨタの現場主義は問題の解決に大きな働きを発揮している。通常、ある問題が起こった場合、関係者は会議室に集合し、事実を確認し、問題解決策を探る。その場における最大の難関は「事実の確認」であり、関係者全員に共通の認識をもってもらうことである。ところが、関係者全員が違うことを言うのが通常である。人は視点や見る角度、立場によって捉え方が違うため、事実の解釈がそれぞれ違うのである。したがってなかなかまとまらない。ここが問題解決の遅れる原因であり、誤った対策を講じてしまう出発点である。

ところが、問題が発生している現地に全員集合したらどうだろう。そこには「問題」そのものしかない。「事実」しか存在していないのだ。いつも現場へ行くと、現場には詳しいから、どんな問題があるか、現場の従業員たちはどんな仕事ぶりか、どんなところが改善すべきところか、それらの問題を簡単に答える。問題を解決するには、現場に詳しくないなら、事実を確認するのが非常に難しい。しかし、現場へ行くことによって、最大の難関である事実確認というプロセスを省くことができるのだ。すなわち、問題発生 of 要因と解決策を全員で考えることができる。三現主義は実にシンプルな表現であるが、最初から全員同じ方向に向いて行動でき

14) 伊藤欽次 『トヨタの品格』 洋泉社 2007年12月5日。

るという意味では、実に本質的な解決手法である。また、人によって事実に対する解釈の違いがないため、誰が悪いとか良いとか、というような人間関係の綻れを生じさせる要因も作らない¹⁵⁾。

(3) 現場主義から離れたトヨタ

1880年代半ばから、グローバル戦略の展開に伴い、トヨタは拡張を始めた。経営規模と組織体制の膨張で、“利益至上主義”と“規模主義”は“現場主義”の代わりになった。

“現場主義”から外れた一番大きな影響は内部の情報伝達のブロックであった。2008年9月、すなわちリーマンショックの二か月前のことであった。その時、アメリカのトヨタ販売店ではもう危機の兆候が現れていた。当時、在庫が増加し、小型車の販売が停滞状態になるという現象があらわれた。しかし、トヨタの管理層はその時、低迷の時期をつかみ、アメリカと日本を逆転させる方法に目を注いだ。すなわち、アメリカの市場でGMを追い超え、一位になることに専念した。

そして、現場主義の喪失で下の声が上に伝えられなくなった。トヨタ社内でのコミュニケーションが少なくなった。現場で発生した問題は管理層までフィードバックできず、問題の解決が遅延した。

もし、現場主義を重視していたら、そんな問題が起こらないだろう。現場で歩きながら、問題を発見することもできるし、従業員とのコミュニケーションもとれるはずだ。しかし、現場主義の喪失で問題発見と問題解決の能力は低くなったのである。

3.3.4 製品開発時間の短縮

トヨタの海外進出戦略の中で、スピードはとても重視された。トヨタはエンジニアに製品の概念設計から実物になる時間を短縮することを求めた。トヨタ車の設計サイクルは平均で24ヶ月ぐらいで、フォードやGMよりずいぶん速い。例えば、 Ipsum（Ipsum）車は開発から発売までたったの15カ月しかかかなかった。

新製品は速いスピードで市場を占拠することを可能にしたが、それと同時に、トヨタ車の品質には問題が起こった。2005年、品質問題でリコールした車の量はピークになった。アメリカ市場だけで2005年の販売数は226万台だったが、リコール台数は238万台にも達した。

市場占拠、世界1位の虚名に執着し、昔の品質へのこだわりが弱くなってしまった。品質問題が爆発した。危機から速く脱出するため、トヨタは品質至上の原点に戻らなければならなくなったのである。

15) 水島愛一郎 『新トヨタ主義の秘密』 こう書房 2006年6月10日。

3.4 顧客重視から利益重視へ

顧客は神様である。しかし、実際にお客さんを神様のように大切に扱う会社はそんなに多くない。お客さんを大切にすることは企業を成功させる欠かせない条件である。顧客重視もトヨタを成功させる重要な原因である。しかし、トヨタはいつの間にか、かつてのこの品格も忘れてしまった。

(1) 顧客を大切にしたトヨタ

かつて、トヨタはお客さまのライフスタイルやニーズに合わせ、車を製造していることを誇ってきた。トヨタの従業員、特に第一線で活躍している販売店の営業スタッフたちがこつこつ働き、顧客のニーズをつかみ、信頼関係を築いたのだった。トヨタの営業スタッフは、客のカーライフに合わせ、ニーズを伺い、親身に應對し、商品を提案していくという“コンサルティング”面を重視してきた。

従業員たちが客に寄り添い、ともに夢を語り、車を通じて信頼関係を作り上げてきた。販売店で車を売っている人と工場で顧客のニーズに合う車をつくっている従業員たちの協力で、トヨタ車は世界中で高い評価を受けるようになった。トヨタブランドから客は安心と安全を感じていた。

(2) 利益追求で動揺した顧客第一主義

しかし、競争がますます激しくなった中で、継承されてきたトヨタの“顧客至上主義”が弱くなってきた。その代わり、利益ばかり考える傾向が現れた。「カローラ」のような安く、品質の良い大衆車をコツコツと努力して作るのが得意だった会社なのに、いつの間にかトヨタは利益優先主義に陥り、大型車や高級車を中心にする会社になった。利益を追求している間に、トヨタは顧客から離れてしまった。

(3) 顧客重視の原点への回帰

2009年6月に社長に昇格した創業家出身の豊田章男はまだ副社長のとき、社長昇格内定の記者会見で「お客様第一、現地現物といった創業の原点に回帰し、敢えて言うなら現場に一番近い社長でいたいと思っています。」¹⁶⁾と語った。いわば原点回帰の宣言である。

トヨタが成長したのは、たんに利益追求だけをしてきたからではなく、顧客がほしがするような商品を開発し、それを効率よく提供できたかである。車は2万点以上の部品から構成され、チームワークが重要である。チームを支える人材を鍛え、育成することに手間隙をかけてきた。愚直さや哲学といった金銭的な価値に換えにくいこと、すなわち人間として大切なことを追求し続けた結果、社会や顧客からの信頼を勝ち取り、それが「最強企業」の称号に結びついたはずである。それが、舵取りが変わり、目先の利益ばかりを追い求め、原点を見失ったのである。

16) ビジネスニュース メディア 2009年1月21日。

そして、痛い経験を経て、再び原点回帰へと向かい始めたというべきであろう。

4 リスク・マネジメントと政治的手腕の欠如

ほとんどの自動車メーカーには、規模は別として、なんらかのリコール問題があると思う。リコール問題はもともとそんなに珍しいことではない。しかし、どうして今回のトヨタのリコール問題はそんなに深刻になったのか。危機が発生するとき、企業のリスク・マネジメントはとて大切な役割を發揮する。危機への対応によって、結果がぜんぜん違うこともよくある。そして、政府のバックアップと政治的手腕も企業にとって非常に大切である。

4.1 危機管理の原則

問題が発生したら、損失を最小限に控えるため、適切な対応は必要である。通常、リスクの対応は以下の原則に従わなければならない。

(1) スピーディー原則

危機管理のポイントはイニシアチブを捕らえることで、企業に損害を与える前に、危機をコントロールする。危機で企業にプレッシャーがかかるが、迅速に対策を検討し、適切な対応を打ち出すべきである。そして、公衆に真相と企業の各対策を理解させ、大衆の同情を獲得することで、危機の損失を最小限に削減することができる。

(2) ディスクローズ原則

通常、どんな企業でも危機が起これば、公衆の推測、疑いが発生し、新聞メディアが事実を誇張して報道することもある。したがって、危機が発生するとき、公衆とメディアの信頼を得るため、誠実、率直な態度を取らなければならない。そうしないと、隠そうとすればするほど明らかになる。

(3) 人道主義原則

ほとんどの危機は命あるいは財産に損害を与える。そして、マスメディアはこれらのことに関心を持っているから、危機を対応するとき、優先に考えるべきことは人道主義原則である。

(4) 信用維持原則

信用は企業の命と言ってもいい。危機が発生すると、必ずある程度で企業の信用を損なう。したがって、危機を処理するとき、信用への損害を減少するため、努力しなければならない。また、公衆の理解と信頼も獲得しなければならない。

4.2 問われるべきトヨタのリスク・マネジメント

リコール問題に対し、トヨタのリスク・マネジメントを一言でいえば、対応が悪かったとい

える。リコール問題がますます深刻になるにつれ、世界中はトヨタの対応を待っていた。しかし、トヨタの不適切な対応で、問題解決のいい時点を失った。トヨタは危機のまえて、方向を見失った。リコール問題に直面した時、トヨタの危機管理は、下記のように失敗したと考えられる。

4.2.1 遅れた対応

リコール問題が発生したとき、トヨタの対応は遅かった。表5はトヨタがリコール問題に対応した時の時間表である。

表5 リコールの過程

時 間	事 件
2007年 3 月	アメリカで「タンドラ」のアクセルペダルの戻りが悪いという苦情が寄せられた。
2007年 9 月26日	「レクサスES350」と「カムリ」用の別売りフロアマットがアクセルペダルに引っかかる恐れがある問題車をリコール。
2008年12月頃	欧州でも「アクセルペダルが戻りにくい」という苦情が相次ぐ。
2009年 6 月23日	豊田章男が代表取締役社長に就任。
2009年 8 月28日	カリフォルニアで「レクサスES350」が暴走し一家四人が死亡。
2009年10月 5 日	フロアマット問題で380万台をリコール。
2010年 1 月21日	アクセルペダルが戻らなくなる不具合で米国で230万台をリコール。
2010年 1 月28日	中国で7万5,000台をリコール。
2010年 1 月29日	ヨーロッパで最大180万台のリコールを発表。
2010年 2 月 2 日	トヨタの副社長の一人が謝罪会見。
2010年 2 月18日	アメリカ下院の公聴会に豊田章男社長を正式招致。
2010年 2 月25日	アメリカ下院監視・政府改革委員会公聴会。豊田章男社長が出席。
2010年 3 月 1 日	豊田章男社長が北京で謝罪会見。

出所：トヨタ危機 百度百科より作成

表5からトヨタ対応の遅延が分かる。トヨタはアクセルペダルの問題で、リコールを発表したのは2010年1月21日だった。2010年2月25日に、豊田章男はようやくアメリカの議会公聴会で品質問題の説明を行った。その一カ月の間に、豊田章男の姿は公衆の前から消えたのだ。もし、品質問題の説明はもっと早く行われれば、トヨタへの批判はこれほど高まらなかったであろう。

2009年にカリフォルニア州サンディエゴ郊外でレクサスに乗った家族4人が死亡した事故への対応も遅かった。2009年にアクセルペダルがフロアマットに引っかかったことが原因とされる死亡事故がさかんに報道されたが、フロアマットに対する苦情は2007年にはもうあった。どうしてもっと早くしかるべき対応を取らなかったのか。対応の遅延で、トヨタへの批判が一層厳しくなった。消費者の不満と不利な世論の前に、トヨタの反応も鈍かった。

トヨタの危機対応はあまりにも遅く、スピーディー原則に違反したものだ。したがって、危機管理のポイント、つまりイニシアチブを捕らえることができず、企業に大きな損害をもた

らした。

4.2.2 責任の否定

対応の遅延だけでなく、トヨタは欠陥製品を出しながら自分の責任を否定し続けるという印象も世間に与えてしまった。アメリカのメディアはだいたい以前から、アメリカの道路交通安全局（NHTSA）にここ数年、トヨタ車を購入した消費者からさまざまな苦情が寄せられていたことを報じていたが、トヨタはNHTSAにドライバー側の問題だと説明した。

そして、2010年2月25日にトヨタの豊田章男社長はアメリカの議会公聴会で品質問題を説明した時、問題のある部品は海外で製造され、そして今度アメリカでリコールされた自動車の部品はアメリカで製造されたと語った。自分の責任を否定しながら、他人を責めている感じが強かった。しかし、部品はトヨタで設計され、部品メーカーもトヨタに認められたメーカーである。ひたすら、自分の責任を否定するのは奇妙な姿勢に映った。

危機が発生するとき、自分の責任を認め、本当の原因を誠実に公衆に説明しなければならない。逆に、他人を言い訳とし、自分の責任を否定すると、一層大衆の反感をまねく。もっと深刻なのは、会社への信頼を喪失する恐れもある。顧客の信頼は会社の存亡にかかわる大切なもので、トヨタの責任を回避するやり方は不適切であった。

4.2.3 誠意のない説明

英フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）紙の記事によると、ダボス会議での豊田章男社長の行動をこのように表現した。「豊田社長は、ダボス会議でメディアとの接触を逃れ、逃げ帰るようにダボスを去っていった」¹⁷⁾。

豊田社長はダボス会議で謝罪したが、公衆はトヨタの誠意を感じなかった。その主要な理由は①時間が短かった。②詳しい原因の説明がなかった、の2点であった。

通常、危機対応に十分すぎる質疑・応答時間を取り、隠す意思が無いことを示すのが必要である。しかし、豊田社長は会見でちょっとしか姿を現さなかったから、世の中はトヨタの誠意を感じなかった。欧米では、謝罪会見より、しっかりと説明する会見が重要なのである。会見で、危機の原因を詳しく説明する必要があるが、トヨタはその必要性を無視してしまった。

今回のリコール問題でトヨタの危機管理を一言で言えば、対応が悪かったのだ。問題が爆発した後、反応の遅さ、自己責任の回避、適切な原因と説明の欠如、論理・感情双方への配慮などコミュニケーション面での問題が多い。

リコール問題が発生したら、スピーディ原則に従い、公衆の疑問に答えるため、必要な材料をディスクローズし、被害者と顧客の感情を配慮しながら、コミュニケーションをするのが大切である。しかし、ダボス会議で豊田社長の表現はそれとはかけ離れていた。グローバル企業、

17) 英フィナンシャル・タイムズ（Financial Times）紙 2010年2月19日。

そして優れた企業の社長として豊田章男の姿勢はみんなの予想に反したのだ。豊田社長は、ダボス会議でメディアとの接触を逃れ、逃げ帰るようにダボスを去っていった。もともとメディアのトップが数多く集うダボス会議は説明のいい機会であった。そこで、堂々と必要な資料を提出し、「全てをいつでも説明します」という姿勢で、パワーポイントやフリップボードを使い、論理的に説明し、トヨタを救う絶好のチャンスであった。しかし、豊田社長はそのチャンスを失い、逆に、メディアにトヨタを追い詰める口実と機会を与えた。

4.3 日本の危機管理

リコール問題に対し、トヨタの危機管理は確かに不足だった。しかし、トヨタの鈍い反応はそんなに意外なことではない。日本全体からみれば、企業でも政府でも、危機管理の面では非常に遅れている感じがする。過去の危機管理を振り返ってみると、成功した例はほとんどない。日本企業の危機管理には面白いところがある。つまり、一定のパターンで問題に対応している。危機が発生した後、最初の行動は通常遅く、それから問題を最小限に見せようとし、製品のリコールを先延ばしにする。そして、問題について大衆とのコミュニケーションが不足で、製品不良の悪影響を受けた消費者へのいたわりや配慮がなさすぎる。トヨタの危機対応もこのパターンに合っている。どうしてこのようなパターンが形成したかいろいろな原因があると思う。

4.3.1 恥文化

日本文化は恥文化である¹⁸⁾。日本人は恥が暴露されないように努力している。たとえ罪を犯したら、他人が知らなければ大丈夫だ。したがって、日本人にとって、罪を反省するより、罪を隠すほうが重要である。日本人の行動はそういう考えに大きく影響された。例えば、第二次世界大戦のとき、日本は中国で大罪を犯した。しかし、日本はその歴史を隠そうとし、ひたすら自分の犯罪を否定した。

今回の、トヨタのリコール問題もそうである。品質問題が出た最初、品質不良を隠そうとした。隠すべがない時、また自分の責任を否定した。豊田社長はアメリカの公聴会で問題の真相、いったいだれが責任者か、何で品質問題が起こったか、これらの疑問は答えなかった。トヨタは自分のミスを認めたくないのは日本の恥文化と関係していると思う。日本企業は今までずっと品質と技能を誇っている。もし品質問題が出たら、これを認めるのが恥ずかしい。品質問題を認めると、MADE IN JAPANの看板を汚す恐れもある。特に、トヨタのような大手企業は自分の間違いを認めたら、メンツが丸つぶれになるだけでなく、経済面への損害も大きい。

しかし、問題を隠せば隠すほど一層深刻になったのである。それらの行動で、危機への対応が遅延し、問題は一層深刻になり、世の中の批判も一層厳しくなった。消費者たちに誠意がな

18) ルース・ベネディクト 『菊と刀—日本文化の型』 現代教養文庫 1967年。

いというイメージを与え、トヨタに対する不満と不信も高まった。やや厳しいことを言えば、トヨタはグローバル製造企業であっても、真の国際企業にはなり得ていないということだろう。

4.3.2 階層制度

アメリカの学者ルース・ベネディクトは日本文化を研究した時、「不平等ということが何世紀もの間を通じて、まさにもっとも容易に予言しうる、また最も広く一般に是認されている点における、彼らの組織された生活の規則となってきたのである。階層制度を認める行動は、呼吸することと同じくらいに彼らにとって自然なことである。」¹⁹⁾と述べた。

「日本の階層制度に対する信頼こそ、人間相互間の関係、ならびに人間と国家との関係に関して日本人の抱えている観念全体の基礎をなすものであって、家族、国家、宗教生活および経済生活などの如き、彼らの国民制度を規定する」²⁰⁾。何世紀の慣習で、日本人は今でも階層制度を信頼している。トヨタは伝統的な日本企業で、企業管理の面でも階層制度を貫いている。対策が打ち出される前に、かなり時間がかかる。トヨタ本部はすべての重大な策略を決定しているから、アメリカでの子会社は本部の決定が出るまで待たなければならない。北米トヨタのある幹部は「トヨタは現地化の名のもとに、各工場の社長はアメリカ人が勤めています。しかし最近では、名古屋本社と北米トヨタとの間に溝ができてしまった。アメリカから生産調整計画を名古屋本社に送っても、答えが返ってくるまでどうしてもタイムラグがあるから、仕方ないのかもしれませんが」²¹⁾と語った。

今度のリコール事件もそうである。本部に報告しても、結論が出るまでかなり時間がかかるため、問題解決のいい時機を見失った。そして、日本企業では上下関係ははっきり分けているから、下級が上司に質問したり問題を知らせたりすることが難しい。決まったことや計画されていることに異論を唱えるのも難しい。

危機管理の能力は企業にとって欠かせない部分である。特に、危機が起こった場合、企業の対応によって、ぜんぜん違う結果が出る。倒産する企業もあるし、危機を越え、もっといい成長を得る企業もある。危機管理能力によって、企業の将来も変わる。トヨタはこれから危機管理の面でもっと工夫しなければならない。

4.4 政府支持の欠如

政府の支持は企業発展の後ろ盾だと思う。しかし、トヨタの危機対応においては日本政府の

19) ルース・ベネディクト 『菊と刀—日本文化の型』 現代教養文庫 1967年 P57。

20) ルース・ベネディクト 『菊と刀—日本文化の型』 現代教養文庫 1967年 P53。

21) 井上久男 伊藤博敏 『トヨタ・ショック』 講談社 2009年2月20日。

支持をあまり得なかった。それもリコール問題を深刻な危機にさせてしまった一つの原因である。

4.4.1 バックアップのあるアメリカ企業

政府支持のおかげで、危機がら脱出し存続できる典型的な例はアメリカ企業だと思う。サブプライム危機で、アメリカの自動車産業は苦境に陥った。GMとクライスラーを救うため、アメリカ政府は約810億ドルの援助金を出した。また、GMは破産保護の申請を出した後、アメリカ政府はGMの再構築を援助した。

もう一つの例はアメリカのおもちゃ会社Mattelの品質問題である。2007年、Mattelは品質不良でおもちゃをリコールした。本来なら、Mattelは世の中に批判されるはずだった。しかし、実はMattelより製造地である中国は大きく非難された。どうしてそんなことになったのか。これはアメリカの政治的手腕と関係していると思う。政治家でもメディアでも中国の製造問題を誇張に報道し、Mattel自身の問題は全然言わなかったのだ。リコールしたおもちゃは確かに中国で製造されたが、設計したのはMattel自身で、そして品質検査などもMattelの責任である。しかし、リコール問題はMattelにあまり影響はなかった。

危機に直面する時、企業自身のリスク・マネジメントは確かに重要である。その上、政府の支持を加えれば、危機の影響を最小限に控えることが可能になる。

4.4.2 日本政府の無力

今回の、トヨタのリコール問題はトヨタに大きな衝撃を与えた。リコール問題から深刻な危機に陥った原因の一つに日本政府の支持を得なかったことがあげられる。

日本とアメリカは同盟関係であるが、日本政府はアメリカ政府のようにトヨタを守らなかった。アメリカでトヨタの公聴会が始まったことについて鳩山前首相は2010年2月24日夜、首相官邸で記者団に次のように語った。

「…（トヨタ社が）真摯に、誠実に公聴会で対応することを期待している。そのことで大きな日米の経済問題に発展せず、トヨタの信頼回復する。」²²⁾ まるで他人事のような突き放した言葉だった。意味不明の発言を繰り返してアメリカに対日不信を抱かせた鳩山首相が口にすべき言葉ではなかった。そして、前原前国土交通相は「日本政府もトヨタ問題を調査する」²³⁾と語った。リコール問題はずいぶん前に発生したが、今から調査してもどうしようもないだろう。もっと早く日本政府が、そして国土交通省の官僚たちが、この問題を真剣に受け止め、適切な対応を指示していたなら、ここまでアメリカ議会で追及されることにはならなかっただろう。

日本とアメリカは戦後からずっと付き合っているが、その長い間に日本政府はアメリカ政府

22) 2010年2月25日産経新聞。

23) 2010年2月25日人民網日本語版。

に従属している。リコール問題が起こったのはちょうどオバマ大統領が当選した時であった。そして、トヨタはやっとアメリカの自動車大手3社(ビッグスリー)を追い超えた時期でもあった。折も折、サブプライム危機で、アメリカの自動車大手企業は破綻の苦境に陥った。オバマはトヨタのリコール問題を機に、アメリカの自動車産業を救うため、そして自分の政治的手腕を国民に見せるため、トヨタのリコール問題を厳しく批判した。アメリカ政府の影響で、メディアもトヨタのリコール問題を大げさに報道した。

アメリカの行動に対し、日本政府は何の対策もなかった。逆にアメリカに従属し、トヨタを叩いたような感じであった。今回のトヨタ問題は鳩山民主体制の対米政策の欠如の裏返しでもあると言えよう。

5 終わりに

トヨタのリコール問題では、アメリカ・日本・ヨーロッパ・中国など、いくつもの国境を越えた大騒ぎになった。それまで、ずっと品質を誇っていたトヨタ車のイメージは潰れるほど深刻な危機に陥った。トヨタの急速な拡張、極端なコスト削減や利益第一主義などの要因で、大幅なリコール問題が発生した。また、リコール問題から深刻な危機に変わるのはトヨタの不適切なリスク・マネジメントと政府支持の欠如とが関係していると思う。

トヨタはこれから発展し続けるため、今度の危機から多くのことを学ばなければならない。問題発生の原因をちゃんと分析し、責任を認め、改善を求めるべきである。また、トヨタの原点に戻り、品質重視、現場主義などの品格を堅持しなければならない。

そして、問題が発生する時、適切な対応を打ち出し、リスク・マネジメントの能力を強めなければならない。グローバル企業として、トヨタは危機管理の面でもっと工夫しなければならない。これはトヨタだけでなく、すべての日本企業にとって非常に難しく、苦手でありながら、しかし重要な課題である。

そして急ピッチで発展し、海外市場へ拡大しようとしている中国企業も今度のトヨタ危機からいろいろなことを学ぶことが多いと思う。今、中国は速いスピードで発展している。特に、中国では国営企業のほかに数多くの民営企業があり、これらの民営企業は将来中国经济発展の主力だと思う。

しかし、今、中国の民営企業には解決すべき多くの問題があり、グローバル企業になるまでまだまだ長い道を歩かなければならない。

中国の民営企業は今度のトヨタ危機から、もっとも学ぶべきことは以下の三つであると思う。

(1) 品質重視

今、中国の製品は世界中に広がっているが、MADE IN CHINAと言え、価格は安い、

品質はあまりよくないイメージが強い。中国企業の輸出量は多いが、安価で勝つだけで、品質で勝つものではない。今度のトヨタ危機から、品質は企業にとって命のような大切な存在だということが分かる。民営企業はグローバル企業になるため、品質をもっともっと重視しなければならない。

(2) 技術革新

今、科学技術の発展は日進月歩している。消費者のニーズを満足させるため、先端技術を利用し、新製品を開発しなければならない。しかし、中国では核心技術を持っている民営企業はまだ少ない。民営企業は激しい競争の中で勝つため、技術革新に力を注ぐべきだと思う。

(3) リスク・マネジメント

もちろん、品質重視と技術革新以外、リスク・マネジメントも勉強しなければならない。今度のトヨタ危機から見れば、企業の発展段階でいろいろな危機に見舞われるかもしれない。さらに、グローバル企業になったら、もっと複雑な問題に直面しなければならない。危機が発生するとき、どのように対応すべきか、民営企業は危機管理を勉強しなければならない。

トヨタ危機はすでに過去のことになったが、その背後にある原因を分析し、学ぶべきことはまだ多い。日本企業も、中国企業もトヨタの経験を学ぶべきである。ビジネスの舞台で世界的勝者になるため、品質、顧客、技術、従来有効と評価されている企業管理手法などを大切にしなければならない。そして、グローバル企業になるため、リスク・マネジメントをもっと活用しなければならない。

参考文献

1. 井上久男 伊藤博敏 『トヨタ・ショック』 講談社 2009年
2. 林克明 渡辺正裕 『トヨタの闇』 ビジネス社 2007年
3. 伊藤欽次 『トヨタの品格』 洋泉社 2007年
4. 山下雄璽郎 『トヨタ全速発進』 オーエス出版株式会社 1995年
5. 水島愛一郎 『新トヨタ主義の秘密』 こう書房 2006年
6. 塚本潔 『トヨタとホンダ』 光文社 2002年
7. 中沢孝夫 赤池学 『トヨタを知ること』 講談社 2001年
8. ジェフリー・K・ライカー 『ザ・トヨタウェイ』 上 日経BP社 2004年
9. ジェフリー・K・ライカー 『ザ・トヨタウェイ』 下 日経BP社 2004年
10. ジェフリー・K・ライカー デイビッド・マイヤー 『ザ・トヨタウェイ実践編』 上 日経BP社 2005年
11. ジェフリー・K・ライカー デイビッド・マイヤー 『ザ・トヨタウェイ実践編』 下 日経BP社 2005年
12. 影山喜一 『トヨタシステムの研究』 産能大学出版部 平成5年

13. 篠原勲 『トヨタ方式の真実』 東洋経済新聞社 1996年
14. 大谷清 『トヨタはどこまで強いのか』 日経ビジネス 2002年
15. 「トヨタの危機」『日経ビジネス』1528号 2010年2月15日
16. 『トヨタショック』 Newsweek: the international newsmagazine 日本版 25巻7号通号1189 2010年2月17日
17. 森嶋通夫 『なぜ日本は「成功」したか？—先進技術と日本の心情』 日本放送出版協会 1984年
18. 間宏 『日本の経営の系譜』 文真堂 1963年
19. George Fields 『超「日本型経営」』 東洋経済新報社 1996年1月
20. 校条浩 『日本的経営を忘れた日本企業へ』 ダイヤモンド社 1995年
21. Karel van Wolferen 『人間を幸福にしない日本というシステム』 毎日新聞社 2000年
22. 藤村博之・洞口治夫 『現代経営学入門—21世紀の企業経営』 ミネルヴァ書房 2001年
23. ルース・ベネデクト 『菊と刀—日本文化の型』 現代教養文庫1967年
24. 于朝晖・徐宝妹《从“丰田危机”看日美企业的文化差异》企业文化 2010年第9期
25. 王翔 朱绍华《当代管理学名著精粹》民主与建设出版社 2005年
26. 姬顺玉《民营企业发展的现状与策略》中华会计网 2009年
27. 刘同海《从民营企业的现状谈民营企业的发展》发展论坛 2009年
28. <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%88%E3%83%A8%E3%82%BF%E7%94%9F%E7%94%A3%E6%96%B9%E5%BC%8F>
29. <http://biz.icxo.com/htmlnews/2005/04/14/581100.htm>
30. <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%88%E3%83%A8%E3%82%BF%E8%87%AA%E5%8B%95%E8%BB%8A>

(2012年10月29日受理)

中国における災害対応救済と福祉事業の歴史的研究

孟

冬*

目 次

はじめに

第1章 中国の社会保障制度の歴史

第1節 中国における社会保障制度に関する先駆的思想

第2節 中国における社会保障制度の歴史的研究

- 1 西周時代の救済制度と福祉事業
- 2 春秋戦国時代の救済制度と福祉事業
- 3 両漢時代の救済制度と福祉事業
- 4 魏晉南北朝時代の救済制度と福祉事業
- 5 隋代の救済制度と福祉事業
- 6 唐代の救済制度と福祉事業
- 7 宋代の救済制度と福祉事業
- 8 元代の救済制度と福祉事業
- 9 明代の救済制度と福祉事業
- 10 清代の救済制度と福祉事業

第2章 近代の社会保障制度

むすびにかえて

はじめに

社会保障（Social Security）という言葉がはじめて使われたのは、1935年のアメリカの社会

* 本学経営学研究科博士後期課程

キーワード：中国，荒政，災害対応救済，福祉事業

保障法 (Social Security Act of 1935)¹⁾ においてである。そもそも社会保障制度自体は、19世紀末にヨーロッパにはじまったが、その萌芽はイギリスの女王、エリザベス1世の治世に制定された救貧法でその集大成の立法は1601年に公布されている。これが近代的な社会保障制度の出発点とされる。早期に社会保険制度を整備した国はドイツである。ドイツは1883年に疾病保険法、翌84年に災害保険法、89年に老齢・疾病保険法を制定し、これらの法制が1911年に帝国保険法に統合された。世界で最初の社会保険体系を整備したのである。このようにして、社会保険制度ははじまった。いまでは、社会保険制度は全世界160あまりの国家と地域に普及している。

河野正輝ほか編『社会保障論』の中で示された‘社会保障’の定義は、「社会保障とは、1. 個人の自助努力のみでは対応が困難な社会的なリスクやニーズ、あるいは個人の責めに帰せられない（言い換えれば社会的な要因・背景から生ずる）リスクやニーズが発生したときに、2. 社会の責任（なにか国・地域の最終責任）の下に、3. すべての国民（社会構成員）に対し、4. 社会の一員としての尊厳を保持するに足る給付（所得保障、医療保障および福祉サービス保障の給付等）を、5. 社会連帯の考え方に基づく社会保険料と公費（税）を主たる財源として、6. 国民（社会構成員）の権利として保障しようとするもの」²⁾とある。

また、1950年の社会保障制度審議会勧告では、「社会保障とは、疾病、負傷、生育、廃疾、死亡、老齢、失業などそのほか貧困の原因に対し、保険的方法あるいは直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活貧困に陥ったものに対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障すると共に、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もって全ての国民が文化的成員たるに値する生活を営むことが出来るようにすることをいう」と定義している³⁾。

すなわち、‘社会保障’とは、個人的リスクである病気・けが・出産・障害・死亡・加齢・失業などの生活上の問題において貧困を予防し、貧困者を救い、生活を安定させるために国家または社会が所得移転によって所得を保障し、医療や介護などの社会サービスを給付すること、またはその制度を指す⁴⁾。

社会保障制度は、社会、経済、文化および政治とともに、発展を続けている。社会進歩と文明の深化と平仄をとる。現代の社会保障制度は、複雑で、多様な特徴を帯びている。社会保障制度は、それぞれの国の政府の管理の下に、法律を制定し、国民の所得の再分配、基本

1) Social Security Act of 1935のテキストは、<http://www.ssa.gov/history/35act.html> で見ることができる。

2) 河野正輝・中島誠・西田和弘編著『社会保障論』法律文化社、2011、pp.2-3。

3) 結城康博執筆「社会保障制度を学ぶには」（結城康博・吉田佳代子・宮崎雅人編著『社会保障制度』ぎょうせい、2009、p.3）。

4) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A4%BE%E4%BC%9A%E4%BF%9D%E9%9A%9C>
ウィキペディア フリー百科事典。

的に社会保障基金を設置し、一時的もしくは永久的に労働能力を失った国民に対して基本的な生活保障を提供している。社会保障は社会の安定と秩序維持を確保する役割をになっている。

それぞれの国の社会保障制度の具体的な内容は、国情によりさまざまに異なっている。たとえば、日本の社会保障制度の型は、基本的に社会保険と公的扶助が有機的に結合したものと言われている。すなわち、社会保険を中心に据え、これを補完するものとして資力調査に基づく扶助が行われるというものとなっている⁵⁾。

一方、中国の社会保障制度は、社会保険、社会救済、社会福祉、社会優扶の四つの下位制度を包含している。社会保険制度は、国家が法律を制定し、労働者に対して所得の中から定められた資金を拠出させることにより基金をこしらえ、老齢、病気、生育、失業した場合に、基金から一定の資金を給付し、困窮を軽減緩和する仕組みである。社会救済制度とは、自然災害などの原因で被災した個々の社会構成員を救い、国家による国民の所得の再分配を通じて、最低の生活レベルを維持確保する仕組みである。社会福祉制度とは、国家が法律を制定し、そのためにしたがって、所定の要件を満たす社会的弱者に対する公的資金あるいはサービスを提供する仕組みである。社会優扶制度というのは、国家が定めた法律にしたがい、国に特殊な貢献を行った軍人およびその家族を対象とする仕組みである。

現在の中国社会においては、社会保障制度は、社会の安定に対して欠かせない制度と考えられている。市場分配の不完全性を補い、この制度を通じて、社会的な所得分配の相対的公平性を維持することができるとされる。労働者に対して、安心できる労働環境が形成されているといえることができると思われる。

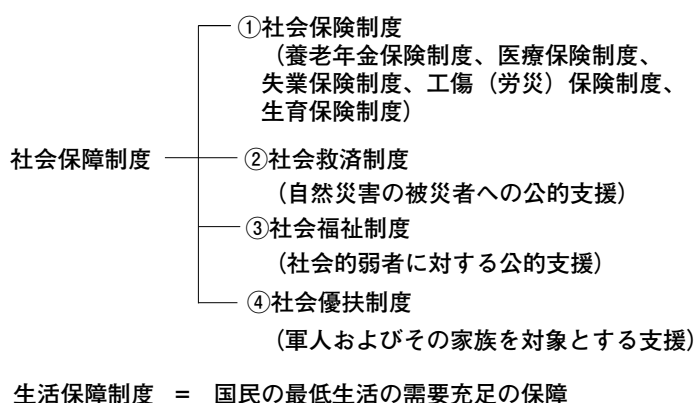


図1 中国の社会保障制度の体系

5) 武田久義『リスク・保障・保険』成文堂、2009、p.95。

ひるがえって、‘生活保障’といわれる概念は、社会保障がカバーしていない貧困者、所得がないもの、および大災害で被災した人々に対する最低的生活需要の保障を意味するものと考えられる。

‘社会保障’という表現は、現代的な名称である。社会保障制度が近代になってから整備されたことからすれば当然のことであるが、中国の古代には、‘社会保障’という名称の制度は存在していなかった。しかし、歴史的視角から見ると、具体の機能としては、中国の歴史上存在してきた‘救災、荒政、扶助等’の仕組みと制度は、現実的には社会保障の機能を発揮したものと考えられる。なぜなら、「社会福祉制度とは、日常生活上の一定の不便・困難にさらされたさまざまな人々に対して、主として人的な生活支援サービスを提供する制度である」⁶⁾ということに想到すれば、うえにあげた中国古代からの仕組みはまさにそのような役割を果たしてきたからである。

現代の社会福祉の分野においては、児童、老人、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭といった対象者ごとに個別の制度が存在し、対象者の具体的な定義の仕方も、それぞれの法律により異なっている⁷⁾が、中国古代からの‘扶助’の仕組みはその一部をすでに担っていたものと考えられることができるように思われる。

第1章 中国の社会保障制度の歴史

第1節 中国における社会保障制度に関する先駆的思想

中国の歴史は、一般に古代・近代・現代の3つの時代区分に大別される。中国の歴史観では、1840年のアヘン戦争以前は封建社会の本質を備える‘古代’と区分され、1840年から1949年の中華人民共和国建国までは半封建半植民地の‘近代’と考えられ、そして1949年以降が中国社会の‘現代’とみなされている。多くの日本の人たちにとっては違和感を覚えられようであろうが、本稿においては、現代中国の歴史観に従い、うえに述べた‘古代’‘近代’‘現代’という用語を用いることとする。

中国では、すでに‘古代’といっても相当の昔から、現代の中国の社会保障制度に大きな影響を及ぼしたと考えられるいくつかの思想が展開されている。それらのうちで特に重要と思われるものについて、要点を紹介しておく。

中国の古代には、当然のことながら、社会保障制度という名称は存在していなかった。しかし、災害に対する準備および救済等にかかわる諸制度が存在し、人々の生活において非常時の

6) 河野正輝・中島誠・西田和弘編著『社会保障論』法律文化社、2011、p.173。

7) 同上書、p.174。

バックアップの役割を担ってきた。それらは、現代の中国において実施されている社会保障制度の先駆的形態であると考えられている。

すでに西周後期に記された、政治および経済に対する改革を指向する文献である『周礼』は、別名を『周官』と言い、天官・地官・春官・夏官・秋官・冬官の6篇から構成されている。この著書の作者は現在も依然として不明である。そこには、ありうる理想とすべき社会経済制度が記述されており、その生活保障に関する内容は、初期中国における伝統的な生活保障制度をデザインした最初のものと考えられている。そこでは、生活保障制度に関連するものとして、以下の事項があげられている。まず、生活保障に関する専門的な官職が設置された。そして、荒政制度が創設され、災害に遭遇した国民を救済することとされた。また、「保息」六制が提案され、社会救済実施の促進が図られた。「保息」六制というのは、①子供の保護、②養老、③貧困者の救助、④貧困者の救済、⑤病者の徴兵の免除、⑥富裕者の安定化を行う6つの制度である。なお、現在では③貧困者の救助と④貧困者の救済は、ほぼ同じ内容だと考えられている。

次に、先秦に登場した思想家の社会保障思想について紹介する。春秋早期に管仲が著した『管子』には、保障制度の概要について次のように論じられた。第一に、「六徳」を重視していることである。「六徳」が重視したのは、国家は国民の生産環境を改善するとともに、生産水準を向上させることであった。そこでは特に子供と老人、および生活困難者を援助に留意した。第二に、「九恵の教」という政策を掲げた。九恵とは、次の9つの政策を意味した。①70歳以上の老人に対して、②児童に対して、③孤児の扶養に対して、④障害者に対して、⑤未亡人に対して、さらに⑥病者に対して、優遇政策を行う。加えて、⑦貧困者に対して、および⑧災害の被災者に対して、援助を行う。⑨国のために命を捧げた人に対して優遇政策を実施する。前述の「六徳」は、国民一般の生産および生活に関する改善策であったが、「九恵」は老人や子供、貧困者・障害者などの社会的弱者に対する支援策であった。第三としてあげられるのは、荒政制度である。「荒政制度」とは、災害に対する対応措置である。具体的には、将来の災害に備えて穀物を備蓄することなどである⁸⁾。

続く時代の春秋戦国時代にも多くの思想家があらわれた。彼らのなかから、まず孔子を取りあげる。孔子は、富者と貧者への分化に反対した。貧富の格差は、社会の不安定を産み出す大きな要因と考えられるからである。また、孔子は児童と老人の保護を重視していた。孔子の「均衡」思想は、平等な社会、社会の安定に対する考え方に大きな影響を与えたとされる。孟子は、小農経済の発展を主張する一方、やはり児童と老人の保護も重視した。そして、特に未亡人・孤独者に対する救済を重視していた。

8) 王衛平、黄鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』群言出版社、pp.17-23。

墨子は、統治者たるものは世を救い民を利さなければならないという「済世利民」を重視した。国民の生活が困難な場合には進んで支援すること、余った財産は貧困者に提供すること、そして国民が落ち着いて生活できるように、とくに児童・老人に対する優遇政策を主張した。これら諸子百家の思想と理論は、中国の伝統的な経済保障思想の基本を形づくり、その後の社会保障の発展に対してきわめて大きな影響を及ぼした。

ひるがえって、紀元前500年以前に、すでに「大同社会論」と呼ばれる考え方が存在した。「大同社会論」というのは、階級を問わず、平等な社会の実現を目指す考え方である。この「大同社会論」を体系的に述べたのが孔子であった。孔子は『礼記、礼運篇、大同章』のなかで、「平等を制度化することによって、安定した大同社会が実現する」と論じた。時代が下り、東晋の時代にあらわされた『抱朴子』には、無階級・無君臣・無圧迫の社会に関する記述が見られる。また、陶潜があらわしたとされる『桃花源記』には、世外桃源（いわゆる桃源郷のことで理想的な社会）が描写されている。宋朝の康与之は『昨夢録』のなかで、需要による分配、全国人民平等の理想的な社会について記している。康有為は1902年に完成した『大同書』のなかで、仁愛の心、人道主義精神と資本家階級の自由・民主・平等思想を結合して、中国の伝統的な大同思想を推進した。さらに孫中山（孫文）は、大同思想と当時の中国の具体的な国情を結合して「民生主義」を提起した。このように大同社会論は、中国の儒教思想の重要な構成部分をなす。大同思想は、その歴史的影響の範囲は限られるが、中国の社会保障理論とその実践にとって広範な基礎をなすものと考えられてきた。

次に、「社会互助論」という考え方を指摘したい。社会互助論もまた儒教思想の一部分をなし、社会構成員の互助を強調する生活保障思想である。春秋戦国時代、墨子は「廉愛交利」（愛と利益はともに当事者相互の交流からうまれる）を主張し、孟子は「出入相友，守望相助，疾病相扶持」（他人と友愛関係を結ぶこと，相互扶助すること，病者を援助すること）を主張した。漢代の于吉の『太平経』は、「互助」を勧めた。宋代の学者である張載は、「救済扶助」を唱え、老人を尊敬し、児童を扶助する思想を提起した。また孫中山は、互助は人類の本性であり、人類は互助の原則で進歩したと主張した。このように社会互助思想は、中国の伝統思想の重要な部分をなしている。社会互助論も、また現代中国における社会保障体系の基盤的思想となっている。

さらに、生活保障のための基礎となっている思想として、「穀物の備蓄論」を指摘できる。この理論は、穀物を備蓄して将来の災害に備え、災害で発生する貧困者を救済する思想である。夏の時期には、水害および旱害に備え穀物の備蓄が重視されていた。漢代の大臣であった賈誼、明代の汪文義などは、災害に備えて、一定規模の穀物の備蓄を説いた。穀物を備蓄することによって、災害が発生した場合にも社会的混乱や困窮した人々の蜂起を防ぎ、社会の安定を図ることが可能となる。国家によって一定規模の穀物を備蓄することは、社会構成員の基本的な生

存権を保障することを意味する。このような施策を実施するには、農業を重視する産業政策が求められる。

最後に、「社会救済論」についてふれておこう。中国の歴史において、多くの社会救済に関する議論が行われてきた。そのなかで行われた「振災論」は、儒教の一部をなし、大きな影響力をもった。振災論は、食糧・衣服などの現物や金銭を提供することによって被害を受けた貧困者を救済し、彼らの最低生活を保障しようとする思想であった。

宋代の堇熈の『救荒全法』、その後の明代の林希元や王圻は、被災とそれに対応する救済措置について論じた。このほか、被災し故郷を離れた農民に対して、税金を減免すること、および畑を贈与することなどが論じられた。また、生産の回復を支援すること、災害時には全国で節約を実施するなどの思想があった。現在に連なる中国の社会救済思想は、中国古き時代にしきりに唱えられた社会思想に根差している。

ここまで見てきたように、中国の古代における社会思想の多くは、現代の中国の社会保障制度にきわめて大きな影響を与えていると思われる⁹⁾。

古く西周の時代にすでに「国民を基本とする」という「民本思想」が見られ、周文王の仁政はこの考え方にそって政策が展開された。中国の古くから存在する伝統的な社会保障思想の基盤をなす民本思想は、古代の福祉事業においてもまた基本的な思想と考えられている。福祉事業の実施は、国家の管理と振興に関係があると考えられる。“仁”は儒家思想の主要な内容であり、本来的に道德の面における同情心と考えられていた。『礼記・礼運』のなかに記載されている孔子の言葉は「大道之行也、与三代之英、丘未之逮也、而有志焉。大道之行也、天下为公。选贤与能，讲信修睦，故人不独亲其亲，不独子其子，使老有所终，壮有所用，幼有所长，矜寡孤独废疾者，皆有所养」(仁愛実行の時代、すなわち夏、商、周の英明な君王統治の時代は、私は憧れるが過去の時代である。仁愛実行の時代には、天下は公に開かれたものであるべきで、徳と才能に恵まれた人に天下を統治させ、国民はお互いに信頼し、仲よくくらす。国民は、自分の親族だけと親しむのではなく、自分の子供だけを子供としてかわいがるではなく、老人を保護し、子供を訓育できる。孤独者、孤児および障害者を支援する)とあり、それは、“三代之治”を表現された。儒学思想は、“三代之治”を国の政策の典範として称揚した。その孔子は、“養民也恵”を主張した。すなわち、統治者は国民を優先する政策である。孔子の孫の子思の門人から儒学を学び、紀元前4世紀頃各国を遊説した孟子の思想の中心には「仁義」がすえられ、孟子は安定した国家の基盤の確立を説いた。孟子は“仁”について、道德の面から説きおこし、政治の面に展開した。君主は仁愛の心を持つことができれば、仁政を実施することが可能であ

9) 張新生『我国二元経済与農村多元過度社会保障研究』経済科学出版社、2009、pp.34-37。

ると論じた。その彼は「君輕民貴」（君王よりも国民を尊重する）というスローガンを唱えた。君主より人民を重視する思想であった。民本思想は、早期の儒家仁政思想の基本をなす。また、天命が有徳者に移るとする革命論、人間の本性は善であるとする性善説を主張した。宋代に福祉事業が発展するが、そこでは国家政府の“仁政”と地方勢力の“仁愛”の二つが欠かせないと考えられた。明代に至ってあらわれた無錫同善会は、“仁”すなわち同情心が組織の思想的基盤であった¹⁰⁾。

仏教の慈悲理念と因果応報は中国の古代の福祉事業と深い関係があると考えられている。仏教は1世紀に中国に到来した。因果応報論は、仏教倫理の基礎をなすものである。慈悲精神は、仏教の教義の中心に存在している。仏教の慈悲精神と因果応報は、中国の古代の統治者と国民に深い影響を及ぼした。南北朝と唐代、そして宋代、明代の福祉事業は仏教と密接な関係があると考えられている¹¹⁾。

道教思想も古代の福祉事業と関係がある。たとえば、『老子』のなかに、「施恩布徳，世代榮昌」（国民を大事にすると代々繁栄する）「人行善惡，各有罪福，如影之隨形，呼之應聲」（人が善行を行えば福がもたらされ、人が悪事を行えば罪が問われる）とあり、慈悲精神にのっとり善行を積むことを唱導した。人民の間に道教思想は広く普及したが、それは善書の普及と密接な関係があると考えられている。いわゆる市井で広まった善書は、倫理道徳を宣伝し、善行を積むことを勧めた。善書の内容は、儒教、仏教、道教の三教で構成されている。その中心に道教があった¹²⁾。

宋代の『太上感應篇』は、完本が現存しているもっとも古く有名な善書である。道教善書の名著とされる。『太上感應篇』、『文昌帝君陰騭文』と『关圣帝君觉世真经』と“善書三聖經”と呼ばれる。

宋代以後、儒教、仏教、道教の三教は統合された。特に、倫理道徳の方面において、仏教と道教は儒教化してゆく。三教が合体し、仁義を中心とする王政思想が唱えられた。ここで述べた思想的系譜が中国の古代福祉事業の思想的基盤を形成した¹³⁾。

第2節 中国における社会保障制度の歴史的研究

人類の歴史を振り返ると、長大な時間の経過の中で伝統的生活保障制度は発展してきた。すでに原始社会から生活保障制度の萌芽がみられた。原始社会は、人間が安定的に生存するにはきわめて過酷な状況にあった。生存を維持するため、人類は群れを成して協働共生を展開した。

10) 王衛平，黄鴻山『中国古代傳統社会保障与慈善事業』群言出版社，pp.185-186。

11) 同上書，pp.187-188。

12) 同上書，p.189。

13) 同上書，pp.190-191。

共同して労働、収穫は平等に配分し、共同して物資を消費した。原始社会には、子供と老人そして傷病者を保護することが、伝統的な風習とされた。それはまさに人類社会が存続するための仕組みを構成していた。そこでの互助共済は、生活保障制度の萌芽と目される。

いつの時代も中国は、農業大国の実質を備えてきた。黄河文明に淵源する5,000年の中国の歴史において、農業生産は欠かせない。歴史時代を迎え、中国古代における生活保障制度は、極めて長い時の流れのなかで形成され、拡充されたものである。その対象範囲は、貧困の救済から大規模災害に備えた備蓄、養老扶幼、傷病者および障害者の扶助など各方面に広げられていった。国と民間が協力しあい、それらを具体的に実施してゆくなか、生活保障制度が整備され、徐々に発展していったのである。

秦漢代から明清代にかけての二千数百年の間には、大規模自然災害が頻繁に発生した。鄧雲特『中国救荒史』によると、大規模災害は、秦漢代に約375回で、秦代後期に陳勝・呉広の武装蜂起が起き、漢代後期には漢代の滅亡の主要な原因となった黄巾の乱が見られる。魏晉南北朝代に約304回、隋唐代に約515回、両宋代に約874回、元代に約513回、明代に約1,011回で、明代後期には李自成の乱が発生した。清代には約1,121回で、太平天国の乱が荒れ狂った。すなわち、秦から清の二千数百年の間に、合計すると約4,713回の大規模災害が記録に残されている。大規模災害の発生件数は時代が経過するにつれて増加傾向を強めた。中国は、古来、農業を中核的産業としてきた。大規模災害が発生すると、生産活動の拠点である農村部に甚大な被害が現出する。中国の古代史を通観すると、農民が正面から権力者に対抗した武装蜂起は大規模災害と密接な関係があったと考えられてきた。農民の武装蜂起は、直接に王朝の交替につながる事が多く、為政者に安定した統治の継続を実現するには、貧困救済制度と社会福祉事業の重要性を認識させた^{14), 15)}。

大規模災害が頻発した中国古代においては、秩序維持を至上命題とする支配者は、前述の「荒政」を重視し、社会の安定を図り、積極的に荒政制度を運営した。漢代以降、荒政は一定の順序をふんで実施された。大規模災害が発生すれば、まずは被災状況を現認したうえで、要路にその報告をしなければならない。大規模災害が発生した地元の地方政府から中央政府に報告があげられた。その報告の内容に応じ、中央政府は救済の手続きを開始した。そして第三段階は、被災の規模・状況に応じて、定められた租税の免除基準の規定に照らして各種の免税措置がとられた。以下、クロノロジカルに各時代にとられた具体的に実施された伝統的生活保障制度の概要について論じるものとする。

14) 同上書, pp.28-29。

15) 『世界史』東京書籍, p.121。

1 西周（紀元前1046—771年）時代の救済制度と福祉事業

紀元前11世紀、周は殷商を殲滅し、周を建国した。周の建国から都を洛邑に移すまでを西周と呼んでいる。

西周時代、農業生産の向上が重視された。周の人たちは、^{こうしよく}后稷を周王朝の祖先と考え、后稷を農業の神様として信仰した。西周初期の成康時代、周王は貧困者を救済し、農民に土地を分配した。そして、当時の立法の指導思想として、「明德慎罰」の政策が採用された。‘明德’の意味は徳を唱導することであった。‘慎罰’は、刑罰を課すに先立って慎重に調査することを意味した。様々な施策が展開され、当時の農業生産は向上し、国民の生活も改善された。その時代は、成康之治（西周初姫誦、姫釗の統治。史家稱“成康之際，天下安埭，刑錯四十餘年不用”[周成王姫誦と周康王との在位期間においては、社会が安定し刑法は四十年間利用されていなかった]）と呼ばれた¹⁶⁾。

『左伝』の中に記述された大規模災害としては、螟3回、大雨雪13回、雹害9回、大洪水14回、山崩れ3回、地震9回、蜚6回、旱魃31回、虫害12回があげられている。それらの大規模災害に対応するために、西周初期に“荒政”が制度化された。“荒政”は、西周時代に編み出された防災、救済の制度であった。

『周礼』に描かれている救済制度について述べる。『周礼・地官』に定められた西周政府の職責については、「以荒政十有二聚万民：一曰散利，二曰薄征，三曰缓刑，四曰弛力，五曰舍禁，六曰去几，七曰眚礼，八曰杀哀，九曰藩乐，十曰多婚，十有一曰索鬼神，十有二曰除盗贼」(荒政の実施により国民の離散を防止すること：一は救済物資を分配する。二は公的徴収を減免する。三は刑の執行を猶予する。四は労働力の徴収を猶予する。五は禁令を廃止する。六は税の徴収を停止する。七は吉礼を省略する。八は、凶礼を省略する。九は楽器を収蔵し、演奏する。十は多くの配偶者をもつ。十一は鬼と神にお祈りする。十二は盗賊を取り締まる)と書かれている。

西周初期に、国家中央管理機構と官制が形成された。中央管理機構のなかに、天地と春夏秋冬の季節に応じ6大官制が設置された。一つの官制の下に60官職が設置された。合計360官職であった。6大官制のなかには、“太宰”が置かれそれは全国レベルの事務，“小宰”は太宰の仕事を補助することであった。“医师”は、医務政令を管理する。“疾医”は国民の病氣予防の仕事を担当した。“大司徒”は救済を担当。“遺人”は、具体的な日常的な困窮および大規模災害時の被害を救済すること。“司救”は、災害対応と病人の救助を担当した。当時は社会保障機構は設置されていなかったが、中央政府から地方政府に至るまで、災害対応および国民の生活保障を非常に重視したと考えられる¹⁷⁾。

16) <http://baike.baidu.com/view/94512.htm>

17) 莫文秀、邹平、宋立英『中華慈善事業：思想、实践与演進』人民出版社、p.29。

西周時代の救済及び福祉事業の内容について記すと、①建国時から朝廷におかれた大司徒が救済を担当した。徴税の緩和もしくは生活再建資金を被災者に提供する、②地方司徒住民を精神的に安定させ、貧困者を救済する。「司徒以保息六，養万民，一曰慈幼；二曰养老；三曰振穷；四曰恤贫；五曰宽疾；六曰安富」（保息制度を運用し国民を守る。一は児童をいつくしむ。二は高齢者を保護する。三は貧困者を援助する。四は被災した貧困者を救済する。五は病者を手当とする。六は富裕者を安心させる）とある。大規模災害の場合には、地方司徒は、被災者の避難に協力する、③‘養病惠政’で、医者を派遣し、疾病した国民を治療すること、病人を看護するために、その家族のひとりの職務を免除できた¹⁸⁾。

また、西周の生活において宗教は重要な位置を占めていたので、大規模災害が発生したとき、様々な救済措置がとられたほか、天地神に祈ることも重要な行事であった。もっとも、西周末年には宗教思想が大きく揺らいだ¹⁹⁾。

うえに述べた通り、中国の歴史上、社会的救済がはじまったのは、周代であったといつてよからう。しかし、儒家が重視する経書で、‘十三経’の一つであるだけでなく、『儀礼』『礼記』とともに‘三礼’の一つである『周礼』は、周公旦が周王朝の理想的な制度について書き残したものとされるが、実際には周の時代に書かれたのではなく、少なくとも戦国時代以降の成立と見られる。そこに非常に詳しく記述されている周代の官制については、にわかには信用出来ない。実際に金石文とは内容に食い違いがみられる。

2 春秋（紀元前770—476年）戦国（紀元前475—221年）時代の救済制度と福祉事業

春秋戦国時代の救済政策としては、平糴、通糴制度があげられる。紀元前422年、戦国時代初期の政治家にして法律家であった李悝（生没年不詳）は、魏の文侯（在位BC445—396）に仕え、“平糴法”を公布した。この法律は、豊作の年と災害の年を大，中，小に分けた。豊年時に政府が穀物を購入し、災害年にその穀物を販売したのである。この制度により、国民は災害年でも穀物をたやすく手に入れることができた。この経済政策によって魏国は強国になったといわれる。“平糴法”によって穀物価格の調節を行い、農民とともに都市住民の生活の安定を図った。

また、春秋戦国時代には、各諸国は相互に援助しあうために、通糴制度を実施していた。通糴制度については、「隱公六年，京師來告飢。公为之請糴于宋，卫，齐，郑，礼也。庄公二十八年冬飢，臧孙辰告糴于齐，礼也」（紀元前717年，首都が飢饉に襲われた。隱公は，宋，衛，齐，鄭の国に穀物提供の支援を要請し，関係者が救われた。紀元前666年，冬に飢饉となり，

18) 周秋光，曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社，pp.66-68。

19) 張涛，項永琴，檀晶『中国伝統救済思想研究』社会科学文献出版社，pp.4-6。

臧孙辰が斉の国に穀物提供の援助を要請し、関係者が救われた)²⁰⁾とある。

春秋戦国時代の福祉事業については、孤独、鰥寡（やもめ）および疾病した人に対しての福祉だけではなく、老齢の人と児童に対しても配慮した。当時の困窮した人たちに対しては、「鰥寡孤独廢疾者」と呼んだ。『礼記』には、「少而无父者谓之孤，老而无子者谓之独，老而无妻者谓之鰥，老而无夫者谓之寡。此四者，天之穷民而无告者也」（親がいない子供は孤立している。子供がいない老人は独りである。妻がいない老人男性は鰥^{やもめ}である。夫がいない老人女性は寡婦である。この四者は、天下に頼りにする人がいない貧困者である）と記述されている。春秋戦国時代においては、老齢者の程度に応じて、食事と日常看護にも対応した。70歳になると、政府はいまでいう老人福祉施設に収容した。児童に対しても、保育を奨励し、出産に対しては補助金を与えている²¹⁾。政府は、困窮している人たちに定期的に穀物を含む生活必需品を配分したのである。

また、春秋戦国時代には、健康な人たちに対しては、体力と状況に応じて労働をさせることもあった。

3 両漢（BC206—AD208年）時代の救済制度と福祉事業

両漢時代（日本の中国史の時代区分でいえば、前漢と後漢のふたつを含む時代）は、中国の歴史のなかで、繁栄発展、経済が発達した時代である。しかし、大規模自然災害も頻繁に発生した時代でもあった。

楊振紅が著わした『漢代自然災害初探』によれば、大規模災害の数は、旱魃が91回、水害が79回、震災が85回、螟災が57回、電災が28回、風災が25回、霜災が8回、凍災が20回、疫災が27回あり、合計420回の災害があったとされる²²⁾。

儒教を国家統治のイデオロギーとした漢代では、福祉事業が重視された。『漢律』の中に、「高齡者、鰥寡孤独の者と重い病気の者のうち、家族がなくて貧乏で生きてゆけないもの」に対しては食糧が支給された²³⁾。

両漢時代には、荒政が公式に法制化された。大規模災害が発生すればまず政府に報告され、それを受けて救済が実施される。最終的には、税が免除される²⁴⁾。

漢代に実施された‘常平倉’制度は、春秋時代の管仲の“通輕重之權”（農業を重視する政策）の思想および戦国時代の李悝の‘平糶法’^{へいてき}に由来する。漢の昭帝のとき、大司農中丞の耿寿昌

20) 周秋光、曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社、pp.68-70。

21) 同上書、pp.70-71。

22) 張涛、項永琴、檀晶『中国伝統救済思想研究』社会科学文献出版社、p.19。

23) 同上書、p.37。

24) 王衛平、黃鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』群言出版社、p.31。

は、「遂白令边郡皆筑仓，以谷贱时增其贾而籴，以利农，谷贵时减贾而粜，名曰常平仓。民便之」(穀価低廉の際に購入し，穀価高騰の際に放出して，穀物の価格統制と農民と市民の救済に充てた)の建議を行った。常平仓は，穀価低廉の際に購入し，穀価高騰の際に放出して，穀物の価格統制と農民と市民の救済に充てた。

漢代には，関係する法制度が整備された。たとえば，高齢者保護については“養老令”“胎養令”などが制度化された²⁵⁾。

両漢代の政府が実施した救済と福祉事業の内容を整理すると以下ようになる。

- ①災害発生時に被災者を救済するための方策として，多数の常平仓，義倉を設置し，現実に大規模災害が発生したとき，穀物の価格調整を行うほか，被災者に穀物だけでなく衣類など生活必需品を配分し，救済した。
- ②医療救済である‘養疾之政’を実施し，貧困者および疾病者を‘六疾館’に収容し，疾病者および貧困者を救済した。
- ③関係立法を制定し，恤幼養老を任務とする‘孤独園’を設置し，高齢者の尊重を定め，老人や児童を抱える家族の賦役を免除した²⁶⁾。

一方，地方政府は，孤独，鰥寡老人などの困窮者に対して，毎日五升の食料を支給した。「後漢の時代の五升とは，明清時代のほぼ一升到当たる」²⁷⁾とされる。

漢代には，中央・地方の政府が災害被災者の救済を行ったほか，宗族救助と民間義行もみられた。宗族救助とは，血縁でつながっている大家族の内部で相互救助することである。宗族救助で具体的に行われた主なものは，財物の提供，幼孤の支援および葬儀を援助するというものであった。宗族救助は，宗族の構成員の関係の維持に役立ち，また国家財政の負担を軽減する効果があった。

民間義行とは，儒教と仏教および道教の影響により生まれたもので，当時の多くの王公貴族，地方官吏および仏教徒，道教の信者などが熱心に救済救助活動に従事する行為を指す。漢代には，政府の救済のほか，宗族救助と民間義行も広く行われた²⁸⁾。

4 魏晉南北朝（220—589年）時代の救済制度と福祉事業

魏晉南北朝時代は，仏教思想の影響のもとで，福祉事業が広く普及をみた。政府の救済のほか，特に仏教寺院の行う福祉事業がもっとも活発に実施された。

この時代においては，政権交替が頻繁に行われ，それと符節を合わせるかのように大規模自

25) 同上書，p.32。

26) 莫文秀，邹平，宋立英『中華慈善事業：思想，実践と演進』人民出版社，p.39。

27) 同上書，p.38。

28) 王俊秋『中国慈善与救济』中国社会科学出版社，pp.46-48。

然災害も頻繁に発生した。当時の自然災害統計では、地震116回、水害83回、旱害65回、風霜・雷電34回、虫害28回、疫病65回を数えた。頻繁に発生する大規模自然災害と戦争が社会不安定の大きな要因になった。当時の統治者は社会の安定を守るため、社会救済などを重視し、当時の救済、福祉事業は政府の実施するものが大半を占めた²⁹⁾。

魏晋南北朝時代には、朝廷が一時的な政策によって臨時に国民に穀物などを支給することがあった。北魏の時代に実施された均田制は、老人、子供、寡婦および身体障害者などに対して、朝廷から特別に田を支給したこともあった³⁰⁾。

当時の中央政府は、救済福祉施策を重視し、地方政府にその救済福祉事業を実施させるために、指揮監督権限を行使した。地方政府は、中央政府の主唱にしたがい、老人、孤児、産婦など困窮した人たちに食糧を提供するなど積極的に救済した。この時代においても、孤独な人たちおよび病人を対象に、中国のもっとも古い福祉施設の一つである‘六疾館’（南朝斉文惠太子蕭長懣（AD458—493））が建設された。また、この時代においては、政府は福祉事業の実施主体として貧困者と孤児を収容した‘孤独園’を設置している³¹⁾。『梁書・武帝紀下』のなかに「凡民有单老孤稚不能自存，主者郡县咸加收养，贍给衣食，每令周足，以终其身。又于京师置孤独园，孤幼有归，华发不匮」（生活できない老人および児童などを施設に収容し、衣食を提供する。首都に孤独園を設置し、頼りになる人がいない児童と老人を安心して生活させる）と記載されている³²⁾。

魏晋南北朝時代の救済福祉事業の内容を整理すると以下のようになる。

- ①災害への防備施策の実施。農業政策を重視し、穀物の生産の向上を図った。洪水被害および旱害への対応として、水利施設の整備に努めた。災害に備えての施策としてもっとも重視されたのは、穀物の備蓄であった。被災後の救済のために備蓄した穀物の配給を目的とする‘常平倉’が設置された。また、当時の被災後の救済としては、賑済、調粟、蠲免租調、借貸も行われた³³⁾。
- ②困窮者に対して、魏晋南北朝時代の皇帝は、儒教および仏教の影響のもとに、災害の被災者以外に、一般的な施策として鰥寡および孤独者に対する福祉を重視した。

当時、政府が救済に努めたほか、仏教寺院の救済福祉事業もブームとして広く行われた。寺院に設置された施設では、災害の発生がない平時においても、貧困者を救助し、いったん大規

29) 同上書，p.49。

30) 同上書，p.39。

31) 同上書，p.50。

32) 王衛平，黄鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』群言出版社，pp.192-193。

33) 王俊秋『中国慈善与救济』中国社会科学出版社，p. 52。

模災害が発生すれば、迅速に被災者を救済した。そこでは、医療救助のほか道路や橋の修理修繕も行われた。

魏晋南北朝時代の救済福祉事業を総体として検討すれば、当時の統治者は大きく仏教思想と仁愛思想の影響を受けていたことが分かる³⁴⁾。

5 隋代（589—618年）の救済制度と福祉事業

隋代でもまた農業が重視されたことに変わりはない。政府は、常平倉を設置し、穀物の備蓄と大規模災害の際の農産物の価格調整に努め、農業生産と社会の安定を確保しようとした。隋文帝三年（583年）に、陝州（今の河南省の陝県）に、常平倉を設置し、首都に常平監を設置した³⁵⁾。

隋文帝がはじめた救荒施設のひとつが‘義倉’であった。義倉は、歴史的に巨大な影響を及ぼした。常平倉と義倉は、ともに倉儲体系の主体である。それ以後の多種多様な倉儲は常平倉と義倉とに関係がある。

大規模災害の発生に備えて、穀物を備蓄するために設置された義倉は、‘社倉’といわれ、民間で設置された倉であった。災害が発生した場合に、すみやかに対応できると考えられていた。隋文帝五年（585年）に、工部尚書長孫平が「请令诸州百姓及军人劝课，当社共立义仓，收获之日，随其所得，劝课出粟及麦，于当社造仓窖贮之，即委社司执账检校，每年收积，勿使损败。若时或不熟，当社有饥馑者，即以此谷赈给」（各州の国民と軍人を励まし、共同して義倉を設置し、穀物を供出して、備蓄し、社司を設置し、監督し、飢饉で困窮している人たちを援助する）と上奏した。各地方政府は、管轄地域の収穫量に応じて、農家から一定量を徴収し、義倉に備蓄し、災害発生の際に、救済のために放出された³⁶⁾。

義倉は、社会の最も末端的組織の災害に備えた倉で、社寺が管理し、災害が発生すれば、義倉からの救済は迅速に行われ、一定程度効果的な救済機能を発揮した。しかし、義倉を通じての救済は隋文帝の時代には効果があったが、隋炀帝の時期には義倉はほとんど機能しなかった。

常平倉と義倉の設置はともに大規模災害時の農民の救済および社会の安定には効果を発揮した。もっとも、隋代末期には、政府は50年分の穀物を備蓄したのにもかかわらず、大規模災害の被災地には届くことがなかった。「炀帝持其富饶，侈心无厌，卒亡天下」（皇帝は贅沢な生活を享受し、庶民の救済には意を用いなかった³⁷⁾）といわれた。隋がほろんだ原因の一つであった。

34) 王俊秋『中国慈善与救济』中国社会科学出版社，pp.53-55。

35) 同上書，p.58。

36) 同上書，p.59。

37) 同上書，p.58。

6 唐代（618—907）の救済制度と福祉事業

唐の初年、唐太宗は尚書左丞戴胃の意見を受け入れ、隋代の末期に廃棄された義倉を再興した。常平倉も隋代のものを利用した。前の時代と同様、義倉と常平倉は、大規模災害が発生した場合、社会的救済の実をあげた³⁸⁾。それらは、この時代においても、農民の生活と社会の安定のために欠かせない制度として機能した。

唐代には、大規模災害が発生すれば、朝廷は官僚を被災地に派遣して、救済の指揮をとった。被災の程度に応じて、税の減免を行った³⁹⁾。唐代後期には、中国、朝鮮および日本の律令制下での租税制度であった租庸調制に代えて、両税法が施行された⁴⁰⁾。

唐政府の救済制度は、非常時の義倉と常平倉の活用のほか、老人と貧困者には格別の支援を行った。唐代の均田法は、老人および障害者が畑を受給することができ、また高齢および障害を理由に免税もなされた。高齢者に対しては、介護者に配慮した‘おつき制度’があった。80歳の老人におつきの人ひとりを追加して配分し、90歳の老人にはおつきの人二人分を追加配分し、100歳の老人におつきの人三人分を加給配分した⁴¹⁾。

唐代には、政府が実施する救済制度と福祉事業のほか、仏教寺院が行う救済と福祉事業もあった。仏教の悲田思想にもとづき設置された悲田養病坊は、養老育児を行なう貧窮孤独者の収容施設であった。この悲田養病坊は、悲田院、療病院、施薬院の三つの部分から構成されていた。悲田養病坊は、治療している病者を収容するだけではなく、困窮する病人、孤独老人、親戚のない孤児なども救済した。

唐代初期に寺院付設の救済機構として存在していた悲田養病坊の増加に伴い、701年から704年にかけて“置使專知”が設置され、政府は官僚を派遣し、寺院と共同管理した⁴²⁾。

7 宋代（960—1279年）の救済制度と福祉事業

宋代には、大規模自然災害が頻繁に発生し、宋代の為政者は社会の安定のために、防災救済関係法令を公布した。

新たに広恵倉を設置し、また従前通り、常平倉、義倉、社倉も設置した。‘広恵倉’は、災害発生時に被災者および貧困者などを救済するほか、平時においても貧困者を救済する機能を持ち、宋代で最も重要な救済制度であった。常平倉は、漢代から設置された救済制度で、宋代にも大規模災害が発生した場合の穀物価格の調整および被災者の救済の機能を発揮した。隋代

38) 周秋光、曾桂林『中国慈善簡史』人民出版社、p.90。

39) 王衛平、黄鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』群言出版社、p.32。

40) <http://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%A7%9F%E5%BA%B8%E8%AA%BF%E5%88%B6>

41) 王衛平、黄鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』群言出版社、p.39。

42) 王俊秋『中国慈善与救济』中国社会科学出版社、p.60。

に効果を発揮した義倉は、宋代にも常平倉とともに救済機能を発揮した。社倉は、主に農村に設置され、災害が発生すると、被災農家を直接的に救済し、機動的に効果を発揮した。宋代政府は、穀物の備蓄制度を運営するほか、農産物の生産の回復にも努力した。

大規模災害が発生した場合、直接的救済以外に、被災者に対する税の減免措置がとられたのも前の時代と同様である⁴³⁾。

宋代には、特に子供に対する救済制度があった。貧困家庭の出産には穀物と資金が与えられた。また、‘挙子倉’が設置され、貧困家庭の子育て支援が行われた。遺棄された嬰兒を救助する措置もとられた。そして、養子法を制定され、民間での養子が奨励された。宋代のこれら子どもに対する施策として、養安済院、慈幼局、慈幼庄、嬰兒局、挙子倉、挙子田などが設置されたのである。

宋代には、貧困者、老人、病者に対する救済制度もあった。唐代には悲田養病坊があったが、宋代には首都の開封に福田院が設置された。‘福田院’は、鰥寡孤独、障害者および乞食を救済する施設であった。

宋代には、政府が実施する救済制度と福祉事業以外に、寺院救済と宗族救済が行われ、また個人が行う福祉事業も盛んであった。居養院、安済坊、養済院など、宋代の福祉施設は、僧侶が大いにかかわった。‘居養院’は、未亡人、やもめ、孤児、老人、障害者、病人、貧困者を収容する施設であった。‘安済坊’は、病者を収容、治療する施設だった。養済院は、居養院と安済坊の機能を併有する総合救済施設であった⁴⁴⁾。‘惠民藥局’は、薬の販売提供の施設で、‘漏澤園’は貧困者などを対象とする墓地であった⁴⁵⁾。

8 元代（1279-1368年）の救済制度と福祉事業

‘荒政’という制度は、支配者による大規模災害に備える救済政策である。そして荒政を実施することにより、社会の安定と経済の回復発展がめざされた。

元代の荒政は、大規模災害に対する備えと大規模災害発生後の救済の二つの部分から構成されている。災害に対する備えとしては、主として食糧の備蓄であった。そのために、常平倉と義倉が設置された。常平倉は、政府出資により被災後の物価を調整し、被災者を救済するため都市部に建設された。義倉は、常平倉と異なり、郷（農村部）に設置され被災者を救済した。

第二の方法は、被災後の救済である。これには、次の三つの内容が含まれていた。①「災免」と呼ばれ、被災者の被災状況によって税を軽減免除することである。②水害・旱害・病害に対

43) 同上書, pp.73-75。

44) 同上書, pp.66-71。

45) 同上書, p.72。

する救済制度である。被害状況によって税を免除する以外に、被害者の人数を調査し、救済を行った。^③これらは、元代の中央政府による救済制度である。

老人及び障害者に対する保障としては、第一に家族や親戚が高齢者を介護する能力がない場合、政府が建設した「養濟院」に収容するものとされた。第二は、薬局を設置し、貧困な病者を治療した。

元代の養老政策は、次の三つの制度で構成されている。すなわち、①孤独である老人に対する養老制度、②普通の高齢者に対する養老制度、③官僚であった者が高齢になったときに適用される養老制度である⁴⁶⁾。

9 明代（1368—1644年）の救済制度と福祉事業

‘善会・善堂’は、明代の後期に出現した。善会、善堂とはいうのは、「民間人によって運営される慈善団体でありその施設である。それは地方官をはじめとする国家の力によって様々に変形するが、中国共産党の政権下でその使命感を終える最後まで、ついに純粋な官営と見なされることはなかった。それはそれらがあくまで民間人による善挙を基本にしていると見なされ、国家を主体とする事業とは考えられなかったからである」⁴⁷⁾とされる。明代には、都市部を中心として、救済及び福祉事業が行われた。

救荒制度（救済制度）について述べる。明代においても大規模災害に対する備えを重視した。予備倉・社倉および義倉・常平倉と呼ばれる倉庫は、明代政府が大規模災害に備えるべく設置された。明代に新たに設置された予備倉は、1380年代にはすでに広く普及していた。永楽以降一時廃絶したが、1440年に官営施設として復活し、何度か機能強化が図られたが、明末には衰退し、社倉・義倉にとって替わられた。

被災後の救済政策は、次の4つの制度で構成された。すなわち、①被災者の免税等、②被災に遭った人々に対する住居の確保、③地方政府間の互助、④準備した予備倉などの利用である。

明代朝廷は、福祉事業を相当に重視していた。明太祖は建国初期、養濟院を設置した。「鰥寡孤独废疾不能自养，官为存恤」（生活できないやもめ、孤独者および病者に対して、政府が救済の手を差しのべる）という言葉が使われ、地方政府に対して支援を求めた。明太祖は、もともと農民出身で、貧困者の生活をよく知っており、新政権を樹立したとき、社会福祉事業を重視していた。彼の在位期間には、福祉に対する多くの法令が制定された。特に、『徽州府志』巻五“恤政”には、「我太祖高皇帝，统一四海，即诏天下郡邑，立养济院，立惠民药局，立义塚，立预备仓，以不忍人之心，行不忍人之政，无所不至」（明太祖は、全国統一し、各郡に養濟院、

46) 王衛平，黄鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』群言出版社，p.48，p.50，p.52。

47) 夫馬進『中国善会善堂史研究』同朋舎出版，1997，p.33。

惠民药局、义塚および预备仓を設置し、国民を大事にする政策を実施した」と記載されている。明太祖は、福祉に対して明確なイメージをもっていた。そして、明太祖が李善長に編纂を命じ、唐代の法律を理想として1367年に制定した明代の刑法典である『大明律』⁴⁸⁾のなかで法律の形式によって、各レベルの地方政府に福祉関連施策を実施することを求めた⁴⁹⁾。「凡鰥寡孤独及篤疾之人贫穷无亲属倚倚不能自存，所在官司应收养而不收养者杖六十。若应给衣粮而官吏尅减者以监守自盗论」(すべての頼る人がいないやもめ、孤独者および病者を政府が施設に収容する。該当者を施設に収容しようとしないうちの地方政府の官僚は、六十杖の罰が課される。衣食を提供し、関係者を救済しない官僚は職務上の横領をすることになる)と規定された。その以後の皇帝も福祉政策を重視していた。養濟院、惠民薬局などの社会福祉施設が全国に設置された。明代の法律によって定められた養濟院は、その前の唐代の“悲田院”，“養病坊”，宋代の養安濟院などよりもっと整備された制度と考えられている。明代の養老政策は、次の四つの制度で構成されている。すなわち①老人およびその親族の徭兵を免除する，②貧困の老人に対する物資の提供，③老人が犯罪者とされた場合の減刑，④養濟院の設置である⁵⁰⁾。

当時の政府が運営する福祉施設の経費は、大部分は常平倉から支出された。政治的に安定した時期には、十分に経営できたが、動乱期には福祉施設の運営状況は困難であった。そのような時期においては、民間福祉事業が一定の効果を発揮した。特に、経済的に豊かな江南地方では、民間福祉事業が盛んに行われた。江南地方の福祉事業は、当初富裕者の寄付を契機に組織的団体運営の施設が形成された⁵¹⁾。個人的な寄付による救済や道路・橋梁の復旧整備は昔からあったが、明代になると広く行われた。富裕者だけでなく、普通の庶民も協力した。それは明代以来次第に強まる漸進的な傾向となる。明代後期、一般的な民間の福祉組織は同善会であった。1590年に、河南省虞城県に最初の同善会が出現した。しかし、多く組織されたのは江南地方であった。江南の武進、無錫などに相次いで同善会を創設された。江南地方の同善会と河南省虞県県の同善会と比較すれば相違がある。河南省虞県県の同善会には、二つの意味があった。一つは、地方の有名人を連携する団体ということで、いま一つは同時に救済団体としての意味もあった。江南地方の同善会は、救済目的だけの団体であった。江南地方の同善会のもう一つの特徴は、道德基準の要求も重視されたというところにある⁵²⁾。

48) <http://100.yahoo.co.jp/detail/%E5%A4%A7%E6%98%8E%E5%BE%8B/>

49) 王衛平、黄鴻山『中国古代伝統社会保障与慈善事業』、群言出版社、p.197。

50) 同上書、pp.66-79。

51) 同上書、p.198。

52) 同上書、p.199。

10 清代（紀元1644—1911年）の救済制度と福祉事業

清代において、荒政はもっとも整備された。整備された官僚機構を通じて、発生した災害の規模と被災状況を報告すること、迅速に被災者を救済すること、そして免税措置などの処分をすること等が一連の緊密な行政過程としてつながり、救済の効率が格段に高度化した。

大規模災害に対しては、まずは災害に対する備えである。これは、次の二つの制度で構成されていた。すなわち、①一定量の食糧の備蓄を重視していた。前代同様、常平倉・社倉・義倉を設置した。②農業生産の増進、つまり荒れ果てた土地を開拓し、農業技術を向上させることと水利を重視していた。大規模災害発生時の救助については、次の三つの制度で構成された。すなわち、①地方政府は中央政府に災害の発生と被災の状況を報告する責任が課された。中央政府は、②被災地の状況を精査し、適切な救済措置をとる。③被災者の免税および徴兵を猶予する。

養老政策については、第一は、普通の老人に対する養老政策である。それは次の四つの制度で構成された。すなわち、①老人およびその介護家族に対して徴兵を免除すること、②80歳以上の老人への物資の提供、③90歳以上の老人に対する介護訪問および物資の提供、④老人に対する法令および政策上の優遇である。第二は、官僚が高齢退職した場合の養老政策である。現代中国とほぼ同様、定年退職後に養老年金が給付された。第三は、身寄りのない老人に対しては、彼らを収容する養濟院が設置された。

現代の中国においては、清代までの中国は‘封建社会’と呼ばれている。封建社会の生活保障は、社会安定と階級矛盾を緩和するために作られた制度であり、保障の限定性があると考えられている。限定性とは、大規模災害などが発生した場合、地域社会としての被災地の救済を重視するが、被災者以外の一般的な貧困者などに対する救済は重視されなかったなどの問題があり、保障範囲が普遍的ではなく、法制度的に不十分だったと考えられている⁵³⁾。

第2章 近代の社会保障制度

1840年のアヘン戦争以後、中国は半封建半植民地の社会になった。国民にとっては、生活を維持していくことが、非常に困難な時期であった。国内外の戦争が相次いで起こっただけでなく、大規模自然災害も頻繁に発生した。しかし、このような状況のもとで、清代旧来の保障制度に代わって、次のような新しい保障制度が出現した。

その第一は、専門的な保障機構が設置されたことである。19世紀以前には、専門的な保障機関が設立されていなかった。救済する必要がある場合は、すべて皇帝の命を受けた官僚が救済

53) 同上書, pp.95-110。

の任務を執行した。1906年、清代政府は、西洋の制度を取り入れ、民政部を設置した。救済する職務と権限は民政部に与えられた。中華民国の成立後、中央政府から地方政府にいたるまで、民政管理機構を設立した。そこでは、全国および地方の救済などの事務が執行された。

第二は、次第に救済する事務管理の制度が形成されていったことである。封建社会は‘人治’社会であったが、本格的な救済システムはなかった。中華民国の成立以後、救済に対して、西洋の制度になって、救済制度が定められた。たとえば、1928年、国民政府が救済の仕組みを明確にする「勘報災歎条例」と「救済院規則」を制定した。そして、1943年、国民政府は「社会救済法」を公布した。これは、中国史上初めて、社会救済に関する専門的な法規を定めたものである。

第三は、各種福祉団体が増加したことである。1930年、内政部は18の省を調査した。それによると、同年、福祉団体は1621団体が存在していた。これらの団体を通じて、孤独者、貧困者、被災難民等を支援することになっていた。

第四は、軍人およびその家族に対して、住居を確保することを法律的に規定したことである。近代の中国は、国内外の戦争が相次いで起ったため、社会情勢が不安定であった。それ故に、政府は軍人の住居の確保を重視した。「陸軍平戦時補償暫行条例」「海軍平戦時補償暫療条例」「陸軍徴募および退役婦休費を給与規則」等、戦功がある軍人・負傷軍人、戦死した軍人および家族に対して優遇する制度が強化された。

むすびにかえて

これまで述べてきたところを簡潔に総括する。

中国の歴史を見ると、西周からの思想家たちは、国民を基本とする国家運営を主張し、生産環境の改善および農業生産水準の向上、国民の生活環境および生活水準の改善を図ることを中心に考えた。たとえば、孟子は、小農経済の発展を主張し、児童および老人の保護を重視した。特に重視していたのが未亡人・孤独者に対する救済であった。墨子は、利民および救済を重視した。孔子等の思想家は「大同社会論」を主張し、特に孔子の『礼記、礼運篇、大同章』の中には、「平等の制度によって、安定した大同社会になる」と論じた。

宋代以後、儒教、仏教、道教の三教は統合された。特に、倫理道德方面、仏教、道教は、儒教化した。三教合一、仁義を中心とする王制思想が主張された。これら各方面の思想は中国古代福祉事業の思想的基盤をなした。

西周から、近代に至るまで、統治者は儒教、仏教および道教の影響を受け、政府が社会を安定させるために、国民の生活保障に努力した。救済制度と福祉事業が行われた。救済に関しては荒政政策が重要であった。荒政政策では、常平倉と義倉が中心だった。福祉事業に関して重

要なものは、悲田養病坊であったと考えられる。

王朝が頻繁に交替する歴史展開の原因を考えると、新しい王朝を建設されたときには救済制度と福祉事業が重視されたが、大規模災害が発生しても被災者と被災状況を救済・回復できなくなったときに王朝が滅亡したと思われる。たとえば、隋代の隋文帝は救済と福祉事業を重視し、社会の安定を実現したが、隋代末期の隋炀帝は豪華な個人生活に終始し、救済と福祉事業をなおざりにしたので見事に隋が滅亡したと考えられる。

西周の時代から政府が実施した生活保障に関連する諸施策は、国家の統制と管理によって国民の生活環境を保障し安定させる意図があった。それは、現在の社会保険制度と関係があると考えられる。古代と現代を問わず、社会安定のためには、国民が安定した生活ができるように、基本的な社会保障制度が必要とされている。しかし、古代から現代に至るまで、それら萌芽的諸施策には不平等なところがあったと思われる。たとえば、元代の首都・大都（北京）における救済制度は、都市部と農村部を分離したものであり、二元的構成を許容していた。今日にも通ずる克服すべき課題である。

孔子等の古代の思想家の「大同社会論」を参考とし、社会の安定を図り、世界平和の実現に向かうためには、国と時代を超えて、国民全体に平等な社会保障制度が必要だと考えられる。

主要参考文献

日本語

- [1] 愛宕元・森田憲司『中国の歴史』昭和堂、2009。
- [2] 結城康博・吉田佳代子・宮崎雅人『社会保障制度』ぎょうせい、2009。
- [3] J・K・フェアバンク（大谷敏夫・太田秀夫訳）『中国の歴史』ミネルヴァ書房、1996。
- [4] 渡邊義浩『中国古代史』ナツメ社、2007。
- [5] 堀勝洋編『社会保障論』建帛社、2002。
- [6] 大谷孝一編『保険論』成文堂、2008。
- [7] 王文亮『社会政策で読み解く現代中国』ミネルヴァ書房、2009。
- [8] 中国史研究会『中国専制国家と社会統合』図書出版、1990。
- [9] 山田辰雄『歴史のなかの現代中国』勁草書房、1996。
- [10] 堀敏一『中国の古代史の視点』勁草書房、1994。
- [11] 東亜文化研究会、紀要編集委員会『現代中国と歴史像』霞山会、1975。

中国語

- [1] 郑功成『中国社会保障制度变迁和评估』中国人民大学出版社、2002。
- [2] 宋士云『中国农村社会保障制度结构与变迁』人民出版社、2006。
- [3] 陈之楚『中国社会养老保障制度研究』中国金融出版社、2010。
- [4] 陈玉营・付煜『大社保破題—中国全社会問題溯源与执策』中国经济出版社、2010。
- [5] 严俊『中国农村社会保障政策研究』人民出版社、2009。

- [6] 杜伟等『农民经济权益保障研究』科学出版社, 2011。
- [7] 童星・林闽钢『中国农村社会保障』人民出版社, 2011。
- [8] 张军『社会保障制度的福利文化解析』西南财经大学出版社, 2010。
- [9] 王卫平, 黄鸿山『中国古代传统社会保障与慈善事业』群言出版社, 2005。
- [10] 李斌成『隋唐五代社会生活史』中国社会科学出版社, 2004。
- [11] 陈宝良『明代社会生活史』中国社会科学出版社, 2004。
- [12] 史卫民『元代社会生活史』中国社会科学出版社, 1996。
- [13] 史卫民『魏晋南北朝社会生活史』中国社会科学出版社, 2005。
- [14] 周秋光『中国慈善简史』人民出版社, 2006。
- [15] 沈长云『中国历史：先秦史』人民出版社, 2006。
- [16] 王俊秋『中国慈善与救济』中国社会科学出版社, 2008。
- [17] 张涛, 项永琴, 檀晶『中国传统救灾思想研究』社会科学文献出版社, 2009。
- [18] 武建国『汉唐经济社会研究』人民出版社, 2010。
- [19] 王娟『近代北京慈善事业研究』人民出版社, 2010。
- [20] 李峰『西周的政体』生活读书新知三联书店, 2010。
- [21] 莫文秀, 邹平, 宋立英『中国慈善事业：思想, 实践与演进』人民出版社, 2010。
- [22] 白至德『中古时代：三国两晋南北朝时期』中国友谊出版公司, 2011。
- [23] 白至德『中古时代：隋唐时期』中国友谊出版公司, 2011。
- [24] 白至德『中古时代：五代辽宋夏金时期』中国友谊出版公司, 2011。
- [25] 福林『春秋战国的社会变迁』商务印书馆, 2011。
- [26] 白至德『白寿史学二十讲-中古时代元时期』中国友谊出版公司, 2012。

(2012年10月31日受理)

市场营销学研究方法论的纷争与新动向

王 衍 宇*

摘要：市场营销学经历了学科性质、概念范围、理论基础的哲学观、对世界的认识几个阶段的论争，占支配地位的是实证主义与相对主义的论争。随着社会与科学哲学的发展，市场营销学的研究中相对主义哲学观以及“反实证主义”浪潮对一直占主流的实证主义的方法进行了批判并出现了基于相对主义哲学观的解释主义方法论。解释主义方法论最初是以研究消费者行为并运用在市场营销学研究中，其核心思想是“理解”或“解释”。现在在市场营销学的研究领域分别实在消费者行为学、产品开发、品牌开发、广告策略方面。实证主义方法论与解释主义方法论作为相辅相成的方法论被应用在今后的市场营销学研究中。

关键词：研究方法论·实证主义、相对主义、解释主义

一、引 言

市场营销学作为一门学科自19世纪初在美国诞生，以Arch Wilkinson Shaw在《季刊经济学杂志》上发表的论文《市场流通的若干问题》为该学科诞生的标志¹⁾。而市场营销学的方法论论争，则是在该学科诞生30多年以后，以Paul D. Converse在1945年提出“市场营销学是科学还是艺术”的问题为开端而展开的²⁾。从1945年到现在，各国的研究者们围绕着市场营销学的学科性质、研究的领域、方法论等经历了几次大的争论。

西方国家的研究者们更注重围绕市场营销学的“本质”进行争论，即市场营销的学科性质、研究范围等。美国、日本的研究者们除了研究其“本质”以外，从实际运用方面中对市场营销学进行研究的也很多。在中国，由于市场营销学是19世纪80年代改革开放后引入的，研究者们主要集

* 福州大学阳光学院商学院 講師

1) Shaw. Arch W., "Some problems in Market Distribution", *Quarterly Journal of Economics* 26 (August) 1912.

2) Converse. Paul D., "The Developemnt of a Science of Marketing", *Journal of Marketing* 10 (July) 1945, pp.14-23.

中在市场营销学的引进、学习以及应用研究³⁾，对市场营销学的学科性质等“本质性”问题的研究较少。

基于此，本文首先将市场营销的方法论论争的历程进行回顾，在方法论争的历程中，最具有典型代表的是实证主义与反实证主义（即相对主义）的论争。市场营销学的研究一直都是以实证主义为主流的方法论，从1980年代开始逐渐受到相对主义的影响，相对主义中哲学观的解释主义方法论逐渐成为市场营销学研究的方法论之一。

二、市场营销学研究方法论争概要

从1945年至今，有关市场营销学的研究经历了几次大的论争，分别是围绕其学科性质→概念范围→理论基础的哲学观→对世界的认识几个阶段来进行的。

1945年，美国学者Paul D. Converse提出“市场营销学是科学还是艺术”，引发了市场营销学方法论争的开始。比起其他社会学科来说，市场营销学作为学科的成立是比较晚的。因此，在进行了30余年的研究后，研究者们急于想确认市场营销学作为一门学科的地位。围绕这个问题，各学者们展开了激烈的争论。但是在当时对于科学的理解是，所谓科学就是真理，是应当去探求绝对存在的⁴⁾。所以，以Buzzell、Hutchinson、Baumol为代表的研究者们就指出，市场营销学并不是科学，只不过是一种艺术。其中，Buzzell的观点最为代表性，他认为作为一门科学的必要条件是（1）知识被分类以及形成体系。（2）围绕一个以上的中心理论以及一连的一般原理组织起来。（3）通常用量来表示。（4）是可预测、并且在几种情况下可统制将来事情的知识。从这些标准来看，市场营销学还不具备科学的条件⁵⁾。

1960年后，在市场营销学研究中，研究者们又提出，最初是从企业管理为出发点进行研究市场营销学，能否从更广的范围进行分析？这次的论争是围绕市场营销学概念的适用范围而展开的。以Kotler和Levy为代表的研究者们提出，市场营销学的概念应扩展到医院、学校等非盈利组织。

1980年代开始，主要是围绕市场营销学的科学哲学进行论争。这次论争的导火索是Hunt在1976年发表的论文，针对市场营销学还不能称之为科学的意见，Hunt从自己依据的逻辑经验主义的立场指出，科学的对象是相互关联并具有统一性并可以验证的。科学的主要目的是创造或发

3) 丁文辉「我国营销理论研究的发展脉络及趋势」『商业时代』2009年第9期，26-28頁。柳思维·晏国祥「我国营销理论研究主题、研究类型及研究演进评析」『中国市场营销创新与发展学术研讨会论文集』2009年，6-13頁。

4) 上沼克徳「マーケティング科学哲学論争と相対主義的科学観の台頭」堀田一善編『マーケティング方法論』中央経済社，1991年，205-237頁。

5) Buzzell, Robert D. "Is marketing a science?", *Harvard Business Review* 41 (January/February) 1963, pp.32-40.

明对现象进行说明、预测、理解、控制的法则和理论。因此，不是看市场营销学是否具有一般理论，而是要从构成市场营销学现象的现象中看是否有统一性或规则性。而且是否可以从科学的方法获得市场营销学知识。从这些点来看，市场营销学应该是一门科学⁶⁾。7年后，Hunt又指出市场营销学的一般理论构筑应该以交换为核心概念进行，这也是在逻辑经验主义的基础上进行分析的。

以Hunt的这个观点为导火索，研究者们又开始了进行了论争。对于他提出的在基于逻辑经验主义的市场营销学理论，其他学者对其进行了质疑和批判。其中，Anderson从科学哲学的科学观变迁的观点出发，指出逻辑经验主义应该放弃。市场营销学理论的构筑不应该以逻辑经验主义为前提的客观科学观，而是应该以包含社会的科学观进行。Deshpande指出，市场营销学的理论一直是非常重视定量数据，但也要促进定性数据的运用。定性数据有利于创造理论，而定量数据有利于验证理论。Peter 和 Olson对Hunt的批判最为激烈。他们指出，“市场营销学是科学吗？”这句话应该反过来说，即“科学是市场营销学”。因为所谓知识只不过是市场营销策略，将科学送到市场的产品而已。他们批判实证主义以及经验主义，认为应该用相对主义、构成主义等方法论。从以上学者的观点可以看出，对Hunt的批判都是从相对主义的哲学观出发的。就这样，当时的市场营销方法论争形成了两大阵营。一方是以逻辑经验主义为标榜的Hunt，另一方则是基于相对主义哲学观对Hunt的理论进行批判。

进入1990年代后，从1980年代开始的实证主义与相对主义的论争随着时间的推移进行得越来越激烈。论争的核心也在不断改变。在这样的过程当中，实证主义与相对主义的内部都分别出现各种各样的分支。实证主义和相对主义各自的主张到底是什么，也变得越来越模糊。例如，实证主义中分出了逻辑实证主义、逻辑经验主义、科学的实在论等分支，而在相对主义中分出了存在论的相对主义、概念的相对主义、批判的相对主义、构造主义、解释主义等分支。最终，市场营销学的方法论争主要集中在对“事实”和“真理”的认识上。即对围绕对事实和真理的不同看法，实证主义和相对主义各持不同看法。其中最具代表的基于实证主义哲学观的科学的实在主义与基于相对主义哲学观的批判的相对主义。以Hunt为代表的科学的实在主义认为真理普遍存在，并可能客观地发现。而以Peter 和 Olson为代表的批判相对主义则认为真理是主观存在的，并不独立于研究者的认识。

至今市场营销学经历了60多年的论争。各国的研究者们根据研究的视角不同，对方法论的发展历程都进行不同的阶段划分。而以上的阶段划分是最典型的划分方法。另外，日本研究者堀田一善以“市场营销学研究的科学地位”将论争的历史划分为4阶段⁷⁾，分别是：第1阶段（1945-1950年），围绕市场营销学是科学还是艺术，第2阶段（1950-1965年），围绕科学构成的各种条件、

6) Hunt .Shelby D. “The Nature and Scope of Marketing”, *Journal of Marketing* 40 (July) 1976, pp.17-28.

7) 堀田一善『マーケティング思想史』中央経済社，2006年，2-3頁。

各种规则获得共同的认识，第3阶段（1968-1975年），在市场营销学管理论为中心的情况下，一方面在“语义学”领域进行批判和反驳。一方面是对科学理论接近的萌芽状态。第4阶段（1976年以后），以现代科学哲学为基础的科学方法论论争。我国研究者晏国祥以“营销科学哲学”为标准将论争的历史划分为3个阶段⁸⁾。分别是：第1阶段（1945-1983年，前科学阶段），实证主义科学哲学成为主流，营销成为一种科学是营销学追求的目标。第2阶段（1983-1999年科学阶段），相对主义哲学科学兴起与营销是否实现科学化形成质疑。第3阶段，（2000年以后，后科学阶段），后科学哲学观的兴起和营销科学化目标的迷失。

从以上的分析来看，虽然各研究者按照不同的视角进行划分，无论从哪一个角度出发，各研究者都将1980年代开始的论争作为一个阶段。该阶段的论争分为两大阵营，一方是以Hunt为代表提出的以逻辑经验主义为哲学观为市场营销学研究基础，另一方是Anderson为代表的对此观点提出质疑和批判。其实两方的观点是分别基于实证主义和相对主义的，该阶段的论争是围绕实证主义与相对主义进行的。1990年代后，虽然是围绕科学的实在主义与批判的相对主义进行论争，但它们分别是实证主义与相对主义的分支。所以可以说此阶段的论争还是围绕实证主义与相对主义。

在市场营销学研究的方法论争的历史中，从围绕市场营销学的学科性质发展到围绕对世界的认识的论争，占支配地位的或者说是争论得最激烈的是实证主义与相对主义的论争。

三、实证主义与相对主义研究方法之争

在市场营销学方法论争的过程中，实证主义和相对主义都并没有成为绝对的主流范式。因为在科学哲学上，实证主义与相对主义都还进行着互相批判。例如，提出“范式”理论的Kuhn用历史数据统计说明了科学在进步，却被指出用实证主义方法验证其的相对主义。而推崇实证主义的研究者们却经常用“范式”一词来表现，但该词是基于相对主义哲学观的。无论是实证主义还是相对主义都没有办法形成一套绝对完整的、无懈可击的理论体系。在人类不断发展以及对世界认识的不断变化中，实证主义与相对主义应该是相辅相成的，在相辅相成的基础上继续追求人类的真理，是比较有效的方法。

（一）、实证主义方法论的哲学观与地位

到1980年为止，实证主义的方法论一直都市场营销学的研究中是主流的、极少受到质疑的研究

8) 晏国祥「透析“营销是科学还是艺术”之争」『中国市场营销创新与发展学术研讨会论文集』2009年，140-142頁。

方法⁹⁾。实证主义认为社会现象在本质上与自然现象是一致的，虽然社会现象是由于人的活动造成的，但在宏观的社会层次上却是独立于人的意志的客观世界¹⁰⁾。主张用定量研究的方法，统计调查、实验研究等都是实证主义的研究方法。市场营销学的研究方法为什么都是以实证主义为主要方法论呢？其中的原因有以下几点：

(1)、市场营销学在发展的初期，即19世纪末至20世纪50年代，是古典经济学理论为指导，运用边际效用、机会成本、生产是基础等经济学概念。从50年代至80年代，则是以微观经济学（新古典经济学）为理论基础，利润最大化的假设是众多管理营销的分析基础。从发展初期到80年代，市场营销学可以说是经济学的一个分支。而初期为基础的古典经济学的理论范式是由物理学所提供的。经济学变成一门独立学科时，经济学家们借用了已经发展成熟的物理学的科学范式¹¹⁾。经济学的研究主要是采用实证主义的研究方法。

(2)、20世纪初，在美国的社会学研究中，统计法和案例法成为两个代表性的方法。其中民意调查成为社会学研究的主要潮流。这种潮流也深深地影响到世界各国。

(3)、50年代和60年代初，由于统计学、数学、运筹学等的广泛应用、市场调研等定量方法在企业中地位的不断提高，营销模型的构建被广泛使用。

(4)、Hunt指出，市场营销学的一般理论和一般理论的可能性，是以“交换”概念为中心展开的。而“交换”的概念是以逻辑经验主义为基本思想¹²⁾。而逻辑经验主义是实证主义的代表之一。是1930年代指1950年代，由逻辑实证主义发展而来的，其主要思想是通过归纳法来验证一般真理¹³⁾。

实证主义的哲学观认为，可以通过严密且正确的测定以及观察来了解世界。根据这样的哲学观，人们认为研究市场营销学时，可以将其构成要素从自然且复杂的情境中剥离出来，通过计算获得各要素之间的关系。到1980年为止，实证主义的方法论一直都市场营销学的研究中是主流的、极少受到质疑的研究方法¹⁴⁾。

(二)、相对主义的兴起以及对实证主义的批判

1970年以后，在科学研究中兴起“后现代”的潮流，后现代科学是对以工业化、机械化、定量分析为代表的现代科学的思考方式提出的相反的思维方式¹⁵⁾。后现代科学是相对主义为代表，而

9) 豊島襄『解釈主義のブランド論』白桃書房，2003年，38頁。

10) 王晶舒「社会科学研究方法的层次」『学理论』2010年第31期，97頁。

11) 王洪清「营销学理论背后的方法论范式之演进」『江汉论坛』2007年第35期，25頁。

12) 水越康介『企業と市場と観察者—マーケティング方法論研究の新地平』有斐閣，2011年，6頁。

13) 川又啓子・余田拓郎・黒岩健一郎『マーケティング科学の方法論』白桃書房，2009年，7頁。

14) 豊島襄，前掲書，38頁。

15) 坂本英樹「ポストモダン・マーケティング」『北海道情報大学紀要』2003年，第14巻第2号，4頁。

相对主义是以Hanson提出的“观察事实的理论负荷性”开始的。相对主义的代表人物被认为是提出“范式”概念的Kuhn。Kuhn在1962年提出“范式”这一概念，范式是指“一个时代提供给社会参与的、在典型问题及解决方法方面被普遍认识的科学成就”。该概念的提出在科学的研究中具有重大的意义，它将历史的观点引入到科学理论的变换中，提出根据一门学科理论发展，可以分成“前科学时期”——“常规科学时期”——“科学革命时期”——“新的常规科学时期”，否定了科学知识的绝对优越性，这与原来的“真理是事先存在的，科学家们为了寻求真理而不断前进”的科学思想（笔者注：即实证主义）完全不同。该概念的提出受到了很多科学家们的认同。实证主义与相对主义的方法论到底区别在哪里呢？我们从下面的表中可以看出。

表1 实证主义与相对主义的观点

	实证主义	相对主义
对事实的认识	客观独立存在的	主观的相对存在的
研究对象	独立存在的事实	外部世界的事实是研究者们经过选择、解释，完全独立的事实并不存在
研究目的及结果	纯粹知识	科学家的世界观、研究范式 对事实认识的解释
知识的主张—科学的评价及讨论	研究方法	被认识（被解释）的事实
对真理的认识	认定真理的普遍存在	不存在完全独立的真理，真理只存在于一定的理论框架中
研究进路	市场调查、实验法等定量分析	深度访谈、观察等定性分析

出所：川又啓子・余田拓郎・黒岩健一郎『マーケティング科学の方法論』白桃書房，2009年，35-40頁（经笔者整理、改编）。

仇立平也指出，进入1970年代，由于韦伯所倡导的理解社会学受到学者们的青睐、以1969年Kuhn所著的《科学革命的结构》为标志的历史流派的兴起等的原因，导致了实证主义方法论的强势地位开始逐渐衰落¹⁶⁾。以上对实证主义的批判只是从科学哲学本身的理论角度出发。随着市场营销学的研究，很多学者从其他角度，如实证主义方法论的实际应用的角度进行了批判。尤其以日本学者对实证主义的批判最为激烈。

例如，日本以实证主义市场营销研究为主的消费者行为研究者中西正雄指出，回过头对过去50年进行的消费者行为研究的轨迹来看，虽然进行了大量的研究，但是研究成果对日本的市场营销的应用中所带来的影响非常少¹⁷⁾。

石井淳藏指出，在实证主义的理论基础的开发模式下，一些产品的开发则不能成功。他举出某服装公司的例子，公司用科学的方法对消费者进行调研，然后根据其需求决定新产品的样式，但

16) 仇立平『社会研究方法』重庆大学出版社，2008年，23頁。

17) 中西正雄「消費者行動とマーケティング・マネジメント」『マーケティングジャーナル』2001年，81号，6頁。

都以失败告终。因为消费者需求的服装产品都是总是目前已经流行和消费者熟悉的样式。

丰岛襄是一位有30多年品牌管理的实际经验的日本学者，他通过30多年对日本企业界的观察，指出随着社会的高度发展，消费者行为越来越难以理解和掌握。如果根据实证主义的哲学观，通过调查就可以了解并预测消费者的购买意思，但是事实上连消费者本身都不知道自己需要什么，而企业根本不可能通过调查来了解¹⁸⁾。

沼上干指出，实证主义哲学观的一个特点就是订立法则，这是针对自然科学的。但以人类为主的社会科学，其本身变化莫测，如何通过订立法则来解决问题¹⁹⁾。

这些研究者从不同的角度对实证主义提出了批判，提出不能只依靠实证主义，而要提出多种的方法论。现在，以实证主义为主流的方法论在市场营销学中虽然还是占着非常重要的位置，但是相对主义的方法论渐渐地开始影响到市场营销学的研究。

(三)、实证主义与相对主义的论争中出现的解释主义方法论

在实证主义与相对主义的论争中，基于相对主义哲学观的解释主义方法论以其温和的立场被运用到市场营销学的研究中，并日益受到研究者的重视。

解释主义方法论的基础是16世纪发展起来的解释学，发展至今融入了人类学，社会生态学等学科知识，成为了一个以定性研究为主的方法论。其中心思想是“理解”与“解释”。在进入市场营销学领域以前，在人类学、社会学、组织学、法学中就被广泛应用。

1983年，Holbrook 和Hirschman对消费者在产品、服务中的使用经验为焦点进行了研究，并提出了“享乐型消费”的概念。他们提出，享乐型消费是指消费者在使用产品时五官的感觉、空想、以及唤起的情动。具体地包括音乐欣赏、观看演出、观看体育比赛等。在对这样的消费行为分析中，他们发现原来的基于实证主义方法论的研究方法很难对其进行研究。在以往的消费者行为分析中，非常注重分析消费者的选择行为，即研究消费这为什么会选择这样的行为。但在研究享乐型消费中，研究者发现无法研究和总结消费者们喜欢什么尺寸的绘画，为什么会喜欢这样的演出等等，归纳和总结不出选择行为的客观因素。在享乐型消费的研究中，比起消费者的“选择行为”，更应该注重“使用行为”²⁰⁾。即要去了解、理解消费者在使用过程中的体验。在这样的研究中，他们主张应使用不同于实证主义的方法论，即导入解释主义方法论。

解释主义方法论的主要目的是，人类在具有意思的活生生的世界中，理解人们的思想以及共有的意思是如何发挥作用并被规定的。而在自然科学中，尽量远离人们意思的世界、努力正确地把握自然的构造，并且判断其真伪。如果说自然科学因为研究对象有其独自的模式或方法论，那么

18) 豊島襄，前掲書，18頁。

19) 沼上幹『行為の経営学—経営学における意図せざる結果の探求』白桃書房，2000年。

20) 松尾洋治「マーケティング研究における解釈的アプローチの方法論的背景」『三田商学研究』2005年6月，第48巻第2号，132頁。

社会科学也应因为其研究对象而有独自的模式或方法论。在市场营销学的研究中导入解释主义方法论的原因是，市场营销学的消费者研究，是运用解释主义方法论研究的合适对象。

解释主义方法论并不是以“反实证主义”的身份出现的。它最初是作为如何理解或解释消费者行为的方法论、作为实证主义方法论的有效补充而登上市场营销学的方法论舞台。但由于解释主义方法论中包含了相对主义的哲学观，成为了市场营销方法论争中“反实证主义”的工具。

四、市场营销研究方法新动向——解释主义方法论及其研究领域

日本研究者阿部周造指出，相对主义科学观的所具有的特质的一部分，与市场营销学研究的本性非常一致，或者说有利于市场营销学的研究。例如，如果实现了相对主义科学观提出的自由社会，比起逻辑经验主义或反证主义为代表的实证主义所主张的支配性社会，更利于市场营销学的研究²¹⁾。

以上的研究者们提出，市场营销学的研究不能仅仅用实证主义方法论，尤其在科学高度进步以及消费者需求越来越多样化的情况下，应该采用多种的方法论对市场营销学进行研究，而解释主义方法论就是可以应用的方法论之一。根据解释学的哲学观以及主要思想所提出的解释主义的方法论的具体内容是什么，与实证主义的方法论区别又在哪里，如下表所示（表2）：

表2 实证主义与解释主义方法论的区别

		实证主义	解释主义
价值论	主要目标	一般法则，根据预测说明	理解
存在论	现实的性质	客观的、实体的，单一断片化可能，区分可能	社会构成的，多数文脉的
	社会的存在性质	决定论的 反应的	主义的 前进的
认识论	生成知识	法则的 与时间无关系	个别的 与时间有关系
	因果关系的看法	有真正的原因	多个同时形成
	与调查的关系	二元论的关系 特权的观察	相互作用的，协同的 非特权的观察

出所：Elizabeth C.Hirschman (ed.), *Interpretive Consumer Research*, Association for Consumer Reaearch, 1989, p.3.

解释主义方法论的哲学观认为，世界并不是独立于人类而客观存在的，而是经过人类的解释而构成的。科学并不像实证主义者所认为的那样限制于描述事实，而是必须组织它们、概念化它们。

21) 阿部周造「消費者行動研究の方法論的基礎」阿部周造編著『消費者行動研究のニュー・ディレクションズ』関西学院大学出版会，2001年，1－36頁。

所以我们看到的世界并不是客观存在的，而是已经经过人类的解释与描述。即看到的世界是“二次构成”。

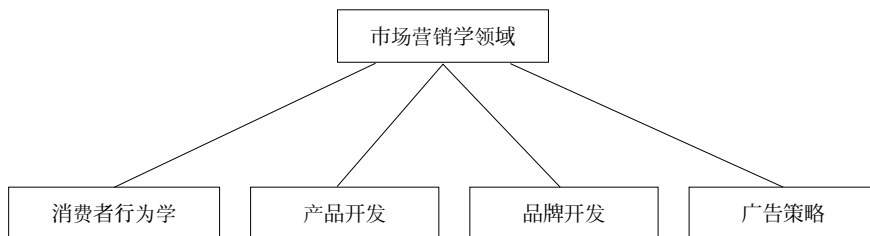
就好像我们看到的彩虹，客观存在的只是三种基本色，但是经过我们的眼睛的描述，我们的是看到七种颜色。实证主义者认为的已经存在着客观真理，人类所追求的目的不过是通过各种方法去发现或接近真理，即发现或接近某一“法则”。解释主义者认为并不存在着真理，人类必须通过现象（即二次构成）去理解其后面的本质（即一次构成），而且，二次构成时是人类经过自己的主观解释，并且根据二次构成的时间以及后面的背景有关，所以在理解本质时，必须注重个体的主观，而且必须了解其背景条件，及知识的生成其实是个体与时间有关。

解释主义方法论与实证主义方法论在研究方法上不同。例如，针对消费者行为分析，不仅分析购买时点的数据，还分析前后的情境。即相比实证主义方法论对“点”进行调查，解释主义方法论是对“面”进行调查。所谓“点”，是指单一产品，或者是某一个时间点所获取的客观数据。所谓“面”是指对消费者进行调查时，并不是对单一产品进行调查。而是对购买产品前后的行动进行全方面的调查²²⁾。

这里举一个某便利店的例子。某便利店在每天的同一个时间内销售出同样的一瓶红茶，根据客观数据的分析，于是得出某消费者在该时点需要一瓶红茶的结论。该便利店为了满足消费者的需要，每天都会在货架上补充该红茶，方便顾客购买。后来对这位顾客进行深入了解后，才知道该消费者每天都是在上班的途中经过该便利店，他每天都希望买到绿茶喝，但是每天的这个时间段，该店的绿茶经常没有货，由于他赶时间没有向店员询问或要求，就只好购买摆在绿茶旁边的而且从来不断货的红茶。从这个例子可以看出，用两种不同的方法论进行调查就得出截然不同的结论。我们一直深信不疑的客观数据很可能带来错误的信息。解释主义认为，只有在了解消费者的购买行为的前后“情境”，才能对他们的行为做出合理的分析。如果仅仅是了解消费时点的数据，则通常会做出和实际事实不符的判断。

现在，在市场营销学的中，基于解释主义方法论的目前应用到的领域如下框架：

图1 解释主义在市场营销学中的研究领域（笔者自制）



22) 武井寿「マーケティングにおける“意味”研究の理論と技法」『早稲田商学』2000年3月，第384号，20頁。

在消费者行为学研究领域，目前主要集中在研究“享乐型消费”、消费者在消费行为的前后联系给消费行为带来的影响，消费者样本的选择等。在产品开发研究领域，目前主要集中在研究如何构思新的产品创意、企业与消费者如何在互动的基础上产生新的创意等。在品牌开发研究领域，目前主要集中在研究如何构建品牌个性，如何构建品牌所含有的特殊意义等等。在广告策略研究领域，主要集中在如何传递企业的意思等。虽然解释主义方法论在市场营销学研究领域中尚未成为一个完整的体系，但是，在越来越多的领域中得到应用是不容置疑的事实。

五、研究展望

沿着市场营销学研究方法论争的历史足迹，本文主要追述了始于1980年代的实证主义与相对主义的方法论争。然后，本文分析了作为主流的实证主义方法论的有效补充、基于相对主义方法论哲学观的解释主义方法论是如何成为市场营销学研究方法论之一的，最后介绍了解释主义方法论在市场营销学中的主要研究领域。

随着消费者生活水平的提高，物质消费品以外，出现很多“享乐型”消费，如音乐、电影、戏剧等。另外，随着科学技术的发展，很多高科技产品成为普通消费者的必需品。而这些产品的技术日新月异，消费者根本不能知道技术如何发展，所以无法知道自己需要什么样的产品。再者，消费者越来越追求个性化生活，大量生产大量消费的模式显然不适和现在的消费者。与消费者加深相互的交流，实行“关系营销”是现代以及未来营销的新趋势。在这样新的社会背景下，市场营销学的研究中用传统的实证主义方法论出现了很多不足的地方，需要运用其他的方法论对其进行研究。所以，解释主义方法论登上了市场营销学的研究舞台，它的出现有其特定的社会环境和历史意义。

但是，解释主义方法论虽然能够对市场营销学中的部分研究发挥一定的作用，其本身也存在着界限。例如，样本过少以及如何解释。因为解释本身就依据研究者或者是观察者本身的主观思想，对同一个现象可以有多种解释，但哪一种解释更接近事实无法做出正确判断，这既是解释主义方法论区别与实证主义方法论的特点之一，也是其界限之一。

解释主义方法论最初并不是以“反实证主义”的立场被运用到市场营销学研究的，它只是作为研究消费者（即人类）这一特殊对象的方法论被运用。作为实证主义方法论的补充一直被运用到现在。随着社会背景的变化、对解释主义方法论本身的研究以及在市场营销学应用研究的进一步加深，解释主义方法论和实证主义方法论将相结合，为市场营销学的研究发挥更大的作用。

晏国祥指出，“营销科学”是争论的最终目标，而正确地确立营销的研究范围和建立营销“一般化”的理论范式将是解决这场论争的根本之策²³⁾。而笔者认为，随着社会的发展以及人类对世

23) 晏国祥「透析“营销是科学还是艺术”之争」《中国市场营销创新与发展学术研讨会论文集》2009年，147頁。

界认识的不断改变，市场营销学的论争不会结束。无论是实证主义还是解释主义方法论，都是市场营销研究中不可缺少的方法论。虽然方法论的论争会一直持续，但是实证主义方法论与解释主义方法论无疑是应该作为相辅相成的方法论被应用在市场营销学研究中。

(2012年11月30日受理)

コーポレート・ガバナンス論の諸問題

——日本における議論の再検討——

黒 川 秀 子*

目 次

- はじめに 本稿の問題意識と目的
- 第1章 コーポレート・ガバナンス論と新自由主義
 - 第1節 株主型コーポレート・ガバナンス論と新自由主義
 - 第2節 コーポレート・ガバナンス論の世界的伝播
- 第2章 日本における議論の展開
 - 第1節 1994年日本私法学会大会商法部会
 - 第2節 2006年経営学史学会大会
 - 第3節 2009年日本経営学会大会
- 第3章 日本における議論の問題点
 - 第1節 時代的背景に起因するもの
 - 第2節 比較研究の観点に起因するもの
 - 第3節 株式会社の本質把握に起因するもの
- おわりに 本稿の総括と今後の研究課題

はじめに 本稿の問題意識と目的

日本においてコーポレート・ガバナンス（企業統治）は、1990年代以降、経営学はじめ諸社会科学で議論され続けてきたが、その定義は論者によってかなりの相違がある。近年では議論の総括化、統合化を模索する研究が散見されるようになった。

一方、活発な議論に促されるようにして、コーポレート・ガバナンス関連の施策も講じられ

* 本学経営学研究科博士後期課程

続けたのであるが、その効果はどうか。企業の効率的運営への貢献を経済成長面からごく単純に評価するならば、甚だ疑問である。逆に、施策の要求が経営負担になっているという批判も見られる。倫理的運営への貢献については、2011年に露呈した東京電力、オリンパス、大王製紙の事例を見る限り、不祥事抑止面の効果さえ疑問である。

議論に基づいた施策の有効性が疑われるということは、議論そのものに問題があるということではないか。筆者はそのような問題意識から日本のコーポレート・ガバナンス論の再検討を試みている。日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点を把握するためには、日本におけるコーポレート・ガバナンス論の展開を辿る必要がある。

まず、コーポレート・ガバナンス論の活発化を、新自由主義との関連について考察する。そして、日本におけるコーポレート・ガバナンス論の展開を、時々の先端的思考や背景を把握する好材料である諸学会における議論を中心に考察し、そのことを通じて、日本のコーポレート・ガバナンス論を再検討する。

本稿の目的は、上記の過程を通して、日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点を提起することにある。

第1章 コーポレート・ガバナンス論と新自由主義

第1節 株主型コーポレート・ガバナンス論と新自由主義

コーポレート・ガバナンス論の起源は、バーリ・ミーンズ『近代株式会社と私有財産』¹⁾にあると一般に考えられているが、コーポレート・ガバナンスの語は、1960年代にイールズが使用し始めたとされている。また、「コーポレート・ガバナンス (corporate governance) の語は、少なくとも1970年代からアメリカの会社法文献や資料で盛んに用いられている。」²⁾という記述もあり、それは、「会社運営」の訳語をあてられていたほどのものであった。しかし、1980年前後から急速に活発化したコーポレート・ガバナンス論は、新自由主義の影響が色濃い、いわゆる、株主（至上主義）型コーポレート・ガバナンス論である。

新自由主義について、デヴィッド・ハーヴェイ『新自由主義—その歴史的展開と現在』のごく一部分からではあるが、概略を抽出する。

1) Berle A. A. and Means (1932) *The Modern Corporation and Private Property*, The Macmillan Co. (北島忠男訳 (1958)『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社)。

2) 証券取引法研究会国際部会訳編 (1994)『コーポレート・ガバナンス—アメリカ法律協会「コーポレート・ガバナンスの原理：分析と勧告」の研究—』日本証券研究所、69頁。

3) 渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、デヴィッド・ハーヴェイ (2007)『新自由主義—その歴史的展開と現在』(David Harvey (2005) *A Brief History of Neoliberalism*, Oxford University Press), 009頁。

「未来の歴史家は、一九七八～八〇年を、世界の社会経済史における革命的な転換点とみなすかもしれない。」³⁾。1978年、中国で鄧小平が共産党支配下の経済を自由化する最初の重大な一歩を踏み出し、1979年5月、イギリスでマーガレット・サッチャーが首相に就任し、同年7月、ポール・ボルカーがアメリカ連邦準備制度理事会（FRB）議長に就任して金融政策の劇的変革を実行し、1980年には、ロナルド・レーガンがアメリカ大統領に選出された。「こうしたいくつかの震源地から、われわれを取り巻く世界の姿を一変させるような革命的な衝撃が広がり、その轟音を鳴り響かせたのである。」⁴⁾。

「新自由主義とは何よりも、強力な私的所有権、自由市場、自由貿易を特徴とする制度的枠組みの範囲内で個々人の企業活動の自由とその能力とが無制約に発揮されることによって人類の富と福利が最も増大する、と主張する政治経済的实践の理論である。国家の役割は、こうした実践にふさわしい制度的枠組みを創出し維持することである。」⁵⁾。

「一九七〇年代以降、政治および経済の实践と思想の両方において新自由主義へのはっきりとした転換がいたるところで生じた。社会福祉の多くの領域からの国家の撤退、規制緩和、民営化といった現象があまりにも一般的なものになった。（略）要するに新自由主義は言説様式として支配的なものとなったのである。それは、われわれの多くが世界を解釈し生活し理解する常識に一体化してしまうほど、思考様式に深く浸透している。」⁶⁾。

1970年代以降、アメリカビジネス界から、人々の考え方を変えるための大学、学校、メディア、出版、法廷といった主要諸機関への攻勢が始まり、特に、大学は新自由主義的テーマの繁殖のための豊かな土壌たる好機があるとして特段注意を払うべきとされた。

「新自由主義国家は理論的には、強固な私的所有権や法の支配、自由に機能する市場や自由貿易の諸制度を重視している。これらは、個人の自由を保障するのに必要不可欠なものとみなされている社会的諸制度である。その法的枠組みは、市場における法的人格同士の自由な交渉による契約上の義務にもとづいている。」⁷⁾。

以上が新自由主義の概略であるが、1980年代のアメリカでは、経済成長率の停滞、インフレの恒常化、製品国際競争力の低下、双子の赤字（貿易赤字、財政赤字）拡大とドルの威信低下、

4) 渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、デヴィッド・ハーヴェイ（2007）同上書、010頁。

5) 渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、デヴィッド・ハーヴェイ（2007）同上書、010頁。

6) 渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、デヴィッド・ハーヴェイ（2007）同上書、011頁。

7) 渡辺治監訳、森田成也・木下ちがや・大屋定晴・中村好孝訳、デヴィッド・ハーヴェイ（2007）同上書、094頁。

等の悩みの処方箋として、小さな政府と市場主義的経済観を唱えるレーガノミックスと呼ばれる新自由主義政策が取られだした。その過程でM&A（合併・買収）が活発化したこと、また、この頃、持株比率が高くなりすぎウォール・ストリート・ルールを適用できなくなった機関投資家からの圧力が、経営者に株価向上を強いることになった。このような背景の下、アメリカで、コーポレート・ガバナンス論は1980年代になって急速に活発化した。それは、新自由主義的思考による「会社は株主のものである」という前提に立つ株主型コーポレート・ガバナンス論に他ならなかったのである⁸⁾。

第2節 コーポレート・ガバナンス論の世界的伝播

このように1980年代からアメリカで活発化したコーポレート・ガバナンス論は、1990年代には、世界的に伝播した。コーポレート・ガバナンス改革は、各国政府によって経済政策の重要課題とされた。

イギリスでは1980年代、金融サービス法（1986年）によって金融市場が規制緩和され、大半の公有企業（石油、航空、通信、鉄道、郵便など）が民営化された。1995年に年金法、2000年に金融サービス法（アメリカのSEC（米国証券取引委員会）を模した金融サービス局の創設）が制定された。1990年代には証券取引所からの援助で、キャドベリー、グリーンブリー、ハンベル、ターンプルの4委員会が設けられ、行動的な「株主民主主義」、行動的株主による現実的で有効な支配条件の創出による株主支配促進を狙いとする報告書を出した。

1990年代、従来、ステークホルダー重視のガバナンス概念があるとみなされていたドイツとフランスでも、好調なアメリカ経済を裏打ちするものの一つと考えられたアメリカ型ガバナンスに理念的にも実務的にも圧迫される形で、株主価値向上のための市場主義的なコーポレート・ガバナンス改革が進んでいった。

ドイツでは、1990年の東西ドイツ統一後、経済が混乱、大企業の不祥事が多発し、1998年の「企業領域における監視と透明性に関する法（コントラック法）」の施行につながった。

フランスでも、1995年の第1次ヴィエノ報告で、上場企業の取締役会での独立取締役の要件、経営者の自社株取得促進、取締役任期の短縮、等の改革勧告が、翌1996年にはマリニ報告で、取締役会長と最高経営責任者の分離を中心とした法改正を含む会社法の現代化の提言が、1999年の第2次ヴィエノ報告で、会長と最高経営責任者の兼務・分離の選択制、委員会における独立取締役の割合、等の提言、がなされた。そして、これらは後にほぼ達成されたのである。

コーポレート・ガバナンス論は、日本においても、バブル崩壊後の不況に悩み、日本的経営

8) 片岡信之「株主至上主義型ガバナンス論とステイクホルダー型ガバナンス論」『龍谷大学経営学論集』44巻2号、2004年8月、1-11頁、に詳しい。

に対する疑問が浮かびはじめた1990年代に急速に広まっていった。

第2章 日本における議論の展開

本章では、議論の受容後、日本でどのようにコーポレート・ガバナンス論が展開されていったかを、コーポレート・ガバナンスに関する諸学会における議論を通して確認する。

第1節 1994年日本私法学会大会商法部会

日本におけるコーポレート・ガバナンスという語の浸透時期は、「1985年に初めて“corporate governance”なる語を見たのは、私がまだ明治大学商学部の学生の時であった。」⁹⁾、「筆者が初めてコーポレート・ガバナンスという言葉を知ったのは、大学院の博士課程(後期)2年(1992年)の時であった。」¹⁰⁾、という記述からも窺える。

すでに1994年には、日本私法学会第58大会商法部会シンポジウムで、コーポレート・ガバナンスが議論されている。同シンポジウムは、1994年10月10日、立教大学で「コーポレート・ガバナンス—大会社の役割とその運営・管理機構を考える」として開催された。報告者は商法学者のみならず、経済学者、民事訴訟法・刑事法の専門家と幅広く、錚々たるメンバーであった。以下は、報告者の事前資料¹¹⁾の要約である。

なお、この前年の1993年、日米構造問題協議での米国の要求に応じるため、商法が緊急に改正されている。この商法改正の主要点は、以下の通りであった¹²⁾。会計帳簿の閲覧請求をする株主の持株要件は発行済株式総数の10%を3%に緩和し(要求は1%)、監査役機能強化のため任期を2年から3年に延長し、大会社では員数増加・社外監査役および監査役会の制度を設置した(要求は社外取締役で構成する監査委員会の設置)。同時に、独自に検討していた株主代表訴訟手数料の一律化(8,200円)も行われた。

「Ⅰ コーポレート・ガバナンスを論ずる意義—シンポジウムのねらい」(江頭憲治郎)

コーポレート・ガバナンスに関する最初の問題提起はバーリー＝ミーンズの「近代株式会社と私有財産」であり、以来アメリカでは、1960-70年代の「株主民主主義」論、80年代の敵対的企業買収の流行、現在の機関投資家の経営介入の活発化等、話題に事欠かない。他の国でも議論は様々である。日本で重大問題となった理由には、①バブル崩壊後の不況下「日本的経営」

9) 出見世信之(1997)『企業統治問題の経営学的研究』文眞堂、210頁。

10) 今西宏次(2006)『株式会社の権力とコーポレート・ガバナンス—アメリカにおける議論の展開を中心として—』文眞堂、iii頁。

11) 『旬刊商事法務』No.1364、1994.8.25号、2-33頁。

12) 河本一郎、岸田雅雄、森田章、川口恭弘(2011)『日本の会社法<新訂第10版>』商事法務、64-65頁。

崩壊必至との認識の広まり、②株主代表訴訟の頻発、がある。

コーポレート・ガバナンスに関する議論は、大企業（公開的な大会社）は①誰の利益のために【社会的役割（目的・機能】、②どのような方法で運営されるべきか【運営・管理機構のあり方】、をめぐるものである¹³⁾。①：株主利益のためか、ステイク・ホルダー（従業員・顧客・地域社会等）の利益を無視すべきでないとするればその程度・優先順位いかん、という問題である。日本では実態は「従業員」利益を最優先に運営されているという認識であったが、今後誰の利益のために運営されるべきか。②：従来の実態認識では「出世した従業員」である経営者による一種の「経営者支配」が主流で、経営トップに対するモニタリングの弱さを補強する制度改革が進められてきた。今後は「戦略的思考のできる経営機構の実現」¹⁴⁾という要請から、問題はいつそう多様化・複雑化しよう。コーポレート・ガバナンスの問題は、国民すべての関心事であり商法学者だけの課題ではないため、異分野の専門家にも参加いただき議論を深める。

「Ⅱ 企業経済論と会社統治機構一覚え書き」（岩井克人）

報告に向けて検討するうち、「企業を契約関係の要とみなす見方にはある誤認があり、それが近年の会社統治機構に関する議論を混乱させている」ことが判明し、「企業契約論を批判的に再検討することに主眼」を置いた論文になった。ロナルド・コースが先鞭をつけた「企業契約論」の世界では、契約法（私法）さえあれば会社法など必要なく企業形態の区別も意味をもたないとされ、所有と経営が分離した巨大な株式会社の統治機構（corporate governance）の問題も単なる代理関係論の問題に還元されてしまう。しかし、コースの「企業とは何か」という問いには「資本家によって所有されている資本の総体」という企業の中核に所有関係（ownership）を置く規定がコース以前から存在し、単なる契約関係に還元することは論理的に不可能である。

共同企業の法人化は、共同企業と外部との契約関係を法律的に整理するだけではなく、内部に株主対会社と会社対資本という二重の所有関係をつくりだす。会社法上の常識であるこのことが会社統治機構をめぐる主要問題を引き起こしている。

「Ⅲ 「ひと」の面からみたコーポレート・ガバナンス」（小池和男）

(1)青木昌彦説（利害調整型モデル）の欧米大企業での該当可能性：青木説は、株主だけでなく従業員も企業の重要な構成員とし、両者間の利害調整を行うのが経営者だとする。

(2)効率重視による日本型への方向性：欧米でも企業構成員の範囲は案外広いが、日本はブルーカラーも構成員としており、知的熟練の観点からこの傾向は広がるのではないかと。

13) コーポレート・ガバナンスの端的な定義といえ、大杉謙一（2012）「コーポレート・ガバナンスの収斂と、その背景」『法律時報』日本評論社、84巻10号、31頁にも、当該部分が引用されている。

14) 江頭発言「我々商法学者は、今までせいぜい取締役の非行を考えておればよかったんですが、それだけではいけない時代になりましたね、ということであります。」（日本私法学会（1995）『私法』有斐閣、148頁）。

(3)監視機構：企業運営の監視で、社外重役が強調されディスクロージャーの重要性が言われるが、監視に十分な情報を得られるかどうかは別問題で、その点メインバンクなら可能である。従業員からの監視は、日本では労働組合も非公式に行っているが、ドイツ方式の検討や部課長クラスの組合員化も考えられる。社会からの監視は、残された課題である。

「Ⅳ コーポレート・ガバナンスと民事訴訟—株主代表訴訟をめぐる諸問題」(伊藤眞)

株主代表訴訟が平成5（1993）年商法改正による訴額の低廉化で、取締役の義務強化、株主に対する経営情報開示強化と並び、コーポレート・ガバナンスの手段として関心を集めている。

コーポレート・ガバナンスの概念は、本来、会社の運営管理あるいは意思決定の仕組みを意味し、近時では、会社の意思決定の適切さを確保し健全な企業経営を維持するための方策あるいは制度を意味する。これをめぐる紛争は、株主、取締役、監査役、会社など多数の利害関係人があり多面的で、その解決のため民事訴訟手続はどのような構造をとるべきか。近時、会社の被告取締役側への補助参加の可否が争われ、肯定する学説が有力になりつつある。会社は、その意思決定の適法性という会社自身の組織法上の法的地位が訴訟の争点として判断を受けるため、それを理由として補助参加の利益を認められる。株主代表訴訟が提起される大部分の事案において、取締役の個人的判断に基づく行為ではなく、会社の意思決定に基づく行為の責任が訴求されているから、補助参加が認められる。

「Ⅴ 経営者支配の弊害と刑事制裁」(河上和雄)

経営者支配の弊害の最大原因は、代表取締役社長に対するチェック体制の甘さにある。株主、取締役会や監査役（会）の抑制は十分機能していない。抑制手段は、刑罰的には刑罰強化か非刑罰化実施であるが実行は難しく、会社内の相互抑制機能強化や違法意識高揚の問題になりそうである。商法改正の効果について、監査役会設立は補助機構設置の義務付けがないための確な監査機能を果たしがたく、株主代表訴訟も濫訴が起き、疑問である。

会社経営に関する罰則を見る時、刑事法関係者は「刑罰を最低の道徳としてとらえ、罪刑法定主義から厳格に解釈し、立法的にも解釈的にも必要最小限の処罰を考える」のに対し、商事法関係者は「刑罰を効果的な規制手段としてとらえ、構成要件も緩やかで解釈も厳格性に欠け」ており、視座の違いに驚かされる。今後の法改正の方向として、これ以上の罰則を規定するより罰則を働かす必要のないよう立法上の総合的規制を考えるべきである。

「Ⅵ コーポレート・ガバナンスと会社法」(龍田節)

会社関係者の会社法上の位置づけについて。現行法は出資者である株主を企業の所有者とし、株主は利益実現の管理人として取締役、目付役として監査役と会計監査人を選任、取締役は補助者として従業員（雇用契約に基づく会社債権者）を使う。最近は経済学者を中心に、従業員の企業に対する投資を重視する傾向で、経営者は従業員代表、少なくとも従業員と株主の利益の調整役で、株主利益中心構成の現行会社法は時代錯誤と批判される。機関投資家は持株増大

で売却が難しくなり株主として発言し出した。この役割への期待も高まっているが、彼らは単なる大株主ではなく管理人によって行動する株主で、管理人の判断と行動が株主の立場でなされることの確保はどうするか。現実論はモニタリング機能としてメインバンクに期待するが、その機能は会社債権者としての権利ではなく融資審査に依る。銀行も企業で、なぜ銀行だけに期待できるのか、銀行自身のガバナンスはどうか。

経営者の姿勢を決めるもの。企業犯罪その他不祥事とのかかわりでガバナンスが、さらに、企業目標の高度化で、より一般的な経営姿勢と社会的責任も問題とされる。

新しい会社法モデルを求めて。大会社の意思決定モデル（従業員と株主がともに企業の所有者だとする考え方にふさわしいモデルとしてドイツ共同決定方式がある）、モニタリング機構モデル、大会社を取り巻く周辺法域モデル、法の役割モデル（会社法は全体的に強行法規だが、違反は跡を絶たず、大企業は従業員管理型的な姿になった。株主本位が本来の姿なら、社外取締役の強制や株式相互保有の禁止徹底で軌道修正可能か。）を示す。

以上が事前資料要約である。記録¹⁵⁾は大部であり、「商事法務トピック コーポレート・ガバナンスをテーマに活発な議論—日本私法学会シンポジウム」¹⁶⁾から、2か所のみ取り上げる。

「企業契約論と所有の二重性」（岩井克人）：株式会社は①株主が株式という形で法人を所有し②法人が企業財産を所有する、という二重の所有関係を有するところに特徴がある。日本では②において株式持合いを通じて会社自身が会社の所有者になることで①の所有関係を無としたため、経営者があたかも従業員管理企業であるかのように行動しうる。

「ガバナンス論は何を目指すのか」（龍田節）：ガバナンス論は何が目的か、疑問である。会社の非行について、会社法では経営監視機構の問題だろうが、それなりの手当てはあり、取締役会が機能しないのは盛んに持て囃される従業員管理型企業だからではないか。企業目標の高度化という積極的側面を考えても、かつての企業の社会責任論とどこが違うのか。

バブルが崩壊し日本的経営崩壊への予感はあるが、以後「失われた十年どころか二十年」になるとまでは想像されていなかった。経営者の非行対策から戦略的思考のできる経営機構の実現へ、さらに国家戦略としての会社法へという方向が現れ出したのが、当時の状況であった。

第2節 2006年経営学史学会大会

アメリカでは、2001年エンロン事件、2002年ワールドコム事件が起き、急遽サーベンス・オクスレー法が制定され、経営責任追求、企業会計と監査システムの強化等が求められた¹⁷⁾。日

15) 日本私法学会（1995）『私法』有斐閣、88-148頁。

16) 『旬刊商事法務』商事法務、No.1370、1994.11.5号、42-43頁。

17) 片岡信之「エンロン・ワールドコム事件と株価至上主義経営の限界」『龍谷大学経営学論集』44巻1号、2004年6月、33-44頁、に詳しい。

本では2002年商法改正で社外取締役を活用するアメリカ型の委員会等設置会社制度の選択可能性が導入され、2005年には商法第2編部分について条文を現代語化し大幅に改正した会社法が制定された。

経営学史学会第14回大会は、2006年5月19日から21日に熊本学園大学で開催され、統一テーマは「経営学の現在」、副題が「コーポレート・ガバナンス論と管理論・組織論」であった。以下は、ガバナンス論関連部分¹⁸⁾の要約である。

「I 経営学の現在」

「一 「経営学の現在」を問う—コーポレート・ガバナンス論と管理論・組織論—勝部伸夫」

ガバナンス論活発化の背景に、エンロン事件などの不祥事や企業の業績不振、経営者自身による過剰報酬等への批判がある。株主主権論（株式会社は株主利益実現が最重要目標で、どう経営者を牽制すれば効率的経営が可能か、どうすれば透明で公正な経営が可能か、という議論）の一方、従業員主権論、ステークホルダー論も展開されている。どれが最も支持に足るのか、いずれかに収斂するのか、こうした主張は一般論、普遍論として見るべきでなく各国事情によって妥当性が異なるのか。日本では株主主権論が優勢だが、収斂しているとは言えない。

ガバナンス論では企業観¹⁹⁾が議論展開上、決定的意味を持つ。ガバナンス論以前から株式会社は株主の私有財産から制度となった（変容して「制度化」した）ことを認識し問題としたのが会社支配論であり経営学である。経営学こそ混沌とした現在のガバナンス研究に貢献でき、学問の独自性も発揮できる。ガバナンス論の基点が企業観という認識は経営学者にすら少ないが、それぞれ依拠する学問の企業観に意識、無意識に従っており、多くは私有財産説に依拠し、会社は株主のものと当然のごとく主張する。法制度に則る有力議論だが企業の変容という歴史的観点欠如し、これを無批判的に前提とする限り現代企業の理解は表面的におわる。

近年、「会社とは何か」を直接問題とする研究が現れ、中條秀治は株式会社制度の本質は何かという問題意識からガバナンスを論じた。バーナードに代表される組織理論に飽きたらず、団体の概念の駆使で問題に迫ろうとする。主張の核心は、概念構成体である株式会社は株主とは別個の存在の社会的実在であり、団体としての会社は誰のものでもなく「会社それ自体」として存在する、というものである。「会社とは何か」議論する点は極めて重要で、特に組織論ベースの理論を用いたアプローチは注目に値する。ガバナンス論の問題はドラッカー含む管理論・組織論とも関係し、理論実践両面から研究を深めるには広く経営学の成果が必要になる。

18) 経営学史学会編『経営学の現在—ガバナンス論、組織論・戦略論—経営学史学会年報 第14輯』（2007）文眞堂、勝部3-13頁・中條14-28頁・菊池29-41頁・菊澤42-53頁・ピーブプロット234-243頁。

19) 加護野忠男、砂川伸幸、吉村典久（2010）『コーポレート・ガバナンスの経営学—会社統治の新しいパラダイム』有斐閣、15-18頁において、会社観として説明がある。会社用具観のうち、株主用具観は米英で定着、多元的用具観は日独で定着し、会社制度観は日独で定着、とされる。

「二 株式会社を問う―「団体」の概念―：中條秀治」

コーポレート・ガバナンスの議論は最終的に、株式会社の本質の規定に帰着する。

団体は理念・理想・目的の観点から生み出される概念構成体であり、人間的限界を超えるために構想される社会的構築物（構成員を超える一つの全体性、人間そのものに還元し得ない観念的存在、永続的運動体）である。株式会社は、団体の概念で理解されねばならず、団体そのものを観念的に立ち上げ永続させる考え方に立ち、構成員とは別個の存在を概念構成し、これに主体性を付与するという観念操作が加わって「会社それ自体」という存在が意識される。

「会社それ自体」の概念は理解されにくい、ここから内部（経営者、従業員）と外部（株主）、コーポレート・ガバナンスの対象となる団体運営適正化への制度的工夫、社会制度的存在としての意味、経営者の正当性、企業倫理における責任論の問題が見えてくる。

「三 日本の経営システムとコーポレート・ガバナンス―その課題、方向、および条件の検討―：菊池敏夫」

日本では商法改正（2001年監査役設置会社に関して、2003年には委員会等設置会社規定）、2006年5月に新会社法が施行されたが、商法改正間の整合性欠如、上場会社規制の遅れと対照的に性急な法規制強化の2点が問題である。労使協議制の適用など、従業員、労働組合のガバナンスへの役割の検討も必要である。エンロン事件後も社外取締役への期待という英米企業統治の特徴は続き、これに日本では疑義もあるが、取締役会の意思決定の迅速性、透明性、説明責任への社会的要請も強い。社内取締役、執行役、執行役員の役割も重要だ。取締役会の方針決定や監督は、違法行為対策のみならず、経営者以下の潜在的能力発揮可能な条件をつくるためである。M&A（特に敵対的）は企業の所有構造への影響が問題で、経営目的実現を目指さないファイナンシャル・ゲイン目的のものは規制強化が必要だ。法規制整備だけではガバナンス問題は解決せず、実効は企業行動の主体である経営者、管理者、従業員の意思と行動による。取締役会決定方針への倫理的、社会的価値基準明示も必要である。コーポレート・ガバナンスは経営学の課題と領域に関連し、ステイクホルダー価値追求への方向性が見られる。

「四 ストックホルダー・ガバナンス 対 ステイクホルダー・ガバナンス―状況依存的ステイクホルダー：菊澤研宗」

日米独中心にコーポレート・ガバナンスの比較が行われ、どのシステムも問題の存在が明らかになり、変革が進められている。

新古典派エージェンシー理論は人間の完全合理性を基本的仮定とする点が最大の弱点である。ここからの議論展開は直感的、経験的に妥当せず、これが支持するストックホルダー・ガバナンスには問題がある。新制度派エージェンシー理論は人間の限定合理性を仮定する。自己資本比率とエージェンシー・コストの関係から、株主、債権者による完全なガバナンスは不安定で、状況依存的ステイクホルダー・ガバナンス（株主や債権者が利害関係者代表となり、間

接的に他の利害関係者の利害を代表、調節）が有効である。状況に応じた株主・債権者間の統治主権移動には、分離型ステイクホルダー・ガバナンス（株だけ保有の株主と債権だけ保有の債権者が交互に分離しながら統治）と統合型ステイクホルダー・ガバナンス（大株主かつ大債権者である巨大年金基金やユニバーサル・バンクや金融コングロマリットによる統治）があり、理論的にも経験的にもこちらに収束する可能性が高い。

「十八 EUと日本におけるコーポレート・ガバナンス・コデックスの比較：ラルフ・ビーブンロット」

ドイツ、フランス、イタリア（旧欧州三カ国）と、ハンガリー、ポーランド、チェコ（新欧州3カ国：2004年5月EU加盟）、さらに日本のコーポレート・ガバナンス・コデックス（規準）を比較する。基本的にノースの理論（視点①主要国が良いシステムを使うと他国も同じシステムを導入する可能性が高い、視点②投資家は世界中の国に投資可能なので諸国同様なコーポレート・コデックスの導入が見られる）に依拠して考察する。結果、機関の構造、共同決定方式の有無、Comply or explain ルール²⁰⁾の導入内容、取締役報酬開示義務の有無等、国家間で差はあるが少なくなってきたおり、一つに収斂する傾向が見られる。コーポレート・ガバナンスが近似してくる理由は、おそらく投資家、特に海外投資家が国際的に投資活動をするため、各国政府が同じコデックスを使うからと思われる。

第3節 2009年日本経営学会大会

日本経営学会第83回大会は、2009年9月1日から4日まで、九州産業大学で開催された。前年9月にはリーマン・ショックが起こり、世界金融危機は深刻化して現在に至っている。大会の統一テーマは「社会と企業：いま企業に何が問われているか」、サブテーマは①「企業価値の再考」、②「コーポレート・ガバナンス論の再検討」、③「事業の目的と使命」であった。以下、②関連部分の議論²¹⁾を確認する。

【報告者】今西宏次：コーポレート・ガバナンス論と企業観—Stockholder Theory と

20) 長友英資（株式会社東京証券取引所常務取締役）発言（於2004.7.5シンポジウム「企業の統治と社会的責任—現状と方向」）「サーベンス・オクスレー法が成立をし、これを受けてニューヨークやナスダックの上場規制も独立取締役の要求の厳格化、もしくは取締役の独立性強化といったことが強まり、規制色を強めてがんじがらめにしてくれているともいえます。（略）イギリスではやはりこれが1番だといいながら、でもそれではなく別のほうを選ぶのであればなぜ選んだのかというのを説明しなさい、“comply or explain”つまり応諾か釈明かという議論を持って企業の自主性に任せてやるのが大体ヨーロッパのやり方です。」（舩富順久、平田光弘、出見世信之、辛島睦、小林和子、柴垣和夫（2006）『コーポレート・ガバナンスとCSR』中央経済社、167-168頁）。

21) 日本経営学会編（2010）『社会と企業：いま企業に何が問われているか〔経営学論集第80集〕』千倉書房、37-79頁。

Stakeholder Theory を巡って―」

今日、コーポレート・ガバナンスに関する議論の対象・内容は多様化しているが、Stockholder Theory（株主理論）とStakeholder Theory（利害関係者理論）のどちらの立場をとるのか、株式会社の目的は何かを考えることが、コーポレート・ガバナンス論の核心である。

“in the Best Interests of the Corporation”（「当該会社の最大の利益に基づいて」経営する）の意味をどのように理解するかで、株主理論と利害関係者理論に分かれる。株主理論は株式会社を諸個人間の協定された『契約の結合体（nexus of contracts）』とみなし、利害関係者理論は自然人として権利や責任をもった『法的事実（legal entity）』とみなす。

筆者は、コーポレート・ガバナンスを巨大化した株式会社（大規模な株式会社）の権力（corporate power）を巡る問題とし、株主理論は市場や株主を通じた会社権力の統制を図り、利害関係者理論は利害関係者や社会的な側面から会社権力の統制を図るものであると捉え、後者による統制の必要を考える。コーポレート・ガバナンスという言葉が1960年代アメリカで使われはじめた時の重要な概念が私的な政府（private government）で、私的な政府としての株式会社の問題を取り扱うのがコーポレート・ガバナンスであり、株主有限責任制も本来は社会全体を豊かにすることが目的だからである。

利害関係者理論の問題点は、Jensenの批判にあるように、明確な作動基準が存在せず、どの利害関係者が最も重要かなどあいまいな点が多く、経営者に多大な裁量権を与えることにある。そこで、同理論を用いながら経営者の意思決定をControlし、自由裁量の部分を縮小させるような1つの規準を設定する必要があるが、その際、全ての利害関係者を「投資家」として把握すれば1つの次元で捉えなおす事が可能になり、理論の明解化の一助になると考える。

「【報告者】 出見世信之：利害関係者論からのコーポレート・ガバナンスの再検討」

本稿ではコーポレート・ガバナンスを、構造側面から広義に「企業と利害関係者との関係」、狭義に「株主・経営者関係と会社機関構造」、機能側面から、「会社の指揮・統制」と定義する。

1990年代以降、社外取締役導入を含む取締役会改革が進んだ。1993年商法改正による株主訴訟手続きの簡素化、2001年商法改正による株主代表訴訟における取締役の責任の軽減、東京証券取引所による2004年の上場会社ガバナンス原則公表と2006年のコーポレート・ガバナンス開示制度（東証ウェブサイトによる上場会社の情報開示）導入、2007年以降の『コーポレート・ガバナンス白書』公表、2005年会社法ならびに金融商品取引法による大会社に対するコンプライアンスを含む内部統制確立の要求、投資家側による社外取締役導入などを評価するコーポレート・ガバナンス・インデックスやコーポレート・ガバナンス・ファンドの成立があった。日本においては、このようにコーポレート・ガバナンスの制度的変革が行われているが、このことが直接的に「指揮・統制」という機能の向上をもたらすわけではない。

利害関係者論の立場からは、コーポレート・ガバナンスに関する議論により、経営者が利害関係者を中心にして熟慮し、会社を新たな方向へ指揮できるように、その議論や実践を転換することが求められる。

「【報告者】平田光弘：経営者自己統治論の提唱」

21世紀の企業は、市場経済社会で何のために存在し、その役割は何なのか、CSR (Corporate Social Responsibility) をもって問われ、地球社会の一員として、地球社会の持続可能な発展に寄与すること（自らを「社会に信頼される企業」に高めることが必要）が期待されている。企業統治には、経営者行動を監視・監督しながら、企業価値の向上に向かわせる働きが期待されている。監視・監督主体としては、企業の外部者、内部者、経営者自身の三者が考えられるが、外部者、内部者による他者統治より、経営者自身による自己統治がはるかに重要である。経営者が自らの経営哲学に経営倫理観と社会的責任観を注入した行動規範に基づき、自らの行動を、法令遵守に照らして律し、内部者と外部者の監視・監督に晒されながら自己統治する。企業のすべての構成員から全幅の信頼を得て、自己統治を推進していける経営者は、責任ある経営者、機能する経営者であって、「社会に信頼される企業」作りを期待できるのである。

企業統治には、企業不祥事の抑止力も企業競争力の促進力もないことを強調しておきたい。近年の日本企業に共通する企業統治の考え方は、意思決定の迅速化、執行と監督の分離、経営効率性向上、経営責任の明確化の一方、リスクマネジメント体制を充実・強化し、経営の透明性向上によって、企業の持続可能な成長に必要な企業価値の向上を目指している。しかし、これを戦略的に使いこなせる人材がなければ、画餅に帰するだろう。ガバナンスやコンプライアンス（CSRや内部統制含め）の制度や枠組みの構築というハード作りより、優れた人間教育と倫理観に裏打ちされた人材育成というソフト作りに注力すべき時機にきているのではないか。

「【討論者】勝部伸夫」

3 報告は、ガバナンスとは何か、何のためのガバナンスかという点で見解が異なるが、利害関係者理論からの株主理論批判という点で共通している。

3 報告に対する問題提起。第一：利害関係者理論に立つ根拠、逆に代表的学説である株主理論に立たない理由は何か。第二：利害関係者理論は企業観としてはどう位置づけられるのか。第三：利害関係者理論では株主も含めた様々な利害関係者の利害調整の必要があるが、それは誰がどういう規準でするのか、また、利害が衝突した時には誰の利害を優先するのか。第四：利害関係者理論では経営者をどう位置付けているのか。経営者が利害調整しその意思決定をするというなら、経営者こそが統治の主体と考えるべきではなかろうか。

企業観の違いを問題にするはずだったのに、報告者に株主理論の論者がいなかったのは残念である。ガバナンス論は利害関係者理論で決着がついたわけでは決してなく、企業観の問題も含めて改めてコーポレート・ガバナンスを「再検討」する必要があるだろう。

「【討論者】菊池敏夫」

3 報告に残された研究課題。(1) ステイクホルダーがコーポレート・ガバナンスにどのようなかわからないし関係をもつのかという問題の解明。たとえば従業員代表の取締役会、または監査役会への参加の問題はコーポレート・ガバナンス論の論点の1つであろう。(2) 出見世報告で注目されるのは1990年代以降の日本における制度改革を詳細にあとづけていることである。なぜ社外取締役の導入、義務化に反対が強いのかは、社外取締役の有効性ととも重要な研究課題である。(3) 平田報告では、経営者自己統治の重要性を主張している。コーポレート・ガバナンス論が機構整備論ないし制度構築論の傾向を強めていることへの批判の意味をもつものとして注目したい。経営者の自己統治能力の育成と開発が重要な課題であろう。

いずれもステイクホルダー論を支持する立場であることが特徴で、理論的研究傾向が強く、企業が解決をせまられている現実問題への接近が今後の課題となったように思われる。

「【司会者】三戸浩」

80年代のアメリカでは、バーリ&ミーンズによる「経営者支配企業(=私的致富手段から準公的会社への変容)」から、機関投資家、ファンドの台頭による「株主主権、会社は株主のもの」という潮流に変化し、経営者はストック・オプションなどの制度により動機づけられ株主・株価値重視の経営となり、M&Aが流行し、TOB、LBOなどにより会社自体が売買対象になった。90年代、バブル経済崩壊後の日本は“Global Standard=American Standard”導入に躍起となり、「株主主権論、企業価値論」がブームとなった。一方、70年代辺りからの「企業の社会的責任論」は、80年代の「社会的貢献論(メセナ・フィランソロピー)」から90年代以降「環境との調和、CSR(Corporate Social Responsibility)」に大きな関心が持たれ、「利潤追求」の肯定化に対応してBusiness Ethics(経営倫理)の必要性・重要性も言われ出した。

以上のような社会的変化は、経営学の主要関心事のシフト(「大企業の所有と支配」→「コーポレート・ガバナンス論(企業統治論)」)をもたらしした。CSRや経営倫理などとも絡みながら「企業は誰のものか、誰のためにあるのか」を再び問題とし、「株主主権論、企業価値論」と「ステーク・ホルダー論、社会的器官論(公器)」に別れて現在に至っている。

経営学者の大方が「ステークホルダー(利害関係者)論」を支持しているように見える。如何にステークホルダーのために経営者をチェック&コントロールするかの段階に入っており、法律・制度(外部統治)、制度設計(内部統治)、責任・倫理(自己統治)という多面的・重層的側面からの企業統治の必要があることを、今西教授は「法学・政治学との学際的研究」による理論の精緻化、出見世教授は制度の観点や実務界との交流、平田教授は長年の経営学研究から明らかにされた。ただ、「株主主権論」は経済学・法学では当然とされ、マスメディアにおいても実によく目にする。「株主主権論者」との対決を見たいと思った方も多かったのではないか。

第3章 日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点

本章では、前章で確認した諸学会における議論を中心に考察することを通じて、日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点を考える。

なお、議論では論者によって用語に違いがあるが、考察部分では以下のように統一したい。

①株主型コーポレート・ガバナンス論

会社＝株主私有財産説と会社用具観のうち株主用具論と言われる企業観を前提とする。「会社の所有者は株主である」「会社は株主のものである」という考え方を論拠に、「会社は株主の利益のために運営されるべきであり、株主が経営者を監視する」という理論である。

一般に、法学・経済学的立場からの理論と考えられている。株主主権論、株主至上主義型ガバナンス論、ストックホルダー・ガバナンス論、アメリカ型コーポレート・ガバナンス論などとも呼ばれる。

②利害関係者型コーポレート・ガバナンス論

会社用具観のうちの多面的用具観、また、会社制度観（会社を社会公器とする）と言われる企業観を前提とする。「会社は労使共同のもの」「会社は多様な利害関係者のもの」、あるいは「会社は社会の公器ないし制度であり、株主だけのものではない」として、「会社はすべての利害関係者のために運営されるべきであり、利害関係者が経営者を監視する」という理論である。ただし、論者によって、利害関係者の範囲、各利害関係者の利益配分等についての考え方には、かなり違いがある。

一般に、経営学的な立場からの理論と考えられている。ステークホルダー論、ステイクホルダー・ガバナンス論、ステイクホルダー型ガバナンス論、などとも呼ばれる。

③従業員型コーポレート・ガバナンス論

従業員用具観と言われる企業観を前提とする。従業員主権論とも呼ばれ、②のうち特に従業員に重きを置いたものとも考えられる。従業員の会社への貢献を評価して「会社は従業員のものである」とし、「会社は従業員のために運営されるべきであり、従業員が経営者を監視する」という理論である。具体的な形での経営や監視に対する従業員の参加を構想するものである。

第1節 時代的背景に起因するもの

時代的背景に起因する問題点は、制度面、実務面における株主型コーポレート・ガバナンス論への偏向である。

1978年から1979年にかけて留学した森田章によれば、「この市場原理による経営監視の考え方は、著者が約二〇年前にアメリカのイエール・ロー・スクールに留学した時にラルフ・ウィ

ンター教授から「会社法」の授業を通じて学んだものである。当時の私には大変なカルチャー・ショックであった(略)」²²⁾ そうである。当時、日本では、商法学の大きな関心事の一つが総会屋対策という有様だったから、このようなコーポレート・ガバナンスに関する議論はさぞ新鮮に映ったに違いない。

1994年江頭報告ならびに龍田報告から、当時、日本の株式会社の実態を「従業員」利益が最優先された、「出世した従業員」である経営者による一種の「経営者支配」とする認識が商法学者にあったことがわかる。そして、河上報告にあるように、当時強く意識されていたのは、いかにして経営者支配の弊害をチェックするのかという問題と、その手段としての監査役制度の機能への不信であった。ここに進歩的概念として登場したのが、コーポレート・ガバナンス論(株主型、アメリカ型)である。株主所有という先祖がえりを、しかし、元のあるべき姿に戻れば弊害は解決するかもしれない、と受け取ったのではないか。

1980年代以降、新自由主義とそれに都合のよい思想が意図的に喧伝されたのは、第1章に記した通りであり、それに日本にもともと存在した問題に対する認識が融合して、1990年代以降の日本においてコーポレート・ガバナンス論が活発化した。IT革命と金融資本主義の下、復活をとげたアメリカ経済と、バブル崩壊後、すべてにおいて停滞する後進的な日本経済という構図が背景にあったことはもちろんである。

本山美彦も、2001年のエンロン破綻以後の米国一辺倒ではない日本的長所を生かした「日本型コーポレート・ガバナンス」のあり方の模索の重大な欠陥として、コーポレート・ガバナンス論の対象企業がグループ全体との関わりを意識されずに扱われていることに加え、企業の国際経済社会との関係が無視ないし軽視されていること、とくに、米国の対日圧力の歴史的な推移を視野に入れぬかぎり、日本のコーポレート・ガバナンスは実りある成果を得られないことを指摘している²³⁾。

こうして、1990年代以降、矢継ぎ早に商法は改正され、2002年には選択制とはいえアメリカ型のガバナンス制度を取り入れる素地がつくられ、2005年には会社法が制定された。

現在の日本においては、2009年の三戸の指摘にあるように、経営学者間では利害関係者型コーポレート・ガバナンス論が主流であり、如何に利害関係者のために経営者をチェック&コントロールするかの段階に入っているといっても、経済学・法学では株主型コーポレート・ガバナンス論が当然視され、マスメディアも然りである。

2012年初、日本のコーポレート・ガバナンスを理論的、実践的に主導してきた、全国社外取

22) 森田章(2000)『会社法の規制緩和とコーポレート・ガバナンス●市場原理による経営監視とディスクロージャーの充実』中央経済社、3頁。

23) 本山美彦(2003)『ESOP—株価資本主義の発展』シュプリング・フェアラーク東京、17-18頁。

締役ネットワーク、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラム、日本コーポレート・ガバナンス研究所の3団体が統合した。「リーマン・ショック以降、株主重視企業経営に対し逆風が強まっているとし、活動範囲や規模の拡大で発言力を高める。(略)統合後の新団体では社外ネットの田村氏が代表を務める予定。田村氏は「日本企業のガバナンス改善に向けた動きは停滞しており、関係者の力を合わせる必要がある」と話す。」²⁴⁾ ということでは、日本のコーポレート・ガバナンス推進の停滞に対する危機感が表れていた。ただし、3団体の推進したコーポレート・ガバナンスは、株主重視経営、企業価値向上、独立性の高い社外取締役の導入等を目指すもので、いずれも株主型と言える。3団体の統合は、日本のコーポレート・ガバナンスが株主型定義で推進され、一応の完成をみたことの象徴であろう。

また、筆者は常々、リーマン・ショック後も株主型コーポレート・ガバナンス論者の大半が反省の色を見せないのが不思議であったが、金融庁のある課長の発言を読んで納得がいった。「今回の金融危機の過程で欧米のコーポレート・ガバナンスの制度が必ずしも有効に機能しなかったことをとらえ、上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化自体を、懐疑的にとらえる見方もあると認識しています。しかし、(略)今回、欧米の制度が必ずしも有効に機能しなかったということは、コーポレート・ガバナンスの重要性自体を否定するものではなく、むしろその重要性を再確認させるもので(略)現に欧米各国でもコーポレート・ガバナンスの強化に向けて、取組みがすでに開始され(略)金融危機があったからこそ、コーポレート・ガバナンスの強化が求められているのであって、金融危機であったのにどうしてこういうことをするのかという批判は、必ずしも的を射ていないと受けとめているところです。」²⁵⁾ 金融危機でコーポレート・ガバナンス“そのもの”の重要性は再確認されるとして、有効に機能しなかったのはコーポレート・ガバナンスの“あり方”に問題があるためだということをまったく理解しておらず、“あり方”はそのままで強化すると意気込み、自信満々である。「コーポレート・ガバナンス>自分たちの考えているコーポレート・ガバナンス」でしかないのに、「重要=コーポレート・ガバナンス=自分たちの考えているコーポレート・ガバナンス」と信じて疑わないから、反省する訳がないのであった。(また、この発言は、1994年の河上報告で懸念された商事法関係者の刑罰に対する謙抑性欠如²⁶⁾が、現在も続く問題であることを示している。)

つまり、日本において、コーポレート・ガバナンス論は、見事に株主型コーポレート・ガバ

24) 日本経済新聞2011年9月2日。

25) 別冊商事法務編集部編(2010)『上場企業の新しいコーポレート・ガバナンス』別冊商事法務No.344, 4頁。

26) 「法が社会関係を規律するには、どこまでが法の力で及ぶべきことであるかを見定めてからなければならない。(略)犯罪現象なども主として社会的要因で動くものなのだから、法ことに刑法の力でこれを防止・鎮圧しようとするについては、十分に謙抑でなければならない。」(団藤重光(2007)『法学の基礎〔第2版〕』有斐閣, 47頁)。

ナンス論と同値されて、普及、浸透したのである。結果、そのコーポレート・ガバナンスとは、本稿では割愛した2004年日本経営学会における勝部報告で「経営者に対して監視・牽制するシステムを熱心に作ることがはたしてガバナンス論の究極的な目的だと言ってよいのだろうか。」²⁷⁾と危惧された通りのもの—経営者に対して監視・牽制するシステムを熱心に作ることを究極的な目的にしたもの—になったようである。2009年菊池総括は、平田報告の経営者自己統治論について、コーポレート・ガバナンス論が機構整備論ないし制度構築論の傾向を強めていることへの批判の意味で注目している。

1994年時点では、商法学分野は他分野の意見を求める姿勢を保持していたが、現在はどうか。特に、法学と経営学とでは、同じコーポレート・ガバナンスという語が使用されていても内容は別物と考える、あるいは、狭義と広義のそれと考える方がいいかもしれない。コーポレート・ガバナンスは企業、経営者を規制する法律的諸規範と割り切ったもの、これが法学的コーポレート・ガバナンス論である。株式会社の本質を把握し、それに基づいて、株式会社に関わるすべての人間がより幸せになれる仕組みを考える、これが経営学的コーポレート・ガバナンス論である。経営学的コーポレート・ガバナンス論を考えれば、それは利害関係者型のものになるのだが、制度的、実務的な具体化が難しく、具体的な提唱が不足していることも、制度面、実務面の株主型コーポレート・ガバナンス論への偏向を齎したかもしれない。

第2節 比較研究の観点に起因するもの

コーポレート・ガバナンス論における比較とは、単に各国のコーポレート・ガバナンスの諸制度を調査して、各々が世界機関の規準と照らしどのレベルにあるか比較することなのであろうか。そこには、「各国の歴史的背景による思考の違いが、異なる思考を背景とする制度を受容する場合にどう影響しているか」という観点が不足していないだろうか。

ここに起因する日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点は、コーポレート・ガバナンスの普遍性と地域独自性についての考察不足である。

近年、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスなどの欧米諸国に加えて、中国、旧社会主義圏をも含むアジア諸国、ロシアや東欧諸国のコーポレート・ガバナンスに関する研究を目にする機会が増えた。そこで気になるのが、各国の諸制度を詳細に調べあげた上、世界機関や先進国の規準と比較して甲乙つける、というような論調が多いことである。比較した結果から何を導き出すかが重要であり、それには上記の観点からの考察が必要で、この不足が各国のコーポレート・ガバナンス制度の比較を薄いものになっているのではないだろうか。

2006年経営学史学会大会におけるビーブンロット論文について考えてみたい。ここでは、主

27) 日本経営学会編（2005）前掲書、15頁。

要国が良いシステムを使うと他の国も同様のシステムを導入する可能性が高いとし、欧州6カ国と日本のコーポレート・ガバナンス・コデックスを比較してその収斂傾向が示された。理由は投資家の国際的投資活動のため各国政府が同じ規準を使うから、とされている。

実際「今日、アメリカの会社法研究者は、コーポレート・ガバナンスが世界規模で収斂していくという概念に夢中になっているといわれている。(略)大企業の経営者は、世界中から集められたコーポレート・ガバナンスの構造や実践の中から最善のものを採用しなければならないというプレッシャーを感じており、そのため収斂していくと主張されることになる。そして、この問題について論じるアメリカの研究者の多くは、収斂はアメリカのコーポレート・ガバナンスを模写したものになると主張する。確かにアメリカ型が世界中から注目されているのは、事実である。」²⁸⁾との指摘もある。しかし、アメリカ型は、「最善のもの」²⁹⁾(良いシステム)だから採用されているのだろうか。その採用が現在「最善の策」だから採用されているのはいか。「最善の策」になるよう世界を戦略的に誘導し続けたのがアメリカという国家であることは、20年近く前の以下の指摘からも推察しなければならない。「アメリカ側が日米構造問題協議において、株主権強化のための会社法の改正を要望するのは、決して日本の会社法自体の合理化を求めるためではない。アメリカの株主にとって利用しやすい効果的な制度の実現を求めるためにほかならない。」³⁰⁾。重要なことは、比較した結果から何を導き出すかであろう。

では、「各国の歴史的背景による思考の違いが、異なる思考を背景とする制度を受容する場合にどう影響しているか」という観点から各国のコーポレート・ガバナンスを考察するというのはどういうことか。上記の報告では、コデックスで委員会に関して、ポーランドは監査、指名の2つ、チェコとハンガリーは監査、報酬、指名の3つを挙げている、とされている。しかし、ポーランドに報酬委員会が採用されていない理由は明らかになっていない。金銭的话题を避ける国民性なのか、反対があったためか、だとすれば反対したのはどんな人々か、などを考えることができる。もし比較研究を進めるとすれば、このような微妙な相違がどこに由来しているかまで追求し、そこから逆にコーポレート・ガバナンスについて考察すると、より成果が

28) 今西宏次(2010)「アメリカにおける株式会社—新自由主義と株式会社—」細川孝・桜井徹編著『転換期の株式会社—拡大する影響力と改革課題』ミネルヴァ書房、159頁。

29) 「各国・各地域固有の経済的・制度的条件が果たす役割に注目するならば、今後のグローバリゼーションの一層の進展の下でも、コーポレート・ガバナンスのあり方は決してアメリカ流の新自由主義に基づく「唯一最善の方法(one best way)」、したがってまた唯一最善のガバナンス・モデルに収斂するのではなく、各国・各地域固有の制度的・経済的条件に基づいて「経路依存的」な歴史的進化が迫られるのであり、「多くの最良の実践(many best practices)」が、したがって、また各国・各地域の多様なガバナンス・モデルが今後も引き続き存在するものと考えられる。」(海道ノブチカ、風間信隆編著(2009)『コーポレート・ガバナンスと経営学—グローバリゼーション下の変化と多様性—』, iv頁)。

30) 酒巻俊雄(1994)「社外取締役と社外監査役の機能」『ジュリスト』有斐閣, No.1050, 1994.8.1-15, 141頁。

期待できないだろうか。つまり、コーポレート・ガバナンスにおいて普遍的に守られるべき部分と地域的独自設定を許容されるべき部分が、より明確にできると考えられるのである。

また、この観点は、日本のコーポレート・ガバナンスを論じ、日本にふさわしいコーポレート・ガバナンスを考える場合にも必要である。ただ日本の特殊性や日本的経営を強調して論ずるのでは、単なるナショナリズムと受け取られかねない。コーポレート・ガバナンス（株主型、アメリカ型）を異なる思考を背景とする制度と捉え、この制度を各国が受容した過程の一例として、日本の議論の受容過程を冷静に考察したうえで、日本のコーポレート・ガバナンスを論じ、日本にふさわしいコーポレート・ガバナンスを考えることが必要ではないか。2009年出見世報告、菊池総括にある日本における社外取締役制度への頑強な抵抗の背景にも、こうした観点からの考察で、より接近できるかもしれない。

日本の株式会社制度自体が、明治期のその成立は異なる思考を背景とする制度の受容であり、その後も随所でその傾向を見ることができる。しかしまた、受容した制度は、根付いてそれなりの展開をしていくのである。そうした点まで考慮したうえで、日本にふさわしいコーポレート・ガバナンス論（それは多分、株主型コーポレート・ガバナンス論ではないだろうが）を論理的に構築していかなければならないだろう。

第3節 株式会社の本質把握に起因するもの

2006年勝部報告の、コーポレート・ガバナンス論を左右するものが企業観であるとの認識は、まずは妥当と考えられる。利害関係者型コーポレート・ガバナンス論の企業観が多面的用具観、会社制度観であるということもその通りであろうし、企業観として、こちらの方が株主用具観より今後のコーポレート・ガバナンス論の方向性に合致すると考えられる。

しかし、コーポレート・ガバナンス論は、企業観からさらに踏み込み、株式会社の本質をどう捉えるかに左右されるのではないか。ここに起因する日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点は、3つ考えられた。

1つ目は、株式会社の定義の不明確である。

2006年の中條論文は、コーポレート・ガバナンスの議論は最終的に、株式会社の本質の規定に帰着すると明言している点はいいが、肝心の株式会社を上場でも非上場でもあまり区別せずに論じているように見受けられる点が問題である。コーポレート・ガバナンス論が錯綜しているのも、対象の定義すら明確でないことが一因ではないのか。今日、ガバナンス論は、中小企業、非営利組織を対象にするものも含め盛んになっているが、なかでも「コーポレート・ガバナンス論は、巨大な公開株式会社を対象にした議論である」³¹⁾。つまり、少なくとも議論の対

31) 今西宏次（2006）前掲書、i 頁。

象を、株式市場の問題を包含する（本来的意味の）株式会社と定義する必要があるだろう。株式会社についてのガバナンス論を、特にコーポレート・ガバナンス論として検討する必要の根拠は、それが現代社会に与える影響の大きさと現時点で最高の会社形態というところにある。

また、「会社それ自体」の概念に団体の概念を適用するとして、そもそも巨大な公開株式会社とそれ以外の会社で団体としての会社の人的構成内容に顕著な変化が現れること、すなわち株式市場の介在で“人の集う所”としての会社の内容が変わってくることも、コーポレート・ガバナンス論出現の理由ではないだろうか。団体の概念だけでは、「会社それ自体」としての株式会社を説明しきれないのではないか。

2つ目は、株主所有の前提である。

株主所有の前提とは、「会社の所有者は株主である」、「会社は株主のものである」という前提である。これは株主型コーポレート・ガバナンス論の論拠であり、一般に法学的理解に基づくとされるが、実は法学的に2点の誤謬を含んでいる。

第1は、株式会社における所有の二重構造についてである。

1994年の岩井報告にあるように、株主が出資した資金は株式会社自体が所有し、株主は代わりに株式を所有する。会社の財産を所有していないのだから、「会社の所有者は株主ではない」し「会社は株主のものではない」。

上村達男は「いま日本では会社は株主のものだ、株主が所有者だといっていますが、法律上には所有でないことは明らかです。（略）つまり、株主が提供したおカネの所有者は会社になるのであって、（略）株主は代わりに株式を取得して、株式の所有者になるのです。これはもっとも基本的なことです。株主が会社財産の法的な意味の所有者ではない、これは議論の出発点です。（略）それは岩井克人さんが盛んにいわれる「二重の構造」というものです。つまり、ほんとうは自分が出資しているのだけれども、自分のものではなくて会社のものになる。そういう二重性というものがあります。これは法律家にとっては当然のことです。」³²⁾と述べている。

第2は、株主の「所有」概念についてである。

稲葉威雄は「株主は、よく会社の所有者といわれるが、その立場は、たとえば民法上の所有権を有する者の地位とは、大きく異なっている。所有者は、所有物の管理機能と収益機能を享受し、これが株主の地位のアナロジーと解されやすい。しかし、所有者は、所有物の管理が不適切な場合には責任を負い、その責任の範囲には限度はない。たとえば、土地の工作物の設置または保存に瑕疵がある場合には、無過失責任も負う（民法717条³³⁾）。これに対し、株主は、会社についてそのような責任を負うことはない（本来的には、管理責任を負わない支配権能の

32) 上村達男，金見昭（2007）『株式会社はどこへ行くのか』日本経済新聞出版社，143頁。

33) 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任。

行使は限定されるべきで、そこでは所有と経営の分離を原則とする)」³⁴⁾と説明する。株式「所有」は管理責任を負わないから、その支配権能の行使は限定されるべき、ということである。

また、上村も「株主が出資した資金は株主のものではなく、会社のものになる代わりに、株主は株式の所有者になるのです。(略)では株主とは何か(略)民法では所有権の機能を使用、収益、処分の権能といいます。(略)使用・処分権能を所有権の支配権能といい、これと収益権能が合わさって所有だというわけです。(略)正確には所有ではないが、株主は議決権という支配権能と利益配当請求権という収益権能をもっている(略)所有でないに決まっているけど、株主の地位は所有の薄められたものといってもよいではないかというのが、株主が所有するという話をする場合の約束だった」³⁵⁾と語る。株主の「所有」とはその程度の意味にすぎないのだ。

だから、株主の所有について「財産の所有権とその支配権は不可分であるのか。(略)株主は有限責任で、会社財産の処分権を手中にしている。こうした株主の限定された所有権を完全な所有権とみなせるか否かについては、議論の余地も残されているのである。」³⁶⁾という記述が見られるが、それは議論の余地もなく“否”，であろう。

以上2点から見れば、「会社の所有者は株主である」「会社は株主のものである」という考え方は、常識的経験的感想（「だからといって何をしてもいいというわけではなかろう」）以前に法学的誤謬であり、「所有」という単語の理解を悪用しているものとさえ言える。つまり、株主型コーポレート・ガバナンス論は、論拠の時点ですでに問題有ということである。

そして、この株主所有の前提は、「会社は利害関係者のために運営されるべきである」とする利害関係者型コーポレート・ガバナンス論にも見られる。この立場の論者は、株主型コーポレート・ガバナンス論を否定する。ところが、意識的あるいは無意識的に法規範からすれば株主が会社所有者であると前提した上で、しかし常識的経験的に「会社は株主のために運営されるべきである」というのは間違いだ、とする。たとえば、「公開された株式会社の場合、所有者たる株主の数はおびただしく、その構成も多様である。」「会社法や主流派の経済学は、株主の合理的な期待や要求に沿った企業経営を主眼とする。本書では、こうした経営を「よい経営」とは必ずしも判断しない。」³⁷⁾という具合である。

株主所有の前提についての明確な否定なしに利害関係者型コーポレート・ガバナンス論を展開しても、議論の前提が株主型コーポレート・ガバナンス論の論拠と同じであれば、利害関係者を利する理論を構成しようとしても論理的に行き詰まり、「所有者だからといって何をして

34) 稲葉威雄（2006）『会社法の基本を問う』中央経済社，90頁。

35) 上村達男，金児昭（2007）前掲書，143-145頁。

36) 加護野，砂川，吉村（2010）前掲書，10頁。

37) 加護野，砂川，吉村（2010）同上書，3-4頁。

もいいわけではない」として株主型議論の譲歩を待つだけになりはしないか。なにゆえ、まず「会社の所有者は株主ではない」し「会社は株主のものではない」と宣言してかからないのか。利害関係者型コーポレート・ガバナンス論の大半が株主型に対峙しようとして説得性に欠ける理由の一つは、ここにあると考えられる。

3つ目は、経営者支配の前提である。

経営者支配の前提とは、「会社の支配者は経営者である」という前提である。これは、株主型コーポレート・ガバナンス論にも利害関係者型コーポレート・ガバナンス論にも共通する前提であり、株主型コーポレート・ガバナンス論の場合「経営者は会社の僭主的支配者である」というべきかもしれない。また、この前提は、1994年日本私法学会商法部会から2009年日本経営学会大会までの議論においても通底している。

株式会社の有限責任制は、株式会社が法人である(会社自体が資本所有の権利を認められる)ことで現実資本と擬制資本の「資本の二重化」をもたらし、さらに、株式所有と管理的所有の「所有の二重化」をもたらす。会社内部の人間は各々管理的「所有」をする「支配」者である。なかでも経営者は、その地位による管理的「所有」の大きさと会社自体の規模の反映とで、大きな権力を有することになる。

ところが、一般に、経営者権力の大きさの源泉(地位による管理的「所有」の大きさ、会社自体の規模の反映)は見落とされ、経営者権力の大きさだけが注目される。事実、コーポレート・ガバナンス論の前段階というべき企業支配論でも、大勢において経営者支配論が認識されている。コーポレート・ガバナンス論もこの単純な認識を前提として、経営者に対する監視機構の整備や経営者の高邁な倫理性を要求する。しかし、その結果はどうであろうか。

株式会社の本質は、人的には経営者(特殊な賃金労働者)以下の従業員(労働者)から構成されているところの、個別資本である。株式会社の内部(=会社自体)は、人的には経営者以下の従業員で構成されている(ついでに言えば、株主は内部ではない)のである。だから、コーポレート・ガバナンスの問題では外部からの監視も重要であるが、内部からの監視も重要になる。監視というと非人間的な感じがあるなら、組織の上から下まで内部のコミュニケーションが円滑であること、と言いたい。日本的経営崩壊が言われながらも日本の特徴として内部昇進は健在だから、なおさら、経営者以下従業員から構成される会社自体というものを意識してコーポレート・ガバナンス論を構築する必要がある。新入従業員がいきなり経営者になるはずもなく、永年勤続者が経営者になった途端に高邁な倫理性を持つはずもないからである。

この点に関して、1994年の小池報告にある監視機構についての議論は、現在も参考になる。また、1994年の伊藤報告は、コーポレート・ガバナンスの手段としての株主代表訴訟について、被告取締役側への会社の補助参加を「取締役の個人的判断に基づく行為ではなく、会社の意思決定に基づく行為が訴求されている」から認められる、として、株式会社の機関としての取締

役（個人としての取締役ではなく）を考えている点、民事訴訟法上の問題を論じたものではあるが、注目される。2006年の菊池報告では、「法規制整備だけではガバナンス問題は解決せず、実効は企業行動の主体である経営者、管理者、従業員の意思と行動による。」としているが、まさに、企業行動の主体は経営者のみならず、管理者、従業員なのである。

たしかに現代の株式会社における経営者の地位は絶大で、最近の日本の大きな企業不祥事も経営者の犯罪であった。しかし、経営者の絶対的支配を強調して、人的には経営者と従業員で構成される会社自体という株式会社の本質を看過していることが、経営者に対する監視機構の整備や経営者の高邁な倫理性を強調しすぎる実効性に乏しい議論につながっているのではないだろうか。

おわりに 本稿の総括と今後の研究課題

本稿の目的は、コーポレート・ガバナンス論の活発化を新自由主義との関連について考察し、日本のコーポレート・ガバナンス論の展開を諸学会における議論を中心に考察することを通じて、日本のコーポレート・ガバナンス論の問題点を提起することにあった。

結果は、以下の通りである。

①時代的背景に起因する問題点：

制度面、実務面における株主型コーポレート・ガバナンス論への偏向。

②比較研究の観点に起因する問題点：

コーポレート・ガバナンスの普遍性と地域独自性についての考察不足。

③株式会社の本質把握に起因する問題点：

株式会社の定義の不明確。株主所有の前提。経営者支配の前提。

以上、まとめてみたものの、問題点は相互に関連しており、実は根本は同じところにあるものを分類してみたり、逆に、違うものを同類にしたりの可能性がある。今後の研究課題として、問題点を精緻化し、利害関係者型理論を採るとして、より制度面で具体化する方向性を探ることがある。

さて、近年、画期的著作－松井秀征『株主総会制度の基礎理論：なぜ株主総会は必要なのか（Warum ist die Hauptversammlung einer Aktiengesellschaft erforderlich ?）』が登場した。

「かつてわが国の代表的体系書であった鈴木竹雄と竹内昭夫の著書において、（略）株主総会とは、「企業の所有者である株主からなる機関」であって、「株主の総意によって会社の意思を決定する必要的機関」である。そして、株主の「所有者」性とは、個人企業における企業所有者の地位を株式会社における株主の地位に転位したもの」という説明があったが、著者は、「第一に、共同企業たる株式会社の議論を、個人企業の議論の延長線上で扱うことができるのか。

第二に、株主は、なぜ個人企業所有者と同様の意味で所有者といえるのか。そして、第三に、かりに株主の「所有者」性を前提とするにしても、なぜ株主の「所有者」性から企業経営への参与権が導かれるのか。」と問う。検討を重ね、解答を見出したのがこの著作である。結論は、「つまり、株主総会というのは一組織体としての総会であれ、会議体としてのそれであれ—あってもなくてもよいものなのである。」であった。議論は地理的・時代的背景に色濃く拘束され相対的でしかなく、また、所有や契約という概念も相対的である、というのである³⁸⁾。

そして、そこにはさらに、「わが国において株式会社および株主総会をめぐる制度や理論を論ずるにあたって、今日、前提とされている所有の契機はあくまでも相対的なものでしかない、ということを経営者が必要とする。つまり、「株主が所有者である」から何らかの結論が導かれるのではなく、まず「なぜ株主を所有者として観念する必要があるのか」が論じられねばならない、ということである。それは純粋に抽象的に論じられる類のものではなく、その時その時の経済状況、そして企業の置かれた状況等に依存するものである。現在は、機能的な所有の論理によって株式会社制度が構築され、これを前提に組織体としての株主総会は理論的な基礎を獲得しているようだが、これとて「一九九〇年代」に「深刻な経済的危機を迎えたわが国」において、所有の有するインセンティブ効果を利用する必要があったからにすぎない。以上のような前提が消え去れば、本当に機能的な所有の論理で株式会社制度が構築されるべきなのか否か、また問い直されなければならないはずである。」³⁹⁾と記されている。

そうであるならば、コーポレート・ガバナンスもまた、相対的なもののはずなのである。

(2012年12月4日受理)

38) 松井秀征 (2010) 『株主総会制度の基礎理論：なぜ株主総会は必要なのか』 有斐閣, 406-408頁。

39) 松井秀征 (2010) 同上書, 407-408頁。

CONTENTS

Articles

- Linguistic Approaches to International Accounting Standards (IFRS)
..... CHUN Jae Moon (3)
- Study on Toyota Crisis—Research and Analysis on Causes:
a Chinese Researcher Perspective
..... Zhu Lina (27)
..... Xu Baomei
- Historical Study on Large Disaster Relief and Welfare Work in China
.....Meng Dong (61)
- For a New Trend of Marketing Theory
—A Study of Arguments on Marketing Research Methodology
..... Wang Yan Yu (85)
- Some Basic Problems on Corporate Governance
—Critical Approach to Shareholder Type of Governance—
..... Hideko KUOKAWA (97)